

## 別紙11 必要諸室及び仕様 <小学校・全体共用部>

## 〈小学校・全体共用部〉

約 ±10%以内で提案  
以上 本別紙に提示した面積  
= 本別紙に提示した面積

LAN配管 (※) : ①YCAN、②YYNet

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積(m <sup>2</sup> )	総面積(m <sup>2</sup> )	面積の扱い	想定利用者数(人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等に関する留意事項	建築工事				電気設備					機械設備										
											カーテンレール	防音 遮音仕様	吸音仕様	可動間仕切	その他	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管(※)	AV機器	OAフロア二重床	時計	その他	空調(冷暖房)	局所排気換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備	その他	
1	【共通】	-	-	-	-	-	-	-	※横浜市小・中学校標準図に基づき、計画すること。	※横浜市小・中学校標準図に基づき、計画すること。																				
2	小学校	教室	普通教室	21	64	1,344	-	35	・4階以下に配置。 ・他の諸室に優先して日照、採光、通風等の環境条件の良い場所に配置。 ・高学年になると特別教室の利用が増えるため、動線計画に注意する。	・静かで落ち着いた学習ゾーンとして、児童が普段利用する教室 ・各学年の学級数が増加した場合においても、空間的なまとまりを崩すことなく施設の増築が可能な計画とするのが望ましい。 ・普通教室と廊下との間は児童が授業に集中できるよう音と視線に配慮するとともに、更衣時の教室内からの視線に配慮した設置とする。 ・更衣時のカーテンを利用ため、窓際だけではなくカーテンレールを室内中央付近に設置する ・児童の作品等を掲示できるよう、固定の間仕切り壁を設ける。 ・1教室の児童数の上限は35人とする。	○		○ 天井				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	小学校	教室	個別支援教室	7	64	448	-	8	・普通教室と同様、優先して日照、採光、通風等の環境条件の良い場所に配置。 ・災害時の避難等にも配慮し、なるべく1階に配置することが望ましい。 ・緊急事態の連絡のため職員室・保健室への動線に配慮するとともに、昇降口・便所に近い配置。 ・給食室からの配置に配慮した位置とする。	・個々の児童の障害者の状態(知的障害、自閉症・情緒障害、弱視)や程度に応じた学習をするための少人数の教室 ・1教級の児童数の上限は8人とする。 ・教室を2分割できるように可動間仕切り壁などを設置する場合がある。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	小学校	教室	特別支援教室	1	-	64	-		・緊急事態の連絡のため職員室・保健室・昇降口への動線に配慮した位置。	・日常的には一般学級に在籍している児童が、在籍する学級を離れて学習するための教室	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
5	小学校	特別教室	理科教室+準備室	1	-	96+32	-	※準備室は±10%以内	・原則4階以下に配置。 ・やむを得ない場合は5階の配置も可。 ・体育館棟への設置も可。	・さまざまな種類の観察、実験、飼育、栽培、制作等を行うための教室	○		○ 天井(理科室)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
6	小学校	特別教室	音楽教室+準備室	1	-	96+32	-	※準備室は±10%以内	・原則4階以下に配置。 ・学年開放利用回数が使用することを考慮して教職員不在時でも利用可能となるよう配置。 ・使用回数には常に発生することから、校舎内や近隣への影響が最も少なくなるよう配置。 ・体育館棟への設置も可。	・唱歌、楽器演奏、音楽鑑賞等の学習及びクラブ活動(マーチング等)を行うための教室 ・周囲の配慮として、壁、建具は防音仕様とする。 ・第二音楽室を設置する場合、原則として第一音楽室と同じ仕様とし、近接させるよう設計する。	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
7	小学校	特別教室	家庭科教室	1	-	128	-	35	・原則4階以下に配置。 ・やむを得ない場合は5階の配置も可。 ・体育館棟への設置も可。	・5、6生を対象に調理、被服製作、アイロン及び洗濯等の実習を行ったための教室 ・年間を通して教室の使用時間は少ないため、使用しない時間帯は会議、グループ活動等に利用する。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8	小学校	特別教室	図画工作教室+準備室	1	-	96+32	-	※準備室は±10%以内	・原則4階以下に配置。 ・やむを得ない場合は5階の配置も可。 ・授業内容によっては、テラス、中庭、校庭等を利用することができるため、動線に配慮した位置とすることが望ましい。	・絵画、版画、木工、彫金等の製作を行うための教室	○		○ 天井(図工室)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
9	小学校	特別教室	学校図書館	1	-	128	約	35	・原則4階以下に配置。 ・静かで落ち着いた環境が必要なため、校内外からの聲音の影響が少ない場所。 ・全学年が利用し、使用頻度が高いことから、普通教室群に近接した配置。	・一般的な読書、教科学習、読書指導、図書館利用指導、館外貸出、放課後学習、課外学習等を行う教室 ・タブレット等を使用した調べ学習を行うため、良好なインターネット環境であることに留意する。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
10	小学校	特別教室	教育相談室+耐火書庫	1	-	32	約		・原則4階以下に配置。 ・やむを得ない場合は5階の配置も可。 ・室の途上、視線等に配慮する必要性から一般的には普通教室群、校長室、職員室から離れた位置に配置。	・一般相談(学業、友人、家庭等の問題)や非行等の問題を起こした時の指導を行うための室 ・特に重要な物品や書類(学籍簿等の学校保存公文書、準公文書等)を保管するための書庫で、火災時の火熱に耐える構造にする。	○		○ 天井(教育相談室)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
11	小学校	多目的室	多目的室(水遊び学習)	1	-	96	-	35	・原則4階以下に配置。 ・授業内容によっては室内の流しで足りない場合があるため、廊下に設ける水飲み場に近接するよう配慮。 ・体育館棟への設置も可。	・第二理科室としての利用や、生活科(低学年)、書写、水を使用するような学習を行うための室	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
12	小学校	多目的室	多目的室(集会発表等)	1	-	128	-	70	・原則4階以下に配置。 ・配慮計画にあたっては、音楽活動も行うため校舎内や近隣への影響が最も少なくなるよう検討。 ・体育館棟への設置も可。	・音楽、社会、発表を伴う学習、学級単位以外のグループ学習や一斉学習等の多様な学習を行うための室 ・合唱、合奏、集会、発表等様々な利用が想定されることから、学校を調整の上、ステージを設置する。	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
13	小学校	多目的室	多目的室(少人数指導等)	2	64	128	-	35	・原則4階以下に配置。 ・やむを得ない場合は5階の配置も可。 ・体育館棟への設置も可。	・教科の理解度などによりクラスを2~3グループに分けて、少人数できめ細かい授業を行うための室	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
14	小学校	多目的室	多目的室(学校指定)	3	64	192	-	35	・原則4階以下に配置。 ・やむを得ない場合は5階の配置も可。 ・具体的な用途を学校と調整し、それに沿った配置とする。 ・3室のうち2室(国際教室以外)は体育館棟への設置も可。	・学校現場に求められる課題に対応する室として整備。 ・具体的な用途としては、国際教室、不登校対応、郷土資料室、児童会議室、個別級の増対応等があげられ、具体的な用途については、学校と調整する。 ・なお、1室は国際教室として利用する。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
15	小学校	管理諸室	校長室	1	-	32	約	1	・原則、職員室と隣接。 ・原則、グラウンドに面する位置に配置。	・校長が執務、会議、応接等を行うための室	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
16	小学校	管理諸室	職員室	1	-	192	約	44	・学校全体を把握する必要があるため、建物内においては移動しやすい場所に配置すると共に、グラウンドに対しても全体を見渡せるような配置。 ・原則として、グラウンドへすぐに出られるよう、グラウンドに面する1階に配置。 ・2階に職員室を配置せざるを得ない場合はグラウンドへ円滑に出来ることが可能になるよう、動線に配慮。 ・校長室、印刷室、事務室と近接させ、その他の管理諸室や職員・来校者用玄関とも近接させることができ望ましい。	・教職員が執務、児童指導、意思伝達会議等を行うための室 ・児童の個人情報や生業の成績を取り扱うなど、重要な事務を行う室であるため、プライバシーを確保しやすい設置とする。 ・グラウンド等屋外スピーカーのアンテナ等は職員室へ設置。 ・原則として、グラウンドへすぐに出られるよう、グラウンドに面する1階に配置。 ・2階に職員室を配置せざるを得ない場合はグラウンドへ円滑に出来ることが可能になるよう、動線に配慮。 ・校長室、印刷室、事務室と近接させ、その他の管理諸室や職員・来校者用玄関とも近接させることができ望ましい。 ※MDF盤を設置し電話・インターネットの責任分界点とすること。 ※消防設備の主監視場所を決めるること。 ※防災無線、防災スピーカーを設置する場合条件を記載。	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
17	小学校	管理諸室	事務室	1	-	32	約	3	・職員室と近接した配置。	・事務員が事務処理の執務を行うための室	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
18	小学校	管理諸室	保健室	1	-	64	約	2	・屋外でのケガ等にも対応する多いため、1階のグラウンドに面する位置に配置。	・病気やケガの救急処置や健康診断、休養等に対応するための室 ・外部からの出入口設置とともに、保健室の外部に洗い場、水飲み場を設置。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
19	小学校	管理諸室	保健相談室・教材教具室②	1	-	32	約	6	・保健室と隣接。	・保健相談室：児童の保健組織活動や心身の問題の相談、指導を行う室 ・教材教具室②：教職員が学習の材料や学習のために使用する道具を保管するための室	○		○ 天井(保健相談室)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
20	小学校	管理諸室	放送・スタジオ室	1	-	32	約	5	・集会や運動会等の行事で使用するため、原則、グラウンドに面する位置に配置することができる。	・教職員、児童による校内放送や、映像・音響ソフトの編集作業を行うための室	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
21	小学校	その他	児童更衣室	1	-	64	約			・基本的に体育の授業で、体操着や水着等に着替えるための室	○											○	○	○	○	○	○			
22	小学校	その他	児童昇降口	-	-	提案による	-		・登下校時に職員室・保健室の前を通過しないよう配置するとともに、児童の数に応じて分散配置も検討。	・児童が、外履きと上履きを履き替えるためのスペース																				
23	小学校	管理諸室	技術員室	1	-	32	約	提案による	・屋外での作業もあることから、1階の配置が望ましい。 ・屋外での作業もあることから、外部からの出入口を設置。	・学校内の清掃、樹木の剪定、小規模な修繕等の学校環境の維持管理の業務を行う職員(PFI事業者)のための室	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
24	小学校	管理諸室	会議室	1	-	64	約	24	・職員室に近接した配置が望ましい。 ・体育館棟への設置も可。	・主に教職員が会議を行うための室	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
25	小学校	管理諸室	印刷室	1	-	32	約		・職員室に近接した配置が望ましい。	・教職員の学校経営、学級経営やPTA活動に必要な印刷、複写、切断、穴あけ製本を行うための室 ・印刷用の用紙を保管するスペースを確保すること。	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
26	小学校	その他	PTA会議室	1	-	提案による	-	10	・教職員不在時(時間外)でもセキュリティ上、利用が可能となるよう配置。 ・体育館棟への設置も可。	・PTA活動のための、会議、資料作成等を行うための室 ・コピー機等の設置に備えて電源コンセントの数を想定し設置。	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
27	小学校	その他	地域交流室	1	-	提案による	-	10	・教職員不在時(時間外)でもセキュリティ上、利用が可能となるよう配置。 ・体育館棟への設置も可。	・学校と地域が連携し、学校に関する会議、活動等を行うための室	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
28	小学校	管理諸室	教材教具室①	3	32	96	約		・教室で使うものを収納するため、普通教室の近くに0.5CRずつ分散配置。	・教職員が学習の材料や学習のために使用する道具を保管するための室	○											○								

## 別紙11 必要諸室及び仕様 &lt;小学校・全体共用部&gt;

約 : ±10%以内で提案  
以上 : 本別紙に示した面積以上で提案  
- : 本別紙に示した面積を遵守して提案

LAN配管 (※) : ①YCAN、②YYNet

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積 (m <sup>2</sup> )	総面積 (m <sup>2</sup> )	面積の 扱い	想定利用 者数 (人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等 に関する留意事項	建築工事					電気設備					機械設備									
											カーテンレール	防音 遮音 仕様	吸音 仕様	可動 間仕切	その他	電話端子	テレビ 受信設備	LAN配管 (※)	AV機器	OA 二重床	時計	その他	空調 (冷暖房)	局所排気 換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備	その他	
29	小学校	管理諸室	職員更衣室	1	-	提案による	-	44	・職員来校者用玄関、職員トイレ、職員室に近い配置計画であることが望ましい。 ・男女別。	・教職員が、体育授業や実習授業等のため着替えを行うための室 ・職員室に応じて対応が必要。なお、男女別にシャワー室を1か所設ける。	○												○	○	○	○	○	○		
30	小学校	管理諸室	休憩室	1	-	提案による	-	2	・男女別。	・体調不良の教職員等が休息を利用するための室 ・男女別に、横になれる設えとする。	○		○ 天井			○		○			○		○	○	○	○	○	○	職員更衣室併用型 以外の場合は	
31	小学校	管理諸室	職員用トイレ	1	-	提案による	-		・男女別。	・職員数に応じた必要便器数を設置。 ・パリオフリートイレを適宜設けること。	○												○	○	○	○	○	○		
32	小学校	管理諸室	職員・来校者用玄関	1	-	提案による	-		・来校者の出入口にもなるため、主たる敷地の出入口から職員室までの動線を考慮した配置。	・教職員や来校者が、靴を上履き、スリッパ等に履き替えるためのスペース ・下校後は、防犯上施設するため、その後の方の出入りを考慮し、電気錠等の設置が必要。												電子錠、玄関ドア フォン 開閉用テンキー 機械警備	○							
33	小学校	体育館	体育館・アリーナ・倉庫	1	-	提案による	-		・原則、2階以下に配置。 ・直下階に普通教室を配置しない。 ・アリーナ面積720m <sup>2</sup> 以上を確保すること。	・特設公用電話が必要な場所に配管・端子台準備。 ・体育館時計は、体育館内に調整機構を設けること。 ・体育の授業や升進・生徒の集会、地域での利用、地域防災拠点における災害時の避難所等学校のみならず、地域活動としても利用。 ・広い普通教室に応じた基準面積を確保する計画とし、災害時ににおいて、教育活動エリアと避難所エリアが並行して使用できる分離できる計画とする。 <アリーナ> ・各種競技を実施するためのライン、支柱穴及び固定器具等を整備する。 <倉庫> ・各競技に必要な器具用具類を収納及び搬入搬出できる広さと扉サイズを備える。 ・清掃用持管器具に必要とする清掃用具器具等の収納備品を備える。 ・内装仕上げによる耐久性等に配慮。 ・通風換気の十分な性能を有する。 ・別途交付する備品一覧を収納するのに十分な広さと棚・カゴ等を備える。	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
※上記以外については、横浜市小・中学校標準図 屋内運動場（体育館）95型18改【R4年度改訂版】（機械設備・電気設備含む）に準拠すること。	34	小学校	体育館	防災備蓄庫	2	25	50	約	・地域の方が管理する備品もあるため、地域利用者動線も考慮すること。	・備蓄物を収納するためのスペース	○																			
35	小学校	給食室	給食室	-	-	350	約	12	・原則1階に配置すること。 ・食材・機材等の搬入や給排水、廃棄物の排出等について、搬出入経路等の利便性を考慮した配置とすること。 ・クラス数の大小により、設備の大きさが変わるために、それに応じた計画とすること。 ・食材を搬入するための車両前面は牛乳収納庫3トントラック（長さ802cm、幅249cm、高さ335cm）と標準車として、学校出入口から給食室（検査室・牛乳置場・パン置場）までの動線を確保すること。 ・やむを得ない場合は停車場所から、台車等による搬入も可とし、また、事故等の防止に留意して見送り動線と分けた計画とする。 ・早朝：牛乳の配達があるため、牛乳置場を搬入路に接する場所に設けること。 ・配膳ホールと廊下をつなぐ出入口は、混雑緩和のため入口と出口を別にし、2か所とする。配膳ホール周りの動線は、児童の安全性を考慮し、廊下（入口）→配膳ホール→廊下（出口）のループ状の一方通行とする。 ・調理室内の適正な作業環境を確保するため、給排気設備は天井裏に配置せず、機械室を設けて配置。 ・給食室上階に教室等が配置される場合においても、配管のレイアウトや上階機械室の床の高さ等の工夫により、極力階高を抑えよう。 ・給食室の上下階に教室等を配置する場合は音・振動の対策等の特徴の配慮をすること。 ・機械室吸排気口は、音や匂い等で周辺環境を考慮し、必要に応じて対策をとること。 ・給食室から普通教室までの配膳動線上は、衛生上、可能な限り、トイレや廊下に通じる部分（昇降口等）が無くよう計画することが望ましい。 ・給食室を2階以上に設ける場合には、以下のすべての対応をとること。 ○食材等の運搬動線は、小学校エレベーターに台車にのせたまま利用できる広さを有する食材運搬用エレベーターを設けること。この場合、食材運搬用エレベーターは、児童が利用しないよう、電気錠等で監理すること。なお、食材以外にも小学校等の備品等を運搬することは可とする。 ○小学校用通用エレベーターは、給食室に直接通じる管理ゾーン内に設け、児童等の動線と交錯しないよう計画すること。 ○牛乳・パンは、4:30～5:00に搬入されるため、食材等の運搬動線上の出入口は、限られた業者の出入りができるようなセキユウティ対策を講じること。 ○廃油置場は1階に配置し、外部から直接搬出できるようにすること。	給食室に必要な装置 ・給食作業区画とする室 ・調理室、洗浄室（作業室中は汚染作業区域） ・汚染作業区域とする室 ・検査室、下処理室 ・その他のベーカー ・作業室、休憩室、便所、脱衣スペース ・給食室機械室 ・床面油置場、廃油置場 ・調理室内の適正な作業環境を確保するため、給排気設備は天井裏に配置せず、機械室を設けて配置。 ・給食室上階に教室等が配置される場合においても、配管のレイアウトや上階機械室の床の高さ等の工夫により、極力階高を抑えよう。 ・消毒保管庫の運用方法は学校標準を準拠。 ・同時使用する場合は、必要な消防設備を設置すること。 ・熱のなる器具（コンセント）の離隔確保（消防法対応）。 ・器具の離隔確保（消防法対応）。 ・グリットラップについては、給食室単独の設置とすること。 ・給食用備品は、規格や仕様等について教育委員会と協議の上、導入すること。 ・調理從事者用のベーカーは、便座に座った状況で手洗いが行えるよう手洗い設備を設置すること。 ※上記以外については、横浜市小・中学校標準図 給食室（ドライシステム）10改【R5改訂版】（機械設備・電気設備含む）に準拠すること。	○			○ 5台	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	小学校	管理諸室	倉庫①	1	-	32	以上		・技術員室と隣接していることが望ましい。	・学校施設の営業用や学校環境管理に必要な用具・道具類（大工用具、樹木の剪定道具等）、資材等を保管するための室	○											○	○	○	○	○	○	洗濯機用水栓		
37	小学校	管理諸室	倉庫②	提案による	-	32	以上		・低階に配置する。	・学校行事等に使用する備品等を収納する。																				
38	小学校	その他	小学校用ごみ置場	1	-	提案による	-		・1階に設置	・小学校エリアのごみを収集し、一時置きする。 ・粗大ごみ、燃えごみ、燃えないごみ、紙ごみ、底ごみ、給食ごみに区分し、それぞれシャッター等を設置する。 ・全体作業部のごみ置場と兼ねることもできるが、各施設のごみが混ざらないように配慮した設えとすること。 ・なお、児童が始めたごみは小学校エリア内のゴミステーション（廊下等と兼用可）に集め、維持管理の業務を行なう職員（PFI事業者）がごみ置場まで運搬する。																				
39	全体共用部	その他	機械室	1	-	提案による	-		・原則として1階に配置し、車両が寄り付ける位置に外部からの出入口を設ける。 ・清掃用流しを設置する。	【電気】 ・故障警報の種類、警報盤の設置場所を決め指定する。															○					
40	全体共用部	その他	ポンプ室	1	-	提案による	-			【電気】 ・故障警報の種類、警報盤の設置場所を決め指定する。														○	○					
41	全体共用部	その他	変電室	1	-	提案による	-		・法令準拠（消防法等） ・変電室の上階、隣接部分に水の配管を設けない。 ・将来の改修に備え、十分な搬入スペース、予備盤スペースを確保すること。 ・将来の設備増設に備え、予備盤スペースを確保すること。 ・キューピクルの保守スペースを確保。 ・学校用電源配線は、配電盤から独立回路とすること。	【電気】 ・警報の種類、警報盤の設置場所を決め指定する。 ・D電接地等は、通電用とLB電接地の2系統利用すること。 ・子電用電力分配器は各階に設けること。 ・変電室設置を請け負う者は、D電接地等を設けること。 ・引込み電力は、3相3線組み、600Vの1回線受電とし、変電室へは前後面保守型のキューピクル式配電盤を設置、将来の更新や別途設備等のスペースを設けることが望ましい。															○					
42	全体共用部	その他	ごみ置場	1	-	提案による	-		・1階に設置 ・車で寄り付くことができるなど、ごみ収集業者の動線に配慮する。	・施設から収集したごみの置場。 ・各施設異なるごみ収集業者が収集することを想定し、各施設のごみが混ざらないように配慮した設えとすること。 ・換気扇を設置すること。				提案によ る																

※注:用語の定義 脇接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 近接／容易に室同士を行き来することができるること。

## 別紙11 必要諸室及び仕様 <放課後キッズクラブ>

約 : ±10%以内で提案  
以上 : 本別紙に提示した面積以上  
- : 本別紙に提示した面積を

※注：用語の定義 隣接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 近接／容易に室同士を行き来することが出来るこ

## 別紙11 必要諸室及び仕様 &lt;日本語教室&gt;

約 ±10%以内で提案  
 以上：本別紙に掲示した面積以上で提案  
 ー：本別紙に掲示した面積を遵守して提案

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積 (m <sup>2</sup> )	面積 (m <sup>2</sup> )	面積の 扱い	想定利 用者数 (人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等 に関する留意事項	建築工事				電気設備					機械設備								
											カーテンレール	防音 遮音 仕様	吸音 仕様	可動 間仕切	その他	電話端子	テレビ 受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア 二重床	時計	その他	空調 (冷暖房)	局所排気 換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備
1	日本語教室	-	教室	1	-	100	約	15~20人	・日本の生活に慣れていない外籍等児童生徒が日本の学校に早期に適応できるよう、学校施設内に設置する。 -日本語教室は他校の生徒（市立中学生）も使用するため、出入口付近のわかりやすい場所に教室を配置する。 -入校の動線について、学校への入り口と日本語教室がインターフォンでつながり、入り口の解説ができるようになるなどセキュリティに配慮する。 ➡正門（職員室用インターフォン）→児童昇降口（日本語教室用の靴箱準備：20程度が入るもの） ※日本語教室付近に校内に入る入口があれば、その入口から入校でも可。	・日本語指導を受ける児童生徒が落ち着いて学習できる教室環境を整える。 -教室は日本語教師が複数名で児童生徒への指導を行うため、状況に応じて教室の大きさを変えられるよう移動式パーテーションを設置し3室に分けられるようにする。 -パーテーションで区切ったときに各教室に入ることができる扉を設ける。 ➡壁にホワイトボードを設置する（上と2段にして、片方の段に予定などが記入できるよう表をつける）。	○		○ 天井	○				○	○		○	○ テレビかプロジェクター設置（据え付けができるか等提案お願いいたします）	○					
2	日本語教室	-	職員室	1	-	提案による	-	4		インターフォンを設置。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○ インターフォン	○			同じフロアにお手洗いがあれば×なければ○		

※注：用語の定義 隣接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 近接／容易に室同士を行き来することができる。

## 別紙11 必要諸室及び仕様 <保育所>

約 : ±10%以内で提案  
以上 : 本別紙に提示した面積以上で  
- : 本別紙に提示した面積を遵守

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積 (m <sup>2</sup> )	面積 (m <sup>2</sup> )	面積の 扱い	想定利用 者数 (人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等 に関する留意事項	建築工事					電気設備					機械設備								
											カーテンレール	防音 遮音 仕様	吸音 仕様	可動 間仕切	その他	電話端子	テレビ 受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア 二重床	時計	その他	空調 (冷暖房)	局所排気 換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備	その他
1	【共通】	-	-	-	-	-	-	-	■「別紙17 保育所整備の手引き」参照。 ・保育所は、災害避難の観点から2階以下に配置する。 ・保育室や園庭、駐輪場の配置等は、登降園時の動線やセキュリティに配慮する。 ・避難用バギーやベビーカーの収納場所を1階の雨に当たらない場所に設置する。	「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載
2	保育所	園児諸室	保育室（0～5歳児）・ 育児支援室・遊戲室・ 共通	-	-	※有効面積 について は、<別紙 1>参照			・各居室から直接園庭・戸外に出られる配置とする（登降園時、各保育室に直接出入りできる仕様とする）。 ・居室ごとに、二方向避難を確保（各保育室等から他の居室を通らずに建物出口に至る経路を2以上確保）。 ・各居室に2以上での出口を設置。出入口のうち1か所は、各室から、直接戸外（園庭・バルコニー等）に出られるものとする。 ・2階居室からの避難路は、建物内階段及び外階段とする。らせん階段は不可。	「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	各室に記載	
3	保育所	園児諸室	保育室（0歳児）	1	-	30 ※有効面積	-	10	・原則1階への配置とするが、園庭と同じフロアへの配置を優先とする。 ・0・1歳児用トイレ・沐浴室に直接入れるように配置。1歳児との共用ができない場合は0歳児用トイレ・沐浴室に直接入れるように配置。 ・調乳室に直接入れるように配置。	■0歳児の保育を行う。 ・保育所全体、園児諸室共通の項参照。 ・床はフローリングとし、一部に畳（4.5畳～6畳）のスペースを設ける。 ・午睡用寝具収納場所（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井						○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○		
4	保育所	園児諸室	保育室（1歳児）	1	-	45 ※有効面積	-	15	・原則1階への配置とするが、園庭と同じフロアへの配置を優先とする。 ・0・1歳児用トイレ・沐浴室に直接入れるように配置。0歳児との共用ができない場合は、1歳児用トイレに直接入れるように配置。 ・調乳室に直接入れるように配置。やむを得ない場合は調乳室と近接して配置。	■1歳児の保育を行う。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。 ・午睡用寝具収納場所（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井						○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○		
5	保育所	園児諸室	保育室（2歳児）	1	-	35 ※有効面積	-	15	・1階への配置が望ましいが、園庭と同じフロアへの配置を優先とする。 ・2歳児用トイレ（または1・2歳児用トイレ、2・3歳児用トイレ）に直接入れるように配置。	■2歳児の保育を行う。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。 ・午睡用寝具収納場所（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井						○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○		
6	保育所	園児諸室	保育室（3歳児）	1	-	50 ※有効面積	-	25	・3・4・5歳児の保育室はまとめて配置し、園庭へのアクセスに配慮する。 ・3～5歳児用トイレ、または2～3歳児用トイレに直接入れるように配置することが望ましい。	■3歳児の保育を行う。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。 ・4歳児室との間及び5歳児室との間の壁を可動式とする。 ・午睡用寝具収納場所（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井	○					○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○		
7	保育所	園児諸室	保育室（4歳児）	1	-	60 ※有効面積	-	25	・3・4・5歳児の保育室はまとめて配置し、園庭へのアクセスに配慮する。 ・3歳児室と5歳児室の間に配置する。	■4歳児の保育を行う。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。 ・3歳児室との間及び5歳児室との間の壁を可動式とする。 ・午睡用寝具収納場所（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井	○					○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○		
8	保育所	園児諸室	保育室（5歳児）	1	-	65 ※有効面積	-	25	・3・4・5歳児の保育室はまとめて配置し、園庭へのアクセスに配慮する。 ・遊戲室と近接して配置し、可動式の壁を開けることで1室として使用できるようにする。	■5歳児の保育を行う。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。 ・4歳児室との間及び遊戲室との間の壁を可動式とする。 ・午睡用寝具収納場所（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井	○					○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○		
9	保育所	園児諸室	遊戲室	1	-	50	約	-	・5歳児室と近接して配置し、可動式の壁を開けることで1室として使用できるようにする。	■園児等が体を動かす遊びやゲーム、歌、楽器遊びなどを行う。 ■発表会、卒園式などの行事を行う（保護者参加のものを含む）。	○		○ 天井	○					○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○		
10	保育所	相談室等	相談室	1～2	-	10	約	-	・相談者のプライバシーに配慮した配置・設備とする。 ・事務室に近い配置が望ましい。	■入所児童の保護者や地域の子育て家庭からの相談に対応する。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。	○		○ 天井						○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○		
11	保育所	相談室等	育児支援室	1	-	35	約	-	・他の保育室を通らずに外部から入室できる場所に配置する。 ・園庭やバルコニーから直接入室できることが望ましい。 ・一時保育室と近接して配置することが望ましい。	■育児に関する講座を開催するなど、入所児童の保護者及び、地域の子育て家庭に対する支援等を行う。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり ・一時保育室と近接して設置の場合、2室間の壁を可動式とする。 ・一部をカーテンで仕切り、授乳コーナーを設ける。 ・ミニキッズ（大人用手洗い場を兼ねる。電気ボットが置けるもの。コンセント要・コンロ・ガス不要）及び子ども用の手洗い場を設置する。 ・ミニキッズ上部に収納棚を設置する。 ・換気扇を設置する。 ・玩具等収納場所（1～2m）を設ける。	○		○ 天井	○					○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○		
12	保育所	相談室等	一時保育室	1	-	40	約		・他の保育室を通らずに外部から入室できる場所に配置する。 ・育児支援室と近接して配置することが望ましい。 ・室内にトイレを設置し（乳児用式便器1、トイレ内手洗い場、大人用トイレ1）、トイレは育児支援室からも利用しやすい配置とする。	■入所児童以外の子どもを一時に預かり、保育する。 ・「別紙17 保育所整備の手引き<別紙1>」のとおり。 ・育児支援室と近接して設置の場合、2室間の壁を可動式とする。 ・午睡用寝具、玩具等収納用に押入（幅1.8m×奥行1.2程度）を設ける。	○		○ 天井	○					○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○		
13	保育所	調理室	調理室（厨房部分）	1	-	40	約		・1階に配置し、陽階で区画する。 ・前室部分に調理器具の番替えや手指消毒後に入室できる配置とする。 ・1階階下側に配膳台（カウンター）を設置する。 ・2階への給食運搬用に、厨房内に小型搬昇降機を設置する。	■給食（おやつ、昼食等）を調理し、配膳する。 以下の調理器具等が設置・利用できる形状・設備とする。 ・ガスコンロ（大3口、小2口のもの） ・食洗器 ・シンク×2 ・作業台 ・冷凍庫、冷蔵庫 ・ステームコンベクション ・食器保管庫 ・包丁まな板殺菌庫 ・炊飯器 ・電子レンジ ・オーブントースター ※各器具は新規予定。現状より容量が大きなものとなる予定。 ・床はドライ仕立てであること。 ・調理により室温が非常に高くなるため、冷房の調節がされること。												○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○		
14	保育所	調理室	調理室（前室部分）	-	10	約			・厨房に入る際、必ず通る場所に配置する。 ・食材等の外部からの搬入及び廊下側の双方への出入口ができる場所に配置。 ・食材の搬入口内部に踏込を設け、前室との間に内ドアを設ける（搬入時に虫等が入り込まないよう仕様とする）。	■食材等の搬入・検品を行う。 ■厨房入室前の手洗い・消毒、調理服等の着用を行なう。 ■食材（乾物等）や洗剤等の消耗品を収納する。 ■給食に関する事務を行なう。 ・手洗い場（幅じまと洗える大きさのもの、自動手洗、温水）を設置。 ・調理職員専用のトイレを設置。トイレ内に手洗い場設置。 ・食材庫、物置庫を設置。 ・事務作業ができる台（PC用机）を設置。 ・一部をカーテンで仕切り、更衣スペースとする。 ・衛生上の身だしなみを確認できるよう鏡を設置。 ・冷蔵庫（小）設置。	○								○			○ ※	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○		

## 別紙11 必要諸室及び仕様 &lt;保育所&gt;

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積 (m <sup>2</sup> )	面積 (m <sup>2</sup> )	面積の割り	想定利用者数 (人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等に関する留意事項	建築工事					電気設備					機械設備							
											カーテンレール	防音 透音仕様	吸音仕様	可動間仕切	その他	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア二重床	時計	その他	空調 (冷暖房)	局所排気換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備
15	保育所	調理室	調理室	1	-	5	約		・調理室は0歳児室から直接出入りできるように配置かつ1歳児室から近接して配置。(1歳室からも直接出入りできることが望ましい。)	■調理を行う。 ・ミニキッチン（電気ポット、電子レンジ、哺乳瓶保管庫が置けるもの、コンセント要・コンロ・ガス不要）を設置する。 ・ミニキッチン上部に収納棚を設置する。 ・換気扇を設置する。	○											○	○	○	○	○		
16	保育所	管理諸室	事務室・医務室 (事務室部分)	1	-	35	約	10	・1階に配置する。 ・玄関の出入りが見える場所に配置する。 ○事務室部分と医務室部分と医務室部分の境界を引き戸（4枚程度）で区切る。 ○事務室部分・医務室部分のそれぞれに廊下側への出入口を設置する。 ・事務室側に大人用手洗い場（水栓1）を設置する。	■保育所の運営に関する事務を行う。 ・職員の会議やミーティングを行なう。 ・来客対応。 ・電話、コピー機、退出勤労カードリーダー等事務関連機器設置。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○	
17	保育所	管理諸室	事務室・医務室 (医務室部分)		-	6	約		○○：事務室と同じ ・業務用、子ども用ベッドを設置する。 ・ベッドまわりにガーデンを設置する。 ・医務室側に手洗い場（子ども用1・大人用1）を設置する。 ・菜等が保管できる棚を設置し、冷蔵庫（小）が置けるようにする。	■医務室 ・医務的ケア児や体調不良児の対応、与薬、けがの対応等を行う。 ・静養できる機能を有し、医務室内に医療的ケア児の居室を確保する。 ・手洗い場は子ども用と大人用を設置。 ・医務室側に手洗い場（子ども用1・大人用1）を設置する。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○	
18	保育所	管理諸室	休憩室	1	-	30	約		・休憩室と更衣室はできるだけ近くに配置する。	■職員が交代で休憩する。 ・休憩室内にミニキッチンを設置する（大人用手洗い場を兼ねる。コンセント要、コンロ・ガス不要）。 ・電気ポット、電子レンジ、冷蔵庫が使用できる電気設備とする。 ・換気扇を設置する。	○		○ 天井								○	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り	○	○	○	○	○	
19	保育所	管理諸室	更衣室（男性用）	1	-	4	約		・休憩室と更衣室はできるだけ近くに配置する。	■職員（調理員を除く）が着替えを行う。ロッカーハンガーを兼ねる。	○											○	○	○	○	○		
20	保育所	管理諸室	更衣室（女性用）	1	-	10	約		・休憩室と更衣室はできるだけ近くに配置する。	■職員（調理員を除く）が着替えを行う。ロッカーハンガーを兼ねる。	○											○	○	○	○	○		
21	保育所	管理諸室	0・1歳児トイレ・沐浴室 職員トイレ	1	-	20	約		・廊下からの出入り口とは別に、0歳児室と1歳児室の両方から出入りできるように配置。 ・0・1歳児の共用ができる場合は、0歳児用トイレと1歳児用トイレの双方に沐浴設備を設置。	■0・1歳児のおむつ替え、排泄、沐浴を行う。 ■洗濯を行う。 ・沐浴設備、乳児用シャワーを設置。 ・乳児用洋式便器2、大人用トレイ（洋式便器1）を設置。 ・手洗い場（乳児用蛇口2、大人用1）を設置。 ・施設できる場所に活動面し、掲示用シンク、洗濯機置き場を設置する。 ・おむつ交換台、おむつ収納棚を設置する。												○	○	○	○	○		
22	保育所	管理諸室	2歳児トイレ・職員トイレ	1	-	12	約		・廊下からの出入り口とは別に、2歳児室から出入りできるように配置。 ・0・1歳児の共用ができる場合は、0歳児用トイレと1歳児用トイレの双方に沐浴設備を設置。その場合は、1歳児室及び2歳児室の双方から直接出入りできるように配置する。	■主に2歳児が使用する。 ■排泄・シャワーを行う。 ・乳児用洋式便器2、男児用小便器1、大人用トイレ（洋式便器1）、手洗い場（乳児用蛇口2、大人用1）を設置。 ・子ども用の温水シャワーを設置。 ・施設できる場所に活動面し、掲示用シンク、洗濯機置き場を設置。												○	○	○	○	○		
23	保育所	管理諸室	3,4,5歳児トイレ 職員トイレ	1	-	37	約		・3歳室にできるだけ近く配置し、園児が園庭から直接トイレに入れるようになっている。 ・1・2・3歳児トイレ及び4・5歳児トイレに分けて配置も可。2歳児室からはトイレに触接出入りができるように配置し、3歳児室からはできるだけ近くに配置。	■主に3、4、5歳児が使用する。 ■排泄・シャワーを行う。 ・幼児用洋式便器7、男児用小便器4、大人用トイレ（洋式便器1）手洗い場（乳児用蛇口3以上、大人用1）を設置。 ・子ども用の温水シャワーを設置。 ・施設できる場所に活動面し、掲示用シンク、洗濯機置き場を設置。 ・洗濯機置き場を設置する。												○	○	○	○	○		
24	保育所	その他	倉庫	-	-	18	約		・各階に設置。	■道具・玩具・教材等を収納する。 ■掃除用具を収納する。 ・倉庫のほかにも収納棚を含め、できるだけ多くの収納スペースを確保する。													○					
25	保育所	その他	玄関	-	-	提案による	-		・道路からの出入り口（門）に近いこと。 ・事務室から見える場所に配置。	■職員及び来客、車椅子使用者用出入口 ■保育教材等を収入する。											○	※時計について ・アナログ ・文字盤：数字(1-12)、分目盛り有り						
26	保育所	その他	避難用バギー・ベビーカー置き場	1	-	提案による	-		・1階に、避難用バギーやベビーカーが置ける場所を確保する（階段下などでも可）。 ・避難用バギー等を保育室前に移動しやすい場所とする。	■避難用バギーやベビーカーを置く。 ・雨にぬれないよう屋根のある場所に整備（階段下などでも可）。																		
27	保育所	その他	2階配膳スペース (小型運搬昇降機)	1	-	提案による	-		・小型運搬昇降機の2階の取出部分にワゴン置き場を設け、園児が入れないようゲート等の仕切りを設置する。	■2階保育室への給食運搬・配膳を行う。																		
28	保育所	その他	ごみ置き場	1	-	提案による	-		・原則、調理室食材搬入口近く（屋外）にごみ収集場所を設置し、掃除用の水道を設ける。 ・車での回収ができること。 ・他の施設と共用のごみの集積場所を設置する場合も、調理室食材搬入口近く（屋外）に調理用ごみの保管場所を設置する。 ・1階及び2階に、保育用ごみの一時保管場所を設置する（倉庫内でも可とする）。	■ごみ置き場（ごみ収集場所、調理用ごみ保管場所、保育用ごみ一時保管場所） ・車での回収ができること。 ・一時保管場所は、園児が出入りしない場所とし、換気扇を設置する。													○					
29	保育所	その他	寝具乾燥車入庫・作業場所	1	-	提案による	-		・布団乾燥車が入れる場所を確保する。やむを得ない場合は、園庭内でも可とする。	■園児の午睡用寝具の乾燥を行う車が入る場所 ・2・3歳程度の車が出入りできる動線及び作業ができる場所を確保する。作業のため、車の長さ+約3mの長さが必要。 ・電源（コンセント）を確保する。											○	コンセント設置						

※注：用語の定義  
隣接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 隣接／容易に室同士を行き来しが出来ること。

## 別紙11 必要諸室及び仕様 <図書館・市民利用施設共用部>

約 ±10%以内で提案  
以上 本別紙に提示した面積以上で採  
用 本別紙に提示した面積を遵守



## 別紙11 必要諸室及び仕様 &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積(m <sup>2</sup> )	面積(m <sup>2</sup> )	面積の割合	想定利用者数(人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等に関する留意事項	建築工事				電気設備						機械設備											
											カーテンレール	防音仕様	吸音仕様	可動間仕切	その他	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	AV機器	DAフロア二重床	時計	その他	空調(冷暖房)	局所排気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備	その他			
19	図書館	総合受付	総合受付	1	-	提案による	-	1~2	・市民利用施設ゾーンのエントランスに面して設置し、施設利用者の訪問を容易に確認できる位置に設ける。 ・エントランスから受付までの間の共用部に、コミュニケーションラウンジ（利用の待合せやリフレッシュスペースとして利用する空間）のようなスペースを設ける。あるいはラウンジと隣接していることが望ましい。 ・窓口等を出て案内する場面も想定し、窓口外への出入口を設けるとともに、スタッフ以外は中に入れない構造とする。 ・出口近くにセルフ貸出・返却機、利用者用検索機と持ち出し防止ゲートを本市が配置予定である。動線を集中させ、効率的な機器の配置とすること。 ・ポスター等が掲出・展示ができるスペースがあると望ましい。	・係員が、複合施設全体の案内等に対応する。 ・施設受付、利用案内を行なうことができるよう、受付窓内等を設置する（個人情報を取り扱うことあるためプライバシーが確保できるよう考慮すること）。 ・緊急時に全館一斉放送または、小学校、保健所、図書館、区民活動センター、地域子育て支援拠点、体育館、ホールなどを個別に館内にアンテナでできる音響設備を設けること。 ・来館者に対する案内や各種機器の貸出等に応対する機能を有する。 ・障害者への対応（筆談・指差しサイン表示等）を行う機能を有する。 ・外国語、あるいは外国につながる年代の市民への対応（翻訳機器、多言語あるいはやさしい日本語によるサイン表示等）を行う。 ・音響設備を設置する各フロアの共有部分等に設置する。入口にしづくを払うための機器や、傘台を設けること。 ・音響や案内等に必要な品目や、チラシ等の紙資料等を設置できる棚・引き出し等を適切に配置する。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	図書館	その他	閉架書庫	1	-	230	約	-	・貸出カウンターに近接し、同じフロアに設置すること。 ・貸出カウンターから利用者エレベーターを通りやすく行き来できること。 ・窓はないが、あくまでも採光用の小さな物のだけにすること。	・図書資料、新聞・雑誌の他、郷土資料（物品、写真パネルほか）などを保管する。 ・手動の集密書庫設置、窓不要。 ・虫こか比の発生を防ぐため、温度は22℃以下、湿度は55%以下とすること。 ・図書資料を約5万冊、新聞及び雑誌のパックナンバーを収納できること。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	独立した除湿機能	
21	図書館	その他	返却ボスト室	提案による	-	20	約	-	・1階入り口に隣接すること。 ・敷地内からエレベーターまで、24時間、本を投函できる場所に設置すること。 ・投函が郵便後より返却しないよう、小学校からのアクセス動線がよい場所に設置すること。 ・返却ボスト室から返却カウンターまでの本の運搬において、利用者の安全な通行を妨げないように行なうこと。	・返却する本を入れられ口を設置した部屋 ・本の差し入れ口の上には雨天時でも本が濡れないよう屋根をつけること。 ・室の外側の本の差し入れ口は門扉は内部から閉鎖できること。 ・投函口に傾斜をつける。あるいは室内にクッション等を引くなど、本が破損しにくい構造とすること。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
22	図書館	その他	荷解きスペース	1	-	80	約	-	・業務用エレベーターからアクセスしやすい位置に設け、扉を2か所設けるなど、荷物の搬入時の入出庫を妨げないようにすること。 ・PCを共用するため、選定・整理室兼事務室と隣接させる。 ・荷解き後の本の取扱いを念頭に、貸出カウンターと近接することが望ましい。	・一日1,200冊程度の本の搬入、同程度の搬出が想定される。 ・上記荷物の荷物ができるスペースと、本等の仕分けスペースを確保する。 ・本等の仕分けスペースは、棚を配置し、可動式のフックトラックを配置できる50m程度のスペースで構成する。 ・出入りの扉は、台車がひからずに入退室できるよう、有効幅100cm以上の扉とすること。 ・投函口に傾斜をつける。あるいは上階に有効幅100cm以上の扉とすることが望ましい。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
23	図書館	その他	蔵書選定・整理室兼事務室	1	-	230	約	-	・「選定・整理室兼打合せスペース」「倉庫」「図書等事務スペース」「PFI事業者事務スペース」を設ける。 ・「荷解きスペース」は、出入り口附近に設けるなど、「選定・整理室兼打合せスペース」を経由せずに「事務スペース」と「PFI事業者事務スペース」との空間を区切る場合は、人数の変更などを想定し、什器等でフレキシブルに対応できるよう区切り方とすること。	・「選定・整理室兼打合せスペース」は、50m程度を壁・扉等で区切り、図書館が受け入れる本等の選定・整理等を行なう。 ・「荷解きスペース」は、軽易な打合せに使用することも想定し、椅子テーブルなどの什器を配置すること。 ・「倉庫」は、40m程度の施設できる部屋で、事務用品・消耗品・書類・季節別の装飾などを収納する。 ・図書館情報システムとつながるPC・プリンタ等機器を本市が配置する。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
24	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	授乳室	1	-	20	約	4	・親子フロアに近接すること（子育て支援拠点の外側）。	・乳児の授乳及びおむづけ換等に使用する。 ・授乳室に近接して置き箱も設けるが、ベビーカーのまま入室もできること。 ・入口ドア内部にカーテン等を設置し、ドアを開けた時に中が丸見えにならないようにすること。 ・内部を仕切ることで、複数人が同時に使用できるようになる。 ・カーテン等で仕切る場合は足元に見えるようになるなど、使用中かどうかわかるようにする。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
25	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	ベビーカー置き場	1	-	提案による	-	未定	・授乳室に近接すること。 ・通路等、共用部分への配置も可とする。	・ベビーカーを置くスペース	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
26	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	荷解きスペース	1	-	20	約	-	・管理スペース内に設け、荷解き駐車場からアクセスしやすい場所に設ける。 ・業務用エレベーターに円滑に運び込めるよう動線・配置とする。	・荷解き駐車場から荷下ろした荷物を、一時的に保管、搬出場所へ仕分けをするスペース ・荷物が濡れないように、屋根のある場所に設ける。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	ロッカーコーナー	2	-	130程度とするが提案による	-	-	【スタッフコーナー】 ・市の職員、市の委託事業者、PFI事業者などが利用することを念頭に、管理スペースに配置し、管理スペースの通路からアクセスできる動線・配置する。 ・職員登録・整理室兼事務室と近接させて計画すること。 ・接近にスタッフ専用トイレ（男女別）があると望ましい。	・市民利用施設ゾーンの職員が荷物を置き、更衣ができるスペース。 ・市の職員及び委託管理・運営等に從事するPFI事業者のスタッフ数を加味して配置する。 ・男女別に設けること。 ・身だしなみが確認できるよう、鏡を取り付けること。 ・更衣室としても使用する場合があるため、一角にカーテンや衝立による目隠しを設置すること。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
28	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	スタッフラウンジ	1	-	80程度とするが提案による	-	-	【スタッフコーナー】 ・市の職員、市の委託事業者、PFI事業者などが利用することを念頭に、管理スペースに配置し、管理スペースの通路からアクセスできる動線・配置する。 ・給湯室と隣接させる。	・市民利用施設ゾーンの職員が昼食とり、リラックスして休憩・談話するスペース。 ・軽易な打合せに使用することも想定し、イス・テーブルなどの什器を配置すること。 ・市の職員及び委託管理・運営等に從事するPFI事業者のスタッフ数を加味した規模とする。 ・電子レンジ・冷蔵庫・ボットを設置する。 ・飲料の自動販売機の設置が望ましい。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
29	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	給湯室	1	-	提案による	-	-	【スタッフコーナー】 ・市の職員、市の委託事業者、PFI事業者などが利用することを念頭に、管理スペースに配置し、管理スペースの通路からアクセスできる動線・配置する。 ・スタッフラウンジと隣接させる。	・水道、シンク、給湯機器を備える。 ・来客時の茶器等及び食器棚を配置する。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	職員用休憩室	1	-	提案による	-	2	【スタッフコーナー】 ・市の職員、市の委託事業者、PFI事業者などが利用することを念頭に、管理スペースに配置し、管理スペースの通路からアクセスできる動線・配置する。 ・給湯室に近接して設けること。	・市民利用施設ゾーンの職員が体調不良時に休憩をとることができるスペース ・横にされるようには床は疊すること。 ・男女別に設けること。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
31	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	管理室兼警備室	1	-	提案による	-	-	・各施設にアクセスしやすい場所に設けること。	・常駐警備員が駐在する室 ・主防犯監視装置、主防災監視装置、監視主装置などを設置すること。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
32	市民利用施設共用部	事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等	倉庫	提案による	-	40	以上	-	・収納内容に応じて、分散して設置することも可とする。	・適切な温度管理ができる環境を確保すること。 ・執務や施設管理に用いる書類・備品収納等に用いる。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※注:用語の定義 隣接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 近接／容易に室同士を行き来することができるること。

## 別紙11 必要諸室及び仕様 &lt;区民活動センター&gt;

約 : ±10%以内で提案  
 以上 : 本別紙に掲示した面積以上で提案  
 ー : 本別紙に掲示した面積を遵守して提案

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積 (m <sup>2</sup> )	面積 (m <sup>2</sup> )	面積の 割り	想定利用 者数 (人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等 に関する留意事項	建築工事				電気設備						機械設備											
											カーテンレール	防音 遮音 仕様	吸音 仕様	可動 間仕切	その他	電話端子	テレビ 受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア 二重床	時計	その他	空調 (冷暖房)	局所排気 換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備	その他			
1	区民活動センター	—	会議室	1	40 60	100	約	50	・椅子等の備品類を収納できるスペースを設けること。	・登録団体が地域活動や生涯学習の取組を効果的に進めるための打合せや交流会を実施するための室 ・基本は40m <sup>2</sup> 、60m <sup>2</sup> の2室をそれぞれ使用し、可動間仕切りを外すことで100m <sup>2</sup> 1室で使用できる こと ・机と椅子を配置する形式で、40m <sup>2</sup> の部屋は20人、60m <sup>2</sup> の部屋は30人入り、一体利用100m <sup>2</sup> の際は50人が入れること。	○		○ 天井	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
2	区民活動センター	—	ミーティングスペース（図書館のラーニングコモンズと隣接し、一体的に整備・配置）	1	60	60※	約	30	・区民活動センターの受付から目視でき、新規利用者でも気軽にアクセスしやすい配置とする。 ※図書館のラーニングコモンズと一緒に約80m <sup>2</sup> で整備する。	・これから地域活動や生涯学習を始める方でも気軽に利用しやすいオープンなスペース	○		○ 天井	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○								
3	区民活動センター	—	展示・PRコーナー	—	—	—	約			・区民活動センターの企画講座やイベントのほか、団体の活動をPRするためのスペース ・団体等の活動内容について、壁面やパンフレットラック等を用いてPRすることができる。	○					○	○	○	○	○			○									
4	区民活動センター	—	コピー・印刷コーナー及び貸口ッカ	1	30	提案による	—	5	・登録団体等利用者が使いやすい配置とする。	・団体が利用する貸口ッカや印刷機を設置し、パンフレットや資料等の作成ができるスペース ・区民活動センター登録者が利用する貸口ッカを設置する。	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○								
5	区民活動センター	—	相談・コーディネートコーナー	1	20	20	約	7	・ミーティングスペース、事務スペースと近い位置に配置する。	・区民が地域活動に必要な情報を気軽に収集したり、スタッフに相談することができるスペース ・ローカウンターを設置するオープンな「相談ブース」と、隣の壁が聞こえないようパーティションを設置し来場者に配慮した「個別相談ブース」の2種類を整備する。 ・想定利用者数は相談ブース5席と個別相談ブース2席の計7席とする。 ・仕切りを設置するなどして、事務スペースが見えすぎないような工夫が必要。	○		○ 天井					○	○	○	○	○	○	○	○	○						
6	区民活動センター	—	事務スペース	1	60	提案による	—	8		・区民活動センタースタッフの執務や、来場者の受付・案内を行うためのスペース	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○								

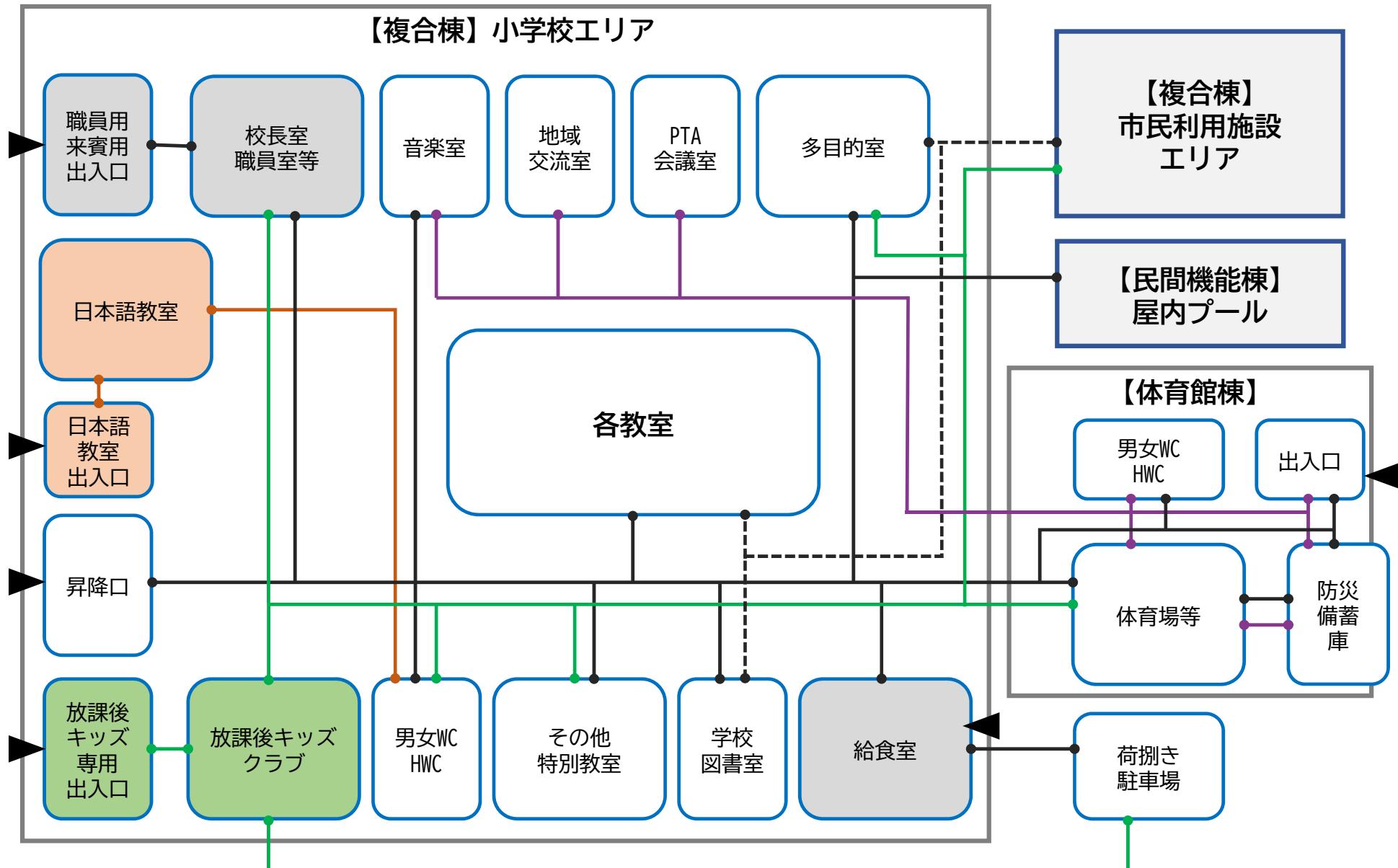
※注:用語の定義 隣接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 近接／容易に室同士を行き来することが出来ること。

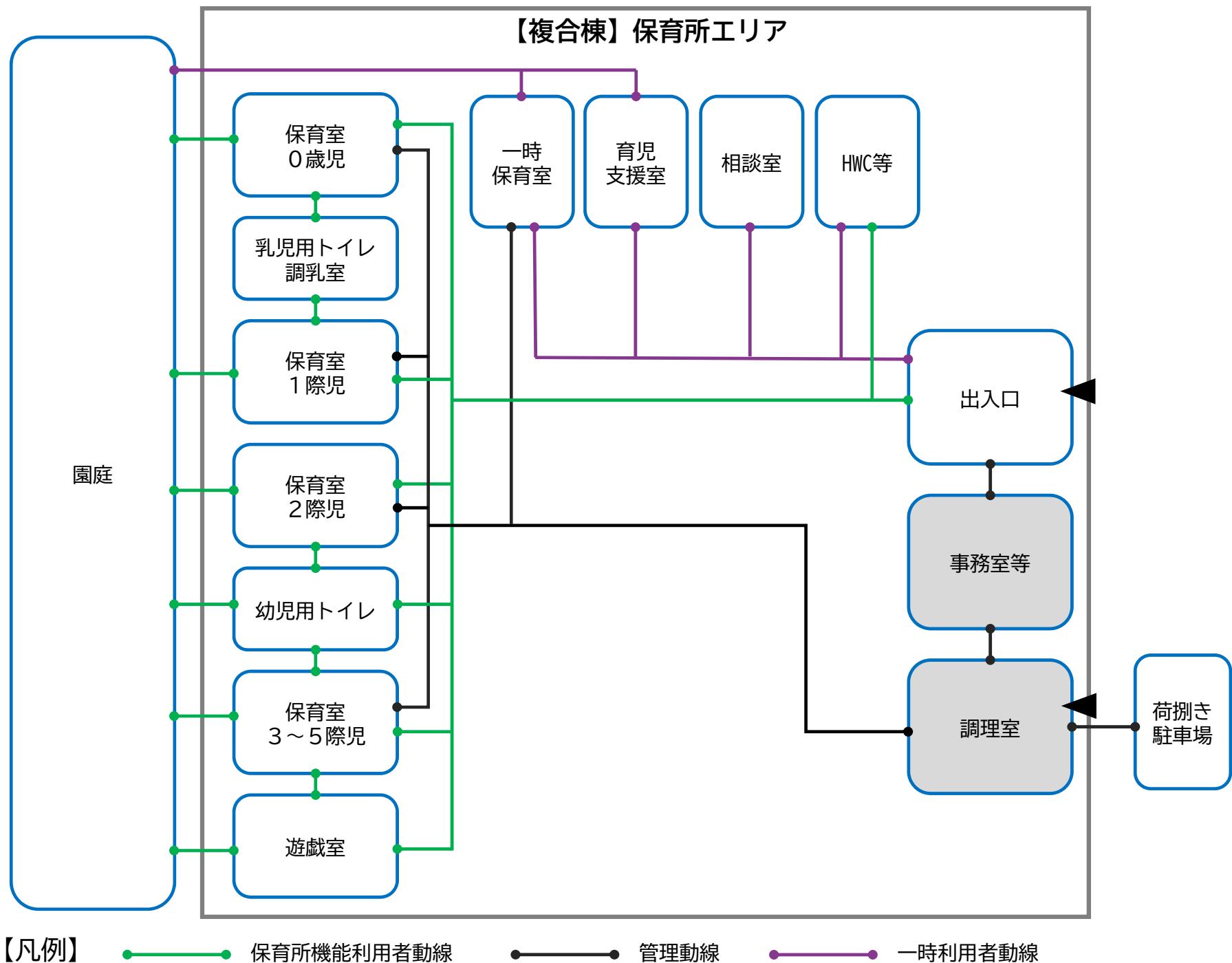
## 別紙11 必要諸室及び仕様 &lt;子育て支援拠点&gt;

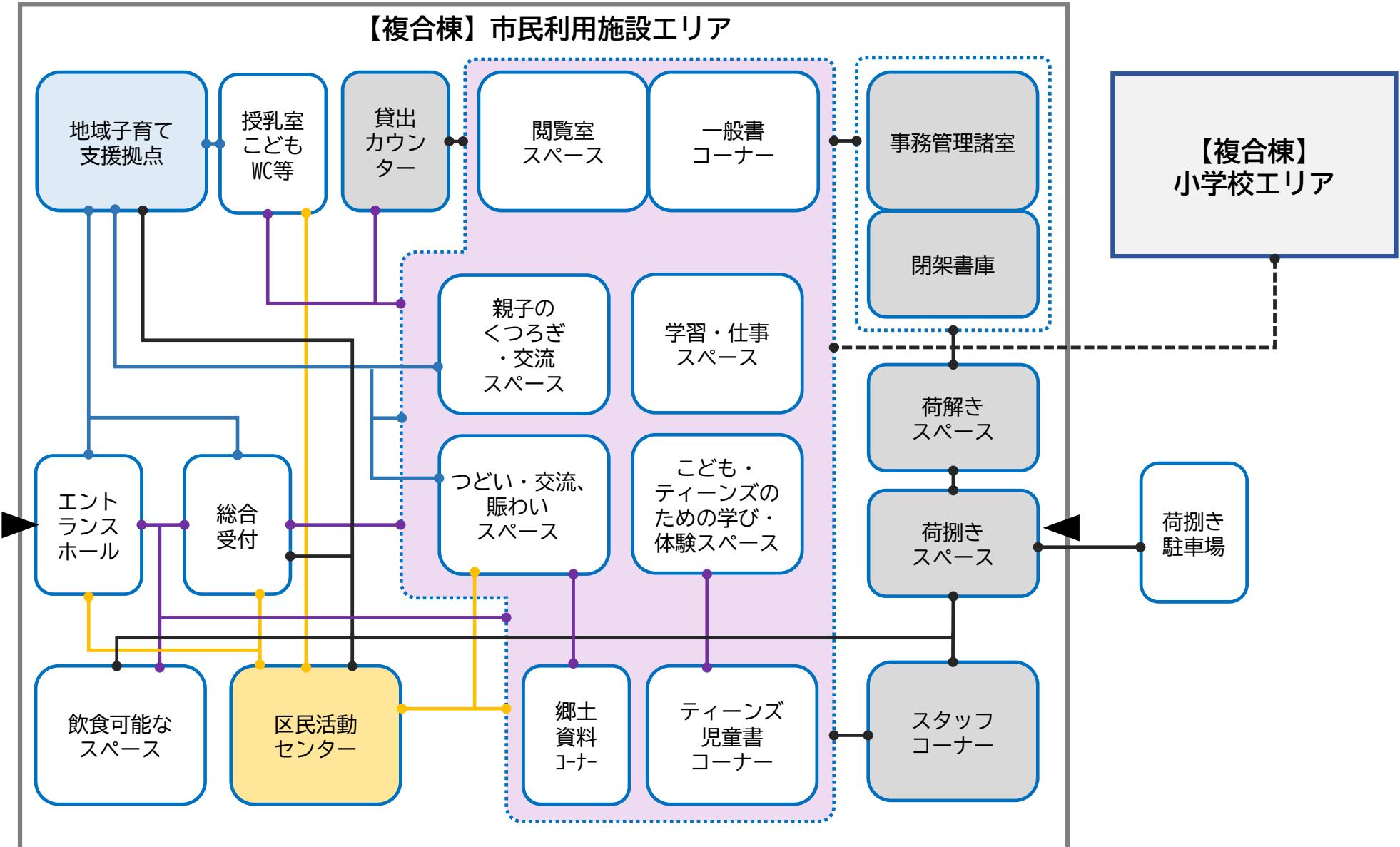
約 : ±10%以内で提案  
 以上 : 本別紙に掲示した面積以上で提案  
 ー : 本別紙に掲示した面積を遵守して提案

No.	機能	区分	諸室名	室数	単位面積 (m <sup>2</sup> )	面積 (m <sup>2</sup> )	面積の 割り	想定利用 者数 (人)	動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等 に関する留意事項	建築工事				電気設備						機械設備							
											カーテンレール	防音 造音 仕様	吸音 仕様	可動 間仕切	その他	電話端子	テレビ 受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア 二重床	時計	その他	空調 (冷暖房)	局所排気 換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	ガス設備
1	地域子育て支援 拠点	—	遊び場、乳幼児フリースペース、赤ちゃんの部屋、手洗い消毒エリア	1	120	120	約	40	・施設利用者の衛生管理のため、入口に手洗い消毒エリアを設ける。 ・赤ちゃんの部屋に入口部分にゲート等、乳児の安全を確保する。 ・赤ちゃんの部屋の授乳室と調乳スペースは、フリースペースからも出入り口を設ける。	・乳児（0～1歳：歩けない子）、幼児（2歳以上：活発に動き回る子）でそれぞれ区分をし、安全に遊べる空間が必要。 ・赤ちゃんの部屋には、内部に授乳室と調乳スペースを設置（外から見えない仕切り必要、授乳室は男性から見えないよう壁とドアで仕切る）。 ・囃子・排泄物等の清掃・消毒がしやすい素材が使用すること。	○	○	○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 2か所	○		
2	地域子育て支援 拠点	—	相談室	1	15	15	約	4		・個別の相談に使用するため、声が外に漏れないような配慮が必要。	○		○ 天井			○	○	○	○	○	○	○	○	○				
3	地域子育て支援 拠点	—	研修スペース	2	35	70	—	30	・時間外の利用も想定して、研修スペース単独で出入りできる出入口が必要。 ・研修スペースと遊び場スペースに施錠ができるようする。	・机に座る形式で30人程度を入れるスペース ・可動間仕切りによって15、15人程度に分割できるようにする。 ・フロアとして利用できるよう、テーブルと椅子が全て収納できる収納スペース必要。	○		○ 天井	○		○	○	○	○	○	○ （2部屋分）	○	○					
4	地域子育て支援 拠点	—	事務室・受付	1	50	50	約	8	・個人情報の管理を行うため、入口に施錠が必要。 ・受付は、遊び場の入り口に配置し、PCで入退館管理を行うため、PC画面が利用者の目線に入らないような工夫が必要。 ・「子育て拠点」「横浜子育てサポートシステム」のそれぞれの事務室ごとに入口を別にする。	・事務室は「子育て拠点」、「横浜子育てサポートシステム」を壁または稼働間仕切りで区切り、手洗い台・給水・給湯設備は共用可。	○		○ 天井	○又は壁 で区切る		○	○	○	○	○	○ （2部屋分）		○	○	○	○	○	事務室2部屋共用可
5	地域子育て支援 拠点	—	幼児用トイレ	1	15	15	約	2		・主に幼児のトイレトレーニング等に使用。 ・おむつ替え台、幼児用便器・大人用便器、洗面台を同室内に設置。 ・子どもの性被害防止等の人権に配慮すること。												○	○	○	○	○		

※注:用語の定義  
 隣接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。  
 近接／容易に室同士を行き来しが出来ること。







## 【凡例】

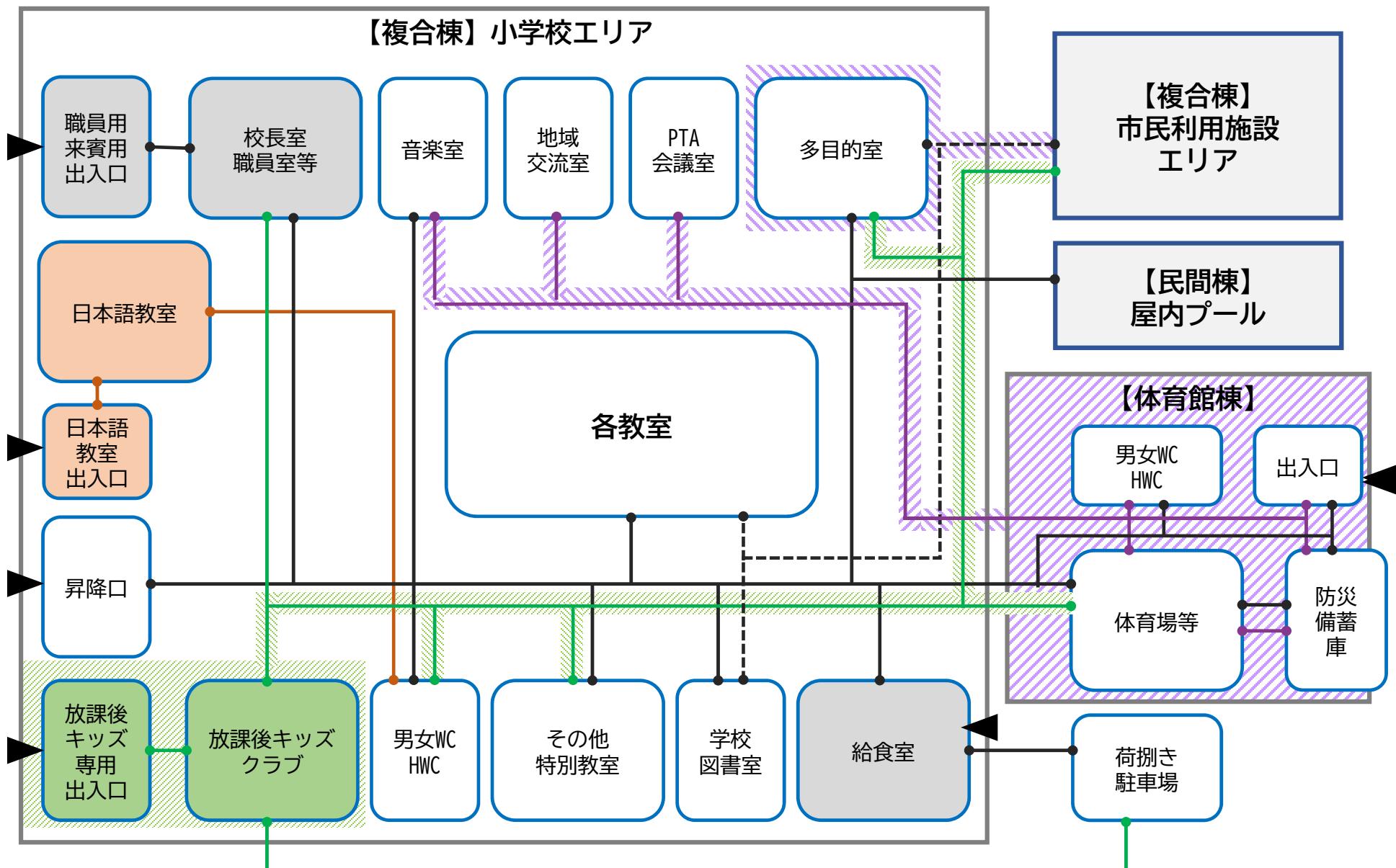
●――● 図書館利用者動線

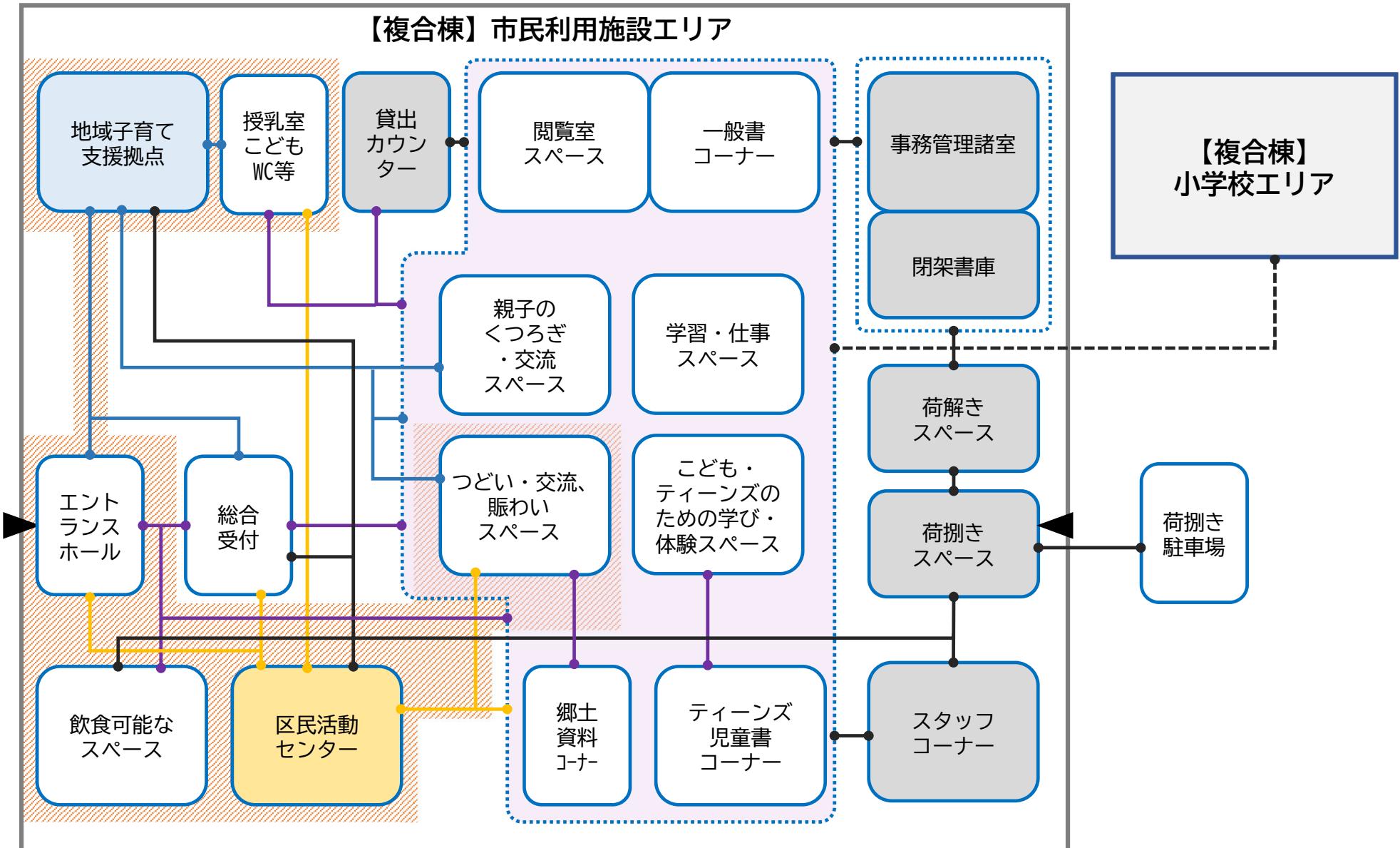
●――● 区民活動センター利用動線

●――● 地域子育て支援拠点利用動線

●――● 管理利用動線

●-----● 小学校エリアとの利用動線（要セキュリティ）





【凡例】

- 図書館利用者動線
- 区民活動センター利用動線
- 地域子育て支援拠点利用動線
- 管理利用動線

小学校エリアとの利用動線 (要セキュリティ)



施設閉館後もイベント等で使用できるようにするエリア

## 別紙14 移設物・残置物

No.	移設物・残置物	備考
1	像	計4体（石像又は石膏像）（移設）
2	二宮金次郎像	（移設）
3	正門	豊岡通沿いの門（石柱も含む）（移設又は残地）
4	校章	壁面（移設）
5	日時計	（移設）



5 日時計



1-3 像③（2体）



4 校章（壁面）



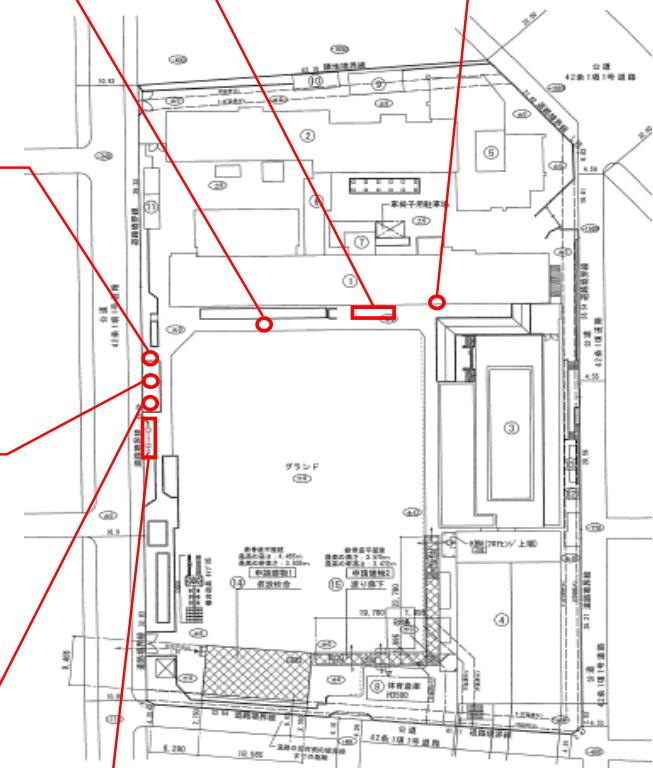
1-1 像①



1-2 像②



2 二宮金次郎像



配置図



3 正門

## 別紙15 構内情報通信設備

### ○公衆用インターネット回線

施設区分	諸室	種別	用途	備考
図書館	別紙11「必要諸室及び仕様」の区分「開架書架、貸出カウンター等」「閲覧スペース等」のうち、利用者用検索機、インターネット及び有料データベース閲覧機器を設置する諸室全て	有線	利用者用検索機 インターネット及び有料データベース閲覧	
図書館	別紙11「必要諸室及び仕様」の区分「開架書架、貸出カウンター等」「閲覧スペース等」「つどい・交流、賑わいスペース」「飲食スペース」「こども・ティーンズのための学び・体験スペース」「親子のくつろぎ・交流スペース」「事務管理、市民利用施設エリアの共用機能等」「総合受付」の諸室全て	無線	利用者用Wi-Fi インターネット閲覧等	
図書館	別紙11「必要諸室及び仕様」の区分「開架書架、貸出カウンター等」「閲覧スペース等」のうち座席等予約システム用機器を配置する諸室	無線	主に利用者利用を想定。 座席等予約システム用 (複合施設内の座席等の予約、利用者用及び管理者用)	
図書館	貸出・返却カウンター	有線	職員利用を想定。座席等予約システム用 (複合施設内の座席等の予約、利用者用及び管理者用)	
図書館	相談カウンター	有線	職員利用を想定。座席等予約システム用 (複合施設内の座席等の予約、利用者用及び管理者用)	
図書館	総合受付	有線	座席等予約システム用 (複合施設内の座席等の予約、利用者用及び管理者用)	
区民活動センター	会議室	無線	利用者用 (打合せ・発表等)	
区民活動センター	ミーティングスペース	無線	利用者用 (打合せ・発表等)	
区民活動センター	相談・コーディネートコーナー	無線	利用者用 (相談等)	
地域子育て支援拠点	研修スペース(間仕切りで2部屋)	無線	利用者用Wi-Fi (打合せ・発表用)	配管までは必要とします。インターネット回線の使用は拠点運営法人が契約します。

### ○管理用インターネット回線

施設区分	諸室	種別	用途	備考
放課後キッズクラブ	専用ルーム	有線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用はキッズクラブ運営法人が契約します。
放課後キッズクラブ	事務室	有線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用はキッズクラブ運営法人が契約します。
保育所	調理室	有線・無線	調理業務委託事業者用	有線・無線のいずれかで可
地域子育て支援拠点	事務室（子サポ側）	無線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用は拠点運営法人が契約します。
地域子育て支援拠点	事務室（拠点側）	無線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用は拠点運営法人が契約します。
地域子育て支援拠点	受付	無線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用は拠点運営法人が契約します。
地域子育て支援拠点	相談室	無線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用は拠点運営法人が契約します。
地域子育て支援拠点	遊び場	無線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用は拠点運営法人が契約します。
市民利用施設共用部	スタッフラウンジ	無線	業務用	
市民利用施設共用部	管理室兼警備室	有線・無線	業務用	

## 別紙15 構内情報通信設備

### ○横浜市行政ネットワーク (YCAN)

施設区分	諸室	種別	用途	機器調達・運用・保守	備考
小学校	校長室	有線	業務用	市	
小学校	職員室	有線	業務用	市	
小学校	事務室	有線	業務用	市	
小学校	保健室	有線	業務用	市	
小学校	印刷室	有線	業務用	市	
小学校	技術員室	有線	業務用	市	
保育所	事務室・医務室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを設置できるよう、天井裏に配線できるようにしておくこと
保育所	0～5歳児各保育室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを設置できるよう、天井裏に配線できるようにしておくこと
保育所	一時保育室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを設置できるよう、天井裏に配線できるようにしておくこと
保育所	遊戯室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを設置できるよう、天井裏に配線できるようにしておくこと
保育所	相談室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを設置できるよう、天井裏に配線できるようにしておくこと
保育所	育児支援室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを設置できるよう、天井裏に配線できるようにしておくこと
図書館	貸出・返却カウンター	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	相談カウンター	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	対面朗読室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	録音室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	多目的スペース	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	ラウンジ	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	読書・学びに集中できPCの利用も兼ね備えた室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	ラーニングコモンズ（区民活動センターのミーティングスペースと隣接し、一体的に整備・配置）	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	子どもの学び・体験のプログラムのための室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	こどもが個人でもグループでも学ぶことができる室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	総合受付	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	蔵書選定・整理室兼事務室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
区民活動センター	会議室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
区民活動センター	ミーティングスペース（図書館のラーニングコモンズと隣接し、一体的に整備・配置）	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
区民活動センター	展示・PRコーナー	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
区民活動センター	コピー・印刷コーナー及び貸റッカ	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
区民活動センター	相談・コーディネートコーナー	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
区民活動センター	事務スペース	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと

## 別紙15 構内情報通信設備

○Y・Y NET

施設区分	諸室	種別		用途	機器調達・運用・保守	備考
		新Y・Y NET	新Y・Y NET 無線AP			
小学校	普通教室	○	○	授業用	市	
小学校	個別支援教室	○	○	授業用	市	
小学校	特別支援教室	○	○	授業用	市	
小学校	理科教室	○	○	授業用	市	
小学校	音楽教室	○	○	授業用	市	
小学校	家庭科教室	○	○	授業用	市	
小学校	図画工作教室	○	○	授業用	市	
小学校	学校図書館	○	○	授業用	市	
小学校	教育相談室・耐火書庫	○	○	授業用	市	耐火書庫には不要
小学校	多目的室（水廻り学習等）	○	○	授業用	市	
小学校	多目的室（集会・発表等）	○	○	授業用	市	
小学校	多目的室（少人数指導）	○	○	授業用	市	
小学校	多目的室（学校指定）	○	○	授業用	市	
小学校	校長室	○	○	業務用	市	
小学校	職員室	○	○	業務用	市	
小学校	事務室	○	○	業務用	市	
小学校	保健室	○	○	業務用	市	
小学校	保健相談室・教材教具室②	○	○	業務用	市	教材教具室②には不要
小学校	放送・スタジオ室	○	○	業務用	市	
小学校	会議室	○	○	業務用	市	
小学校	印刷室	○	×	業務用	市	
小学校	職員更衣室	×	×	業務用	市	
小学校	技術員室	×	×	業務用	市	
小学校	休養室	○	×	業務用	市	
小学校	職員・来校者用玄関	×	×	業務用	市	
小学校	教材教具室①	×	×	業務用	市	
小学校	変電室	×	×	業務用	市	
小学校	倉庫	×	×	業務用	市	
小学校	PTA会議室	○	×	業務用	市	
小学校	地域交流室	○	×	業務用	市	
小学校	児童更衣室	×	×	業務用	市	
小学校	昇降口	×	×	業務用	市	
小学校	体育館（2台）	○	○	授業用	市	
小学校	給食室	○前室	×	業務用	市	
放課後キッズクラブ	放課後キッズクラブ	○	○	学習用	市	児童が宿題をするため
日本語教室	教室	○	○	学習用	市	
日本語教室	職員室	○	○	学習用	市	
図書館	児童書コーナー	×	○	授業用	市	
図書館	児童書コーナー（絵本・紙芝居コーナー）	×	○	授業用	市	
図書館	閲覧席（ティーンズ）	×	○	授業用	市	
図書館	閲覧席（児童）	×	○	授業用	市	
図書館	子どもの学び・体験のプログラムのための室	×	○	授業用	市	
図書館	子どもが個人でもグループでも学ぶことができる室	×	○	授業用	市	
図書館	子どもが自由に過ごせるオープンな室	×	○	授業用	市	
図書館	絵本の読み聞かせや、読み聞かせができる室	×	○	授業用	市	
図書館	多目的スペース	×	○	授業用	市	

## 別紙15 構内情報通信設備

### ○図書館業務専用WAN回線

施設区分	諸室	種別	用途	機器調達・運用・保守	備考
図書館	貸出・返却カウンター	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、利用者データ管理等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	相談カウンター	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索、発注・受入登録、利用者データ管理等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	予約取り置き棚・セルフ貸出コーナー	有線	予約図書等の配架、利用者による予約図書等の照会・受け取り・セルフ貸出	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	別紙11「必要諸室及び仕様」の区分閲覧スペース等のうちセルフ貸出・返却機器を設置する室全て	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	別紙11「必要諸室及び仕様」の区分閲覧スペース等のうち利用者用検索機を設置する室全て	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	別紙11「必要諸室及び仕様」の区分閲覧スペース等のうち持ち出し防止ゲートを設置する室全て	有線	図書館の資料管理（ゲートによる在庫・貸出中など資料動態の確認）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	図書館以外でセルフ貸出・返却機器を設置する室全て	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	多目的スペース	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	ラウンジ	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	閉架書庫	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索、発注・受入登録、利用者データ管理等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	返却ポスト室	有線	自動返却機器設置による図書館の資料動態の変更（自動返却）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	荷解きスペース	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索、発注・受入登録、利用者データ管理等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	蔵書選定・整理室兼事務室	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索、発注・受入登録、利用者データ管理等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと

### ○その他

施設区分	諸室	種別・用途	機器調達・運用・保守	備考
小学校	職員室付近	防災スピーカー用受信機	市	・本事業は配管のみ
小学校	屋上	防災スピーカー・アンプ	市	・本事業は配管のみ
小学校	体育館	特設公衆電話	市	・本事業は配管のみ



# 横浜市立小・中学校施設の 建替え等に関する基本方針

横浜市教育委員会  
令和5年6月

## 改定にあたって

横浜市では、延床面積で約1,000万m<sup>2</sup>にのぼる公共建築物を保有していますが、学校施設が最も多くを占めており、その大半は学齢期人口の増加に合わせ、昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備したものです。公共施設の老朽化は全国的な課題であり、本市の学校施設も、平成12年度に策定した方針に基づき、維持管理等を適正に行うことで長寿命化を図り、築70年まで使用することとなりました。

学校施設を築70年で一律に建替えると、ピーク時には年間20校前後の建替えが必要になります。そこで横浜市教育委員会では、効率的かつ効果的に学校施設の建替えを進められるよう、一部を築70年より前倒しして事業量を平準すること等を検討し、平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定しました。

この方針に従い、年間3～6校の建替えに着手し、現在までに22校で建替えの検討を行い、令和5年4月に、建替え後の新校舎が初めて供用開始となりました。建替えは、現在の児童生徒数や教育内容に応じた適切な規模で行うほか、児童生徒や教職員の使いやすい効率的な建物配置とします。また、グラウンド面積の確保や、地域防災拠点の機能改善などの地域課題の解決も図っていきます。

一方で、国は長寿命化を推進する方針を打ち出し、建替事業に取り組む中で建替えが困難な学校が判明するなど、新たな課題も生じています。本市において持続的な財政を実現するためにも、築70年までに全対象校を建替えることは現実的ではなく、長寿命化を併用しながら建替えの事業量の更なる平準化を検討する必要性が生じています。

そこで、最新の知見なども反映し、方針を見直すこととしました。

横浜市教育委員会は、児童生徒の安全安心で適切な教育環境を整えることができるよう、あらゆる手段を講じて取り組んでいきます。

## 目 次

1	「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」の目的と位置づけ	1
(1)	建替え等基本方針の目的	
(2)	建替え等基本方針に関連する市の計画等	
	横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン／横浜市公共施設等総合管理計画／横浜市中期計画 2022～2025／第4期横浜市教育振興基本計画 2022～2025／横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）／横浜市立小・中学校施設の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針／学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）	
2	建替え基本方針の見直し	5
(1)	見直しの背景	
	長寿命化を推進する国の方針／建替えが困難な学校への対応／財政ビジョンの策定	
(2)	見直しの方向性とその効果	
	主な見直しの方向性／見直しの効果	
3	学校施設を取り巻く現状と課題	8
(1)	学校施設の面積	
(2)	学校施設の築年数	
(3)	児童生徒数	
(4)	学校施設が抱える課題	
(5)	教育内容の変化と「学校施設整備水準」	
(6)	これまでの建替事業の実績	
4	学校施設の建替え等についての考え方	14
(1)	対象校	
(2)	目標耐用年数と建替え等の時期	
(3)	事業期間	
(4)	建替えに併せて検討する事項	
	機能改善／隣接する小規模校との学校統合／他の公共施設等との多目的化・複合化／公民連携の推進	
(5)	建設年度が異なる棟の取扱い	
(6)	将来を見据えた整備水準や設備	

(7) 自然環境への配慮	
(8) 建替中に必要な機能の維持	
5 建替事業の進め方	19
(1) 建替対象校の選定	
(2) 建替対象校選定の例外	
「建替対象校選定の基本」によらず建替えを検討するもの／「建替対象校選定の基本」に該当しても建替えを見送るもの	
(3) 建替対象校選定における留意点	
(4) 選定から建替工事の進め方	
(5) 建替えを進める上での留意点	
効率的な事業執行と財政負担の軽減／自然環境に配慮した学校施設の整備／地域まちづくりの推進への配慮／地域防災拠点の機能確保／災害への対応／学校施設の目的外利用への対応／学校の伝統やシンボルへの配慮／水泳授業の委託化の検討／バリアフリー化への対応	
6 学校施設の長寿命化について	24
(1) 建替えが困難な学校とは	
国庫補助を導入できる要件を満たしていない／建替えが困難あるいは建替時期の調整が必要	
(2) 築70年を超えて学校施設を利用することについて	
(3) 長寿命化を行う期間	
(4) 今後の進め方	
7 今後の取組	28
参考資料	29

# 1 「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」の目的と位置づけ

## (1) 建替え等基本方針の目的

本市は全国でも最多となる482※校の小・中学校（令和5年4月現在）を抱えていますが、その立地や設立の背景、施設配置などは各校で異なります。

また、市全体の児童生徒数は減少傾向にあるものの、大規模な住宅開発等により増加している地域もあり、在校生が100人未満の学校から1,000人を超える学校まで、その規模等も様々です。

学校施設は以前、築40年程度で建替えていましたが、その後に築70年程度まで使用することとなつたため、児童生徒数の増加等には、繰り返しの増改築等で対応してきました。この結果、多くの学校で、校舎配置が複雑、グラウンドが狭あいとなるなどの課題が生じています。

また、耐震化などの安全確保を優先してきたため、屋内環境の整備が十分とは言いがたい現状があります。

このため、平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」（以下、「建替え基本方針」という。）を策定し、計画的な建替えに取り組んできました。

しかし、策定から5年を経過し、当初の想定から状況が変化してきました。そこで、これまでの建替事業の実績や、そこから見えた課題も踏まえ、建替えだけでなく長寿命化手法も取り入れ、対応が必要な全ての学校で適切に環境改善を図ることができるよう、持続的かつ安定的な建替事業の実施を目指して、建替え基本方針を見直し、「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」（以下「建替え等基本方針」という。）として改定します。

※ 分校を除く。義務教育学校前期は小学校、後期は中学校に含む。高等学校附属中学校を除く。

## (2) 建替え等基本方針に関する市の計画等

ア 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」（令和4年6月策定。以下「財政ビジョン」という。）

将来にわたる安定した市政運営の“土台”となる「持続的な財政」を実現するための、中長期の財政方針です。

今後、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少による市税収入の減少等の中でも必要な公共サービスを提供していく必要があり、学校施設の建替事業についても、中長期的な視点に立った持続的かつ安定的な事業実施が求められます。

### <公共施設のマネジメント3原則>

保全・運営の適正化	長寿命化を基本とした保全更新を着実に行うとともに、利用状況や運営・保全更新コスト等を踏まえた運営の適正化と受益者負担の適正化を推進
規模の効率化	地域ごとの人口動態・分布、市民ニーズ等の変化や施設の保全更新コストの推移を見通した上で、公共建築物の規模効率化（ダウンサイ징）を、 <u>目標を設定して推進</u>
施設財源創出	資産の売却等による財源創出の工夫や国費・市債等を有効活用しながら、財政負担を軽減・平準化

具体的な課題に対応するためのアクションである「資産経営アクション」では、「一般会計で整備・運営する本市保有の公共建築物の施設総量（総床面積）について、2065年度に基準時点（2021年度）から少なくとも1割を縮減」することとしています。

イ 「横浜市公共施設等総合管理計画」（令和4年12月策定）

財政ビジョンを受け、公共施設の全体状況を整理し、経営的な視点で公共施設マネジメントを推進するための計画です。

今後、財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれる中、将来にわたり、公共施設が安全な状態を保ち、かつサービスの提供を維持・向上するために、長寿命化を図るだけではなく、地域特性や将来を見据えたニーズを検証し、再編整備等の機会を捉え、着実に公共施設の適正化を推進していく、としています。

学校施設については、「第6章 主な公共建築物の適正化の方針」において、「引き続き、多目的化・複合化等や建替実施時期の中長期的な平準化など計画的な再編整備を推進して」いくこととしています。また、更なる長寿命化の検

討による建替えの平準化、将来を見据えた配置や施設規模の基準などを整理することとしています。

ウ 「横浜市中期計画2022～2025」（令和4年12月確定）

2040年頃の横浜のありたい姿を示し、その実現に向け、10年程度の中長期的な9つの戦略と、戦略を踏まえて4年間に重点的に取り組む38の政策をまとめた計画です。

政策6「豊かな学びの環境の実現」において、「限られた財源を活用し、学校施設の環境改善や適切な維持管理を行うとともに、子どもの学習環境の充実や教職員の働きやすい環境」を実現するとしており、この建替え等基本方針は、その具体的な方針を示すものです。

また、政策38「公共施設の計画的・効果的な保全更新」において、学校施設を含む公共施設について、「将来の人口や財政を見据えた公共施設の規模・数量、質、保全更新コスト等の適正化を図りながら、長寿命化を基本とした、計画的かつ効果的な保全更新を推進」するとしています。

エ 「第4期横浜市教育振興基本計画2022～2025」（令和5年3月策定）

「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向け、4年間で進める施策や取組をまとめた計画です。

「柱7 安全・安心でより良い教育環境 施策1 学校施設の計画的な建替え」において、「学校建替えの検討にあたっては、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設等との複合化、公民連携手法の活用、自然環境に配慮した学校整備などを検討し、効果的に進める」としてしています。

また、財政ビジョンを踏まえ、事業費の更なる平準化を図ることとしています。

オ 「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」（令和5年1月策定）

横浜市役所が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量削減のための措置を取りまとめた計画です。

横浜市の目指す将来像として掲げる2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて、市内最大級の温室効果ガス排出事業者（市域全体の約5%）である横浜市役所は、排出削減に率先して取り組んでいかなければならず、市役所全体の2030年度における温室効果ガス排出量を50%削減する目標に向かい、全庁一丸となって以下の取組みを進めています。

- 1 公共建築物の新築・改修等における取組
- 2 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組
- 3 公用車における取組
- 4 施設の運用及び職員が実施する取組

これまでの市立小・中学校の建替えにおいては、高効率空調機器や複層ガラスの導入、照明設備のLED化、太陽光発電設備の設置などにより、省エネに配慮した設計を進めています。

引き続き、環境への負荷低減を図り、太陽光の利用や照明設備のLED化、内装等への木材利用などを進めるとともに、これらを学習面でも活用できるよう、整備を行います。また、既存校についても、照明設備のLED化や太陽光発電設備の設置を進めています。

力 「横浜市立小・中学校施設の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」（平成30年12月改定、以下「学校規模に関する基本方針」という。）

少子化により今後見込まれる児童生徒数の減少や他の教育施策、厳しい財政状況等を踏まえ、児童生徒の教育環境の改善に向けて、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模について定めるとともに、通学区域の調整や学校統合、学校新設などについての考え方を示す方針です。

学校施設の建替えと学校規模の適正化を併せて検討することが、教育環境の向上を実現するうえで効果的な場合があるため、両方針で連携して取り組んでいきます。

キ 「学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）」（平成30年3月策定）

児童・生徒の教育環境の維持・向上を第一に考えつつ、学校施設を総合的に捉え、長寿命化を基本とし、コストの縮減と平準化や教育環境の質的改善も考慮しながら、適正に改修・建替えるための計画です。

「横浜市公共施設等総合管理計画」の個別計画の一つです。

## 2 建替え基本方針の見直し

### (1) 見直しの背景

今回の建替え基本方針見直しの背景には、長寿命化を推進する国の方針、建替えが困難な学校への対応、財政ビジョンの策定の3つの視点があります。

#### ア 長寿命化を推進する国の方針

文部科学省は、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(令和4年3月公表)において、「限られた予算で学校施設の安全を確保し、機能向上を図っていくために、建替えに比べ工事費縮減や廃棄物抑制を見込むことができる長寿命化改修への転換を進めていく」とし、学校設置者として、「教育環境向上と老朽化対策を一体的に図る長寿命化改修等の積極的な推進」が求められています。

#### イ 建替えが困難な学校への対応

これまでの建替事業実施を通し、建替えを検討したものの、老朽化がそれほど進んでいない、物理的に工事が困難などの理由により、すぐに建替えが難しい学校が一定数存在することが判明しました。このため、建替え以外の方法で老朽化対策等を行う必要があります。

これらの学校の一部について「耐用年数評価※」を行ったところ、適切な維持保全を行うことで、築70年を過ぎても安全に学校施設を使用できる可能性があることが判明しています。

※耐用年数評価…耐力壁や柱、梁の状況を確認し、構造躯体が、今後、何年程度使用が可能か、物理的に評価するもの

#### ウ 財政ビジョンの策定 (P.2 参照)

本市の厳しい財政状況を踏まえ策定された財政ビジョンの「資産経営アクション」において、「一般会計で整備・運営する本市保有の公共施設の施設総量(総床面積)について、2065年度に基準時点(2021年度末)から少なくとも1割を縮減」するとされています。

学校施設についても、これを達成する必要があります。

## (2) 見直しの方向性とその効果

これらの方針や課題に対応するため、また、厳しい財政状況に対応して事業量を平準化するため、次のような方向性で取り組みます。

### ア 主な見直しの方向性

#### (ア) 築 70 年を超えた長寿命化

「長寿命化改修」等に取り組み、築 70 年を超えて一部の学校施設を使用し、建替えの事業期間を延ばして事業費を平準化します。

長寿命化は、建替えが困難な学校への対策としても検討していきます。

#### (イ) 教育環境の改善への取組等

長寿命化改修に加え、木質化、断熱化、間取りの変更などの大規模リニューアルの実施を併せて検討し、新たな教育活動への対応や教育環境の改善を図ります。

また、深刻化する気候変動への対応に取り組むとともに、引き続き、GIGAスクールなど教育の I C T 化や校舎のバリアフリー化を進めます。

#### <長寿命化改修と大規模リニューアル>

- ・長寿命化改修…主に耐力壁や柱、梁などの保全や強化を行う改修。築 70 年を過ぎ、中長期にわたり学校施設を使用する際に実施を検討
- ・大規模リニューアル（リノベーション）…設備や内装等の大幅な改善を図る改修

#### (ウ) 水泳授業の委託化の検討

水泳授業の委託化を検討し、水泳授業の質の向上や維持管理の負担軽減を図ります。また、委託化で外部のプールを活用することにより、学校プールの更新費等の縮減につなげます。

### イ 見直しの効果

見直し前に比べ、少子化の状況を踏まえた学校規模適正化の状況を反映することで、2065 年度時点の学校施設の施設量（床面積）について、「基準時点である 2021 年度末から 1 割以上（12%<sup>※1</sup>）の縮減」となると試算しています。

総事業費は、対象校を旧耐震の 384 校から全 482 校に広げるため、約 1 兆円から約 1 兆 2,000 億円となる見込みですが、事業期間が延びることにより、単年度の事業費を約 400 億円から約 260 億円に平準化することが可能<sup>※2</sup>と試算しています。

また、2021年から2065年までの学校施設の修繕費等を含む保全更新コスト<sup>※3</sup>は、見直し前の約1兆8,200億円から約1兆5,550億円へと約2,650億円の削減となると試算しています。

- ※1 各校一律に児童生徒数が減少すると仮定し、築年数の古い学校から順に建替えもしくは長寿命化に着手する想定のもとにシミュレーションした数値。（個別の事情は考慮したものではない。）
  - ※2 事業期間の延長により少子化が進み、児童生徒数の減少が進んだ段階での小規模な建替え、学校統合が進むことによる学校数の減少が見込まれるため。事業費だけでなく、施設面積の抑制も可能。
  - ※3 建替事業費と長寿命化等費用、保全費用（150億円/年と仮定）の累計
- ※※ 事業費等の試算はいずれも物価上昇等は考慮せず。

### 3 学校施設を取り巻く現状と課題

#### (1) 学校施設の面積

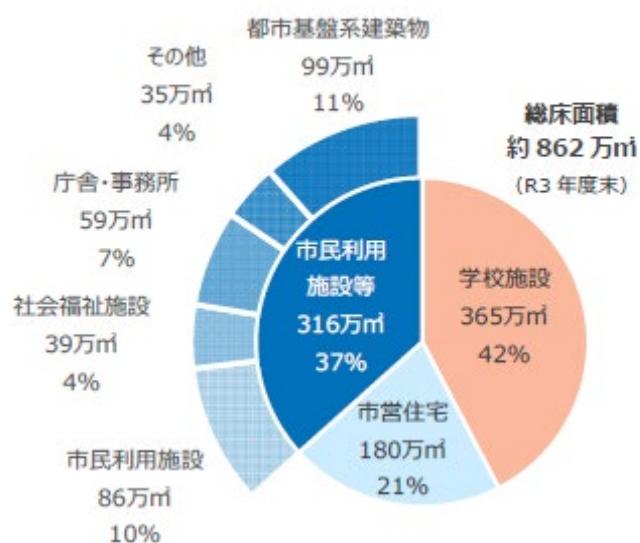
本市の全会計（一般会計・企業会計・特別会計）における公共建築物の総数は2,600施設、総床面積は約1,000万m<sup>2</sup>です。

出典：横浜市公共建築物マネジメント白書（第2版・令和元年7月）

上記のうち、令和3年度末時点において、一般会計で整備・運営する本市の公共建築物の施設数は約2,300施設、総床面積は約862万m<sup>2</sup>です。そのうち学校施設は、高等学校、特別支援学校等も含めると約500校、約365万m<sup>2</sup>で、公共建築物面積の約4割を占めています。

出典：横浜市公共施設等総合管理計画

【図1】一般会計で整備する公共建築物の床面積割合

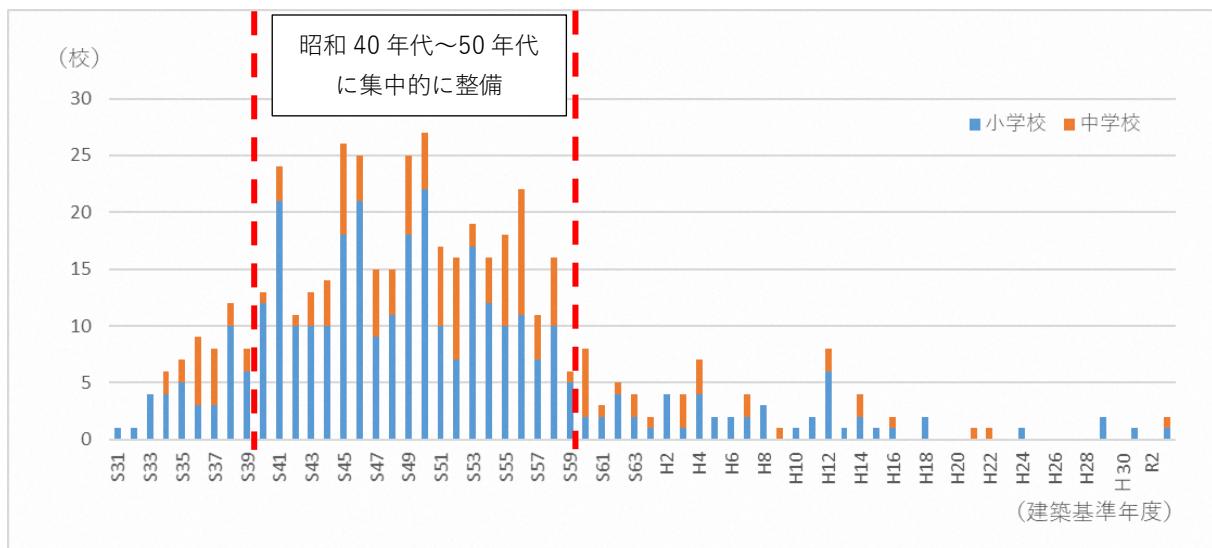


出典：横浜市公共施設等総合管理計画

## (2) 学校施設の築年数

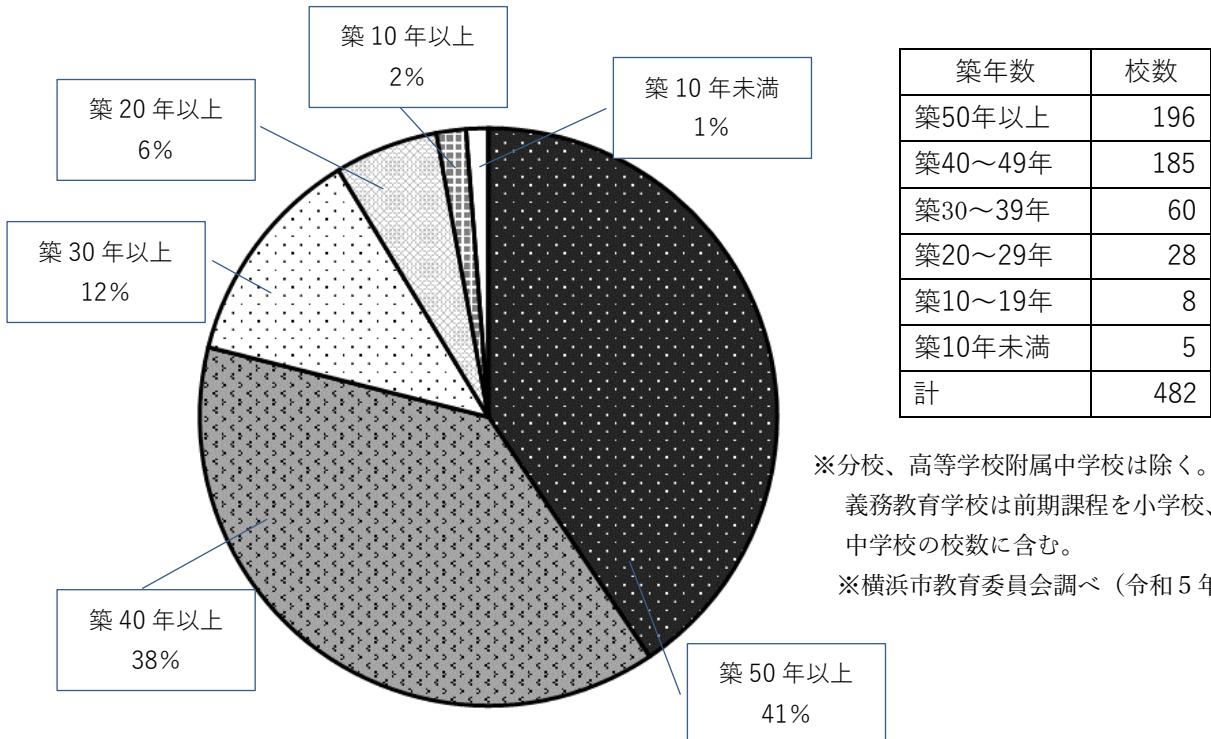
本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備してきました。そのため、現在では4割以上の学校が築50年を経過しています。

【図2】 横浜市立小・中学校の建設年度



※横浜市教育委員会調べ

【図3】 横浜市立小・中学校の築年数



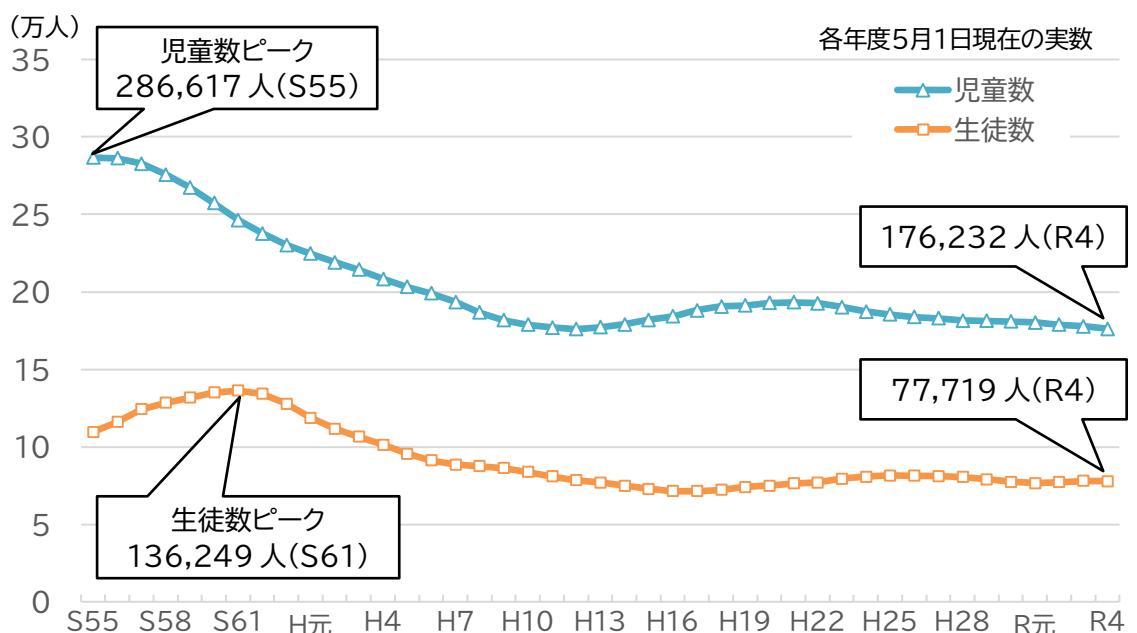
### (3) 児童生徒数

本市の児童数(小学生)は昭和55(1980)年度の286,617人をピークに減少し、令和4(2022)年度には176,232人と、ピーク時の61.5%となりました。

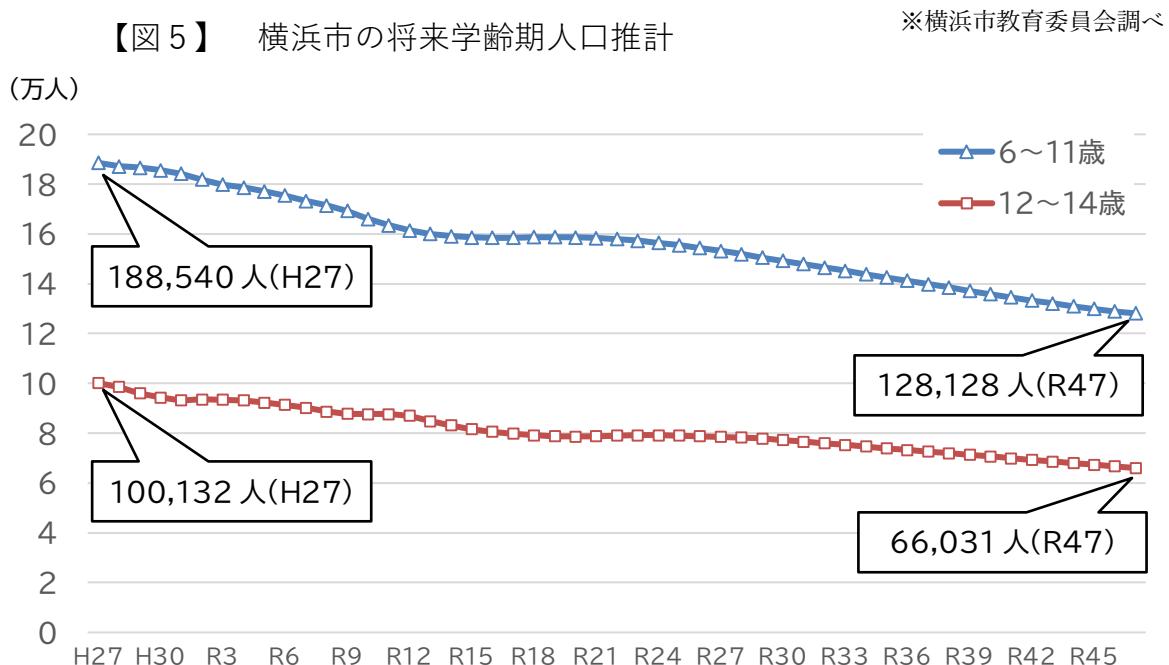
また、生徒数(中学生)は昭和61(1986)年度の136,249人をピークに減少し、令和4(2022)年度には77,719人と、ピーク時の57.0%となりました。

なお、横浜市将来人口推計では、今後も学齢期人口の減少は続き、令和47(2065)年には、令和4年比で約7割となることが見込まれています。

【図4】 横浜市立小・中学校の児童生徒数の推移



【図5】 横浜市の将来学齢期人口推計



※義務教育学校は前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む。

出典：横浜市将来人口推計

#### (4) 学校施設が抱える課題

本市では、住宅地内にあるなど敷地面積が狭い小・中学校が多く、グラウンド面積は、小・中学校1校あたり、児童生徒1人あたりともに21都市中最低水準です。市の基準面積（小学校3,800m<sup>2</sup>、中学校5,200m<sup>2</sup>）に満たない学校も52%に上ります。

敷地についても、形状が不整形な学校や、段差や傾斜がある学校があります。

また、大規模な住宅開発等による児童生徒数の急増等への対応で頻繁に増改築や内部改修を行ってきたため、建設当初と現状が大きく異なり、施設配置が複雑で使い勝手が良くない、あるいは授業や行事等で活用しづらい学校が多くあります。

加えて、一部の学校は、浸水想定区域内にあるため、または敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されているため、防災面の対応が求められています。

【図6】指定都市及び東京都区部の児童生徒数及び施設面積

#### 【小学校】

校数	1校あたり							1人あたり							(単位 面積=m <sup>2</sup> )	
	児童数		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積			
	横 浜 市	341	538	(4)	12,540	(17)	3,725	(20)	5,856	(11)	23.3	(18)	6.9	(21)	10.9	(15)
21都市平均	177	471	-	15,469	-	7,153	-	5,843	-	33.8	-	15.7	-	12.6	-	

#### 【中学校】

校数	1校あたり							1人あたり							(単位 面積=m <sup>2</sup> )	
	生徒数		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積			
	横 浜 市	147	614	(3)	18,361	(16)	6,423	(20)	6,383	(17)	29.9	(18)	10.5	(21)	10.4	(20)
21都市平均	83	495	-	21,705	-	10,777	-	6,895	-	45.4	-	22.7	-	14.3	-	

出典：大都市比較統計年表（令和2年5月現在）

※（ ）は21都市の中での順位

※児童数・生徒数は国立・私立を含む

※他都市の数値等は巻末「参考資料」参照

## (5) 教育内容の変化と「学校施設整備水準」

これまで、学習指導要領の変更等に併せて、必要な特別教室や諸室の種類・面積を示す市の基準「学校施設整備水準」の見直しを随時、行ってきました。これにより、個別支援教室や多目的室、武道場などを新たに整備することとしたほか、体育館のアリーナ面積も広げてきました。

また、学級編制に係る法律の改正による35人学級への対応も進めています。

学校教育に必要な面積は増加傾向ですが、敷地面積が狭い学校では、増改築や内部改修によるこれ以上の対応が難しく、現状では、市の整備水準を下回っている学校が多くあります。

【図7】建替えによる面積の変化

<都岡小学校建替えの例>

	建替前	建替後
保有教室	普通 14－個別 3－特別 6－多目 0	普通 13－個別 3－特別 6－多目 7
延床面積	約 5,800 m <sup>2</sup>	約 7,100 m <sup>2</sup>

<汐見台小学校建替えの例>

	建替前	建替後
保有教室	普通 30－個別 2－特別 5－多目 1	普通 23CR－個別 2－特別 7－多目 5
延床面積	約 6,800 m <sup>2</sup>	約 8,600 m <sup>2</sup>

<二俣川小学校建替えの例>

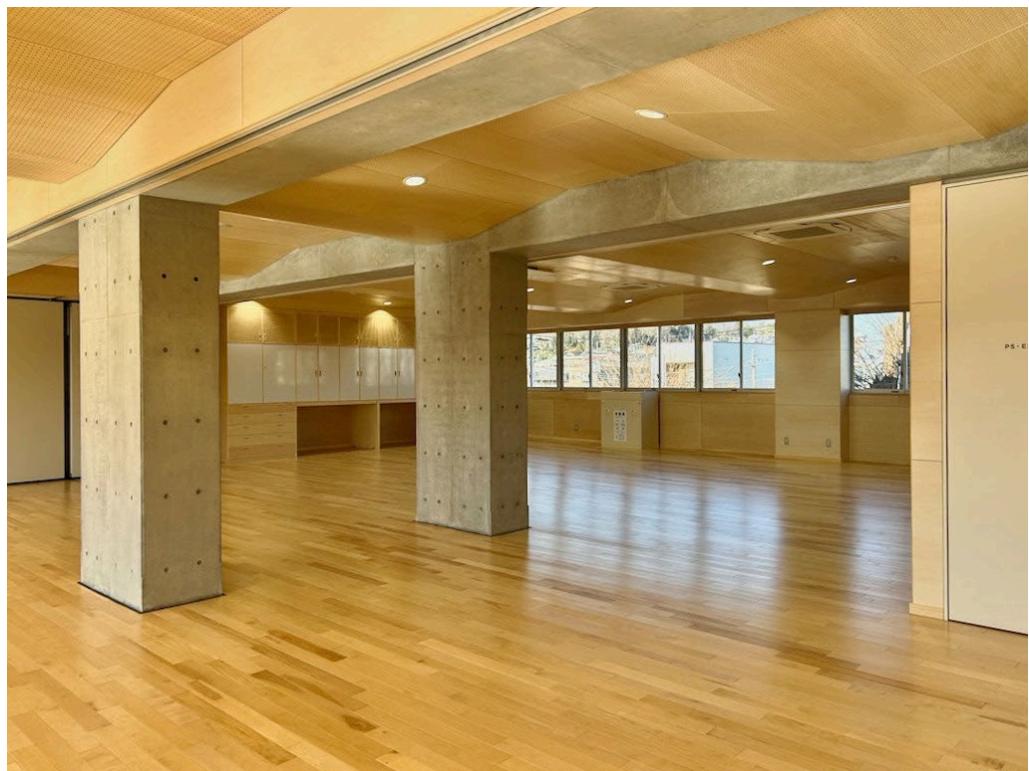
	建替前	建替後
保有教室	普通 19－個別 3－特別 5－多目 1	普通 23－個別 2－特別 6－多目 8.5
延床面積	約 5,900 m <sup>2</sup>	約 8,000 m <sup>2</sup>

※横浜市教育委員会調べ

【建替校の一例】都岡小学校（旭区）の校舎棟外観、音楽室



外観



可動間仕切りにより一体的に使用できる音楽室（奥）と多目的室（手前）

## 4 学校施設の建替え等についての考え方

### (1) 対象校

財政ビジョンで「全ての公共建築物を対象にファシリティマネジメントを推進する」としたことを踏まえ、旧耐震基準で建設された384校から拡大し、全小・中学校482校を対象とするとともに、建替えに加え長寿命化も選択肢とします。これにより、建替えの事業量の平準化や学校施設の施設量（床面積）の縮減、経費縮減等を図ります。

なお、特別支援学校は、児童生徒の特性から「居ながら建替え」が困難なこと、「特別支援学校設置基準」（令和3年9月公布）への対応も検討する必要があることなどから、この基本方針の対象には含めず、別に方針を検討します。

また、高等学校については、入学試験や学校ごとの特色ある教育内容への対応などについて検討する必要があることから、この基本方針の対象には含めず、別に方針を検討します。

【図8】 対象の学校数

令和5年4月1日現在			
建設年度	昭和56年度以前 (旧耐震基準)	昭和57年度以降 (新耐震基準)	計
小学校	266校	72校	338校
中学校	105校	39校	144校
計	374校	109校	482校

※分校、高等学校附属中学校は除く。義務教育学校は前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む。旧耐震基準の学校数は、平成29年5月時点では384校。

### (2) 目標耐用年数と建替え等の時期

「横浜市公共施設等総合管理計画」(P.2参照) で、本市の公共施設の目標耐用年数を原則として「70年以上」としているため、学校施設の目標耐用年数も「70年以上」とします。

複雑な施設配置や狭いグラウンド面積、防災への対応など、建替えを行わないと解決できない課題のある学校については、教育環境の向上を図るため、効果的に長寿命化を取り入れ建替えの事業量を平準化しつつ、建替えを検討しています。

一方で、課題が少なく、長寿命化が可能な学校は70年を超えて使用することも検討し、長寿命化改修や大規模リニューアルも選択肢とします。

### (3) 事業期間

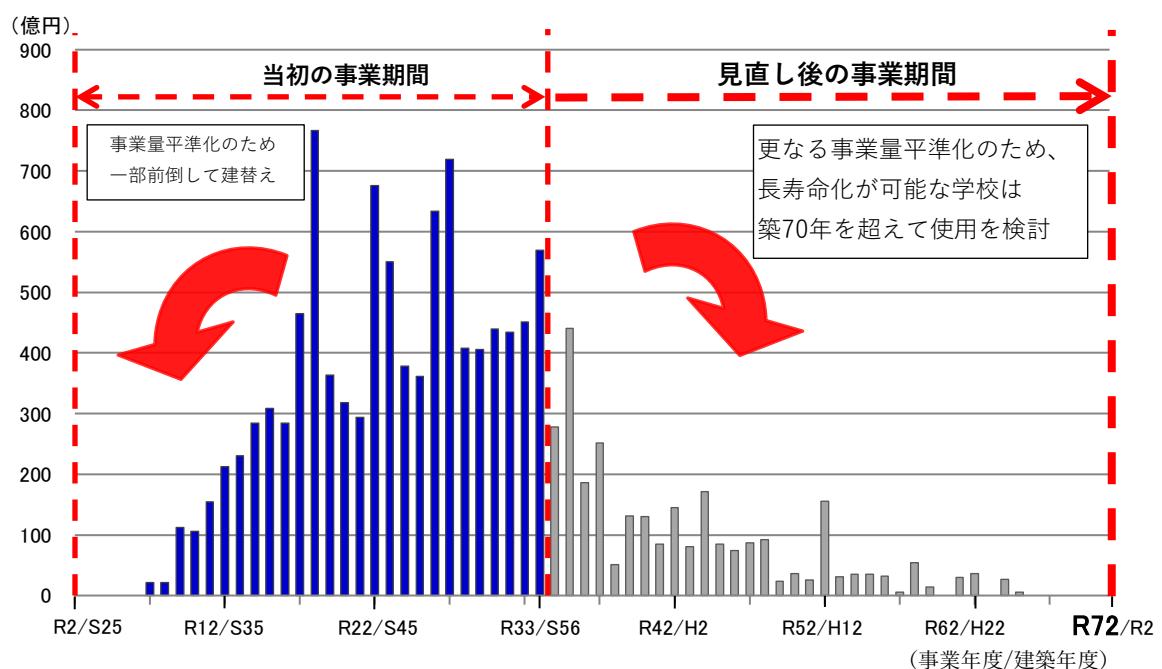
事業期間は、令和 2 (2020) 年度に新設された小学校が築70年に達する令和72 (2090) 年度までとします※<sup>1</sup>。

また、事業費は、建替えに加え、長寿命化改修・大規模リニューアルにかかる経費とします※<sup>2</sup>。

※ 1 築70年に満たない学校の一部を前倒して建替えることに加え、築70年を超えて後倒し（長寿命化を図った後に建替え）する想定。

※ 2 解体費、仮設費、グラウンド整備費を含む。工事中の代替運動場費用等は含まず。

【図 9】事業期間（事業量の平準化）



- ・築 70 年で建替えた場合  
旧耐震基準の 384 校が対象。事業期間の事業費は約 1 兆円。ピーク時の事業費は単年度で約 800 億円。
- ・建替え基本方針（平成 29 年 5 月策定）  
旧耐震基準の 384 校が対象。事業量平準化のため、築 70 年を超えない範囲で一部前倒して建替えを実施。事業期間は令和 33 (2051) 年度まで、ピーク時の事業費は単年度で約 400 億円。
- ・建替え等基本方針（今回の見直し）  
新耐震基準を含む全 482 校が対象。更なる事業量平準化のため、長寿命化が可能な学校は 70 年を超えて使用することで事業期間を令和 72 (2090) 年まで延長。ピーク時の事業費を単年度で約 260 億円に圧縮。

#### (4) 建替えに併せて検討する事項

学校施設の建替えは、単に老朽化対策にとどまらず、教育環境の向上や公共建築物のファシリティマネジメントを進める重要な機会であるため、学校施設の機能改善、隣接する小規模校との学校統合、他の公共施設等との複合化(再編整備)、公民連携の推進といった視点からも検討します。

##### ア 機能改善

建替えにあたっては、「学校施設整備水準」に沿った整備を行うとともに、児童生徒の安全確保や将来を見据えた学校教育・学校運営に配慮した施設配置、動線計画とし、機能改善を図ります。また、防災上課題のある学校※は、複合災害やレジリエンス(回復力)にも配慮した計画とします。

##### ※ 防災上の課題のある学校

- ・0.5m以上の浸水が想定される学校…16%
- ・敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されている学校…14%

##### イ 隣接する小規模校との学校統合等

市内には、学校の小規模校化が進む地域もあります。「学校規模に関する基本方針」(P.4 参照)では、小規模校(11学級以下、中学校で8学級以下)は異学年と一緒に活動する機会が増え、子ども同士がよく知り合うことができる一方で、多様な個性と触れ合える機会が少なくなる、行事や校内外活動が限定されるなどの課題があり、今後も規模適正化により教育環境の改善を進めていく必要があるとしています。

これを踏まえ、小規模校周辺校の学校を建替える際には、「学校規模に関する基本方針」に基づき、隣接する小規模校との学校統合等を検討します。

##### ウ 他の公共施設等との多目的化・複合化

「横浜市公共施設等総合管理計画」(P.2 参照)では、「大規模改修や建替え、新築など、大規模な投資を行う場合や施設の統廃合を行う機会に、多目的化・複合化などの再編整備を図る」とこととしています。

多目的化・複合化を行うと、維持管理費等の効率化が期待できます。また、複合施設の機能を授業や学校行事等、学校教育で活用することや、地域の拠点形成も期待できることから、学校建替えにあたっては、周辺の公共施設等の配置や建替え計画等に十分配慮し、多目的化・複合化の検討を行います。

##### <多目的化・複合化の実績>

- ・コミュニティハウスとの複合化…3校

## エ 公民連携の推進

学校建替え等に民間ノウハウや資金を活用することで、整備や維持管理等に係る財政負担の軽減や平準化だけでなく、工期短縮や建替え後の高いサービス水準の維持管理等が期待できます。

複合化を進めた場合にその効果が期待できることから、駅に近いなど市民にとって利便性が高く、商業地域など高度利用が可能な場所にあり、複合化等により民間ノウハウの活用が期待できる学校施設の建替え等を中心に、PFIなどの公民連携手法\*の導入を検討するとともに、順次、適用範囲を拡大していきます。

なお、公民連携手法の導入の検討にあたっては、「横浜市中小企業振興基本条例」(平成22年4月策定)にも配慮し、市内企業等の公民連携事業への参画促進等を目的とする「横浜PPPプラットフォーム」の取組などとも連携して進めています。

\*公民連携（PPP:Public Private Partnership）手法…公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。PPPには、PFI法に基づき公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うPFIを始め、指定管理者制度、包括的民間委託など様々な手法が含まれる。

### <複合化事例における公民連携手法導入の検討>

- ・駅に近く商業地域にある立地を活かした、豊岡小学校（鶴見区）と図書館、保育所等の複合化において、公民連携手法の導入の可能性も含めて検討中（令和5年6月現在）

## (5) 建設年度が異なる棟の取扱い

建替えが必要な学校において、校舎や体育館、プール等の棟ごとに建設年度が異なる場合、耐用年数に達するタイミングで各棟を建替えると、施設配置の制約が大きくなり、施設の集約化等による敷地の適正利用や施設の使い勝手の向上などの目的達成が困難になります。

このため、同時期に建替えることを基本とし、最古の棟の築年数及び学校施設全体の平均築年数から、建替時期を総合的に判断します。

ただし、建替後の施設配置計画に影響が少ない場合や学校施設全体の建替えが困難な場合などは、一部建替えや長寿命化改修、大規模リニューアルも検討します。

## (6) 将来を見据えた整備水準や設備

児童生徒の安全・安心を確保し、より良い教育環境を整備するため、最新の「学校施設整備水準」や仕様に基づき設計します。

また、敷地の効率的な活用による施設及びグラウンド等の必要面積の確保やコンパクトな施設配置による使いやすさの向上、維持管理費の効率化を図るため、用途地域等を勘案しながら、必要に応じて高層化を検討します。

併せて、建設後70年以上の長期にわたり使用することを踏まえ、ライフサイクルコスト縮減のために、耐久性が高く、保全が容易であることや将来の用途変更への対応を考慮した整備を行います。

## (7) 自然環境への配慮

自然エネルギーの有効利用、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入、木材の利用、断熱性能の向上、照明や冷暖房器具の省エネ化などにより、環境への負荷を低減した施設となるよう検討します。

## (8) 建替中に必要な機能の維持

建替工事等は学校教育を現地で維持しながら行うため、建替中の学校施設について、特別教室や給食室等も含め、必要な機能の維持に努めます。

特に、グラウンドに仮設校舎や新校舎を設置する際は、グラウンドの使用が大幅に制限されます。体育授業の実施や地域防災拠点としての機能が継続できるよう、体育館の継続利用に努め、運動会など体育館では実施困難な学校行事等については、学校予定地等の未利用公共用地や近隣の小・中学校等の活用を検討します。

## 5 建替事業の進め方

### (1) 建替対象校の選定

建替対象校の選定は、原則として築年数の古い学校から行うことを基本とし、国庫補助の対象となる学校から選定します。なお、国庫補助対象の要件については、耐力度調査※等により確認します。

※耐力度調査…学校施設における「建物の構造耐力」、「経年による耐力・機能の低下」、「立地による影響」の3項目を総合的に判断し、建物躯体の健全度を評価する調査

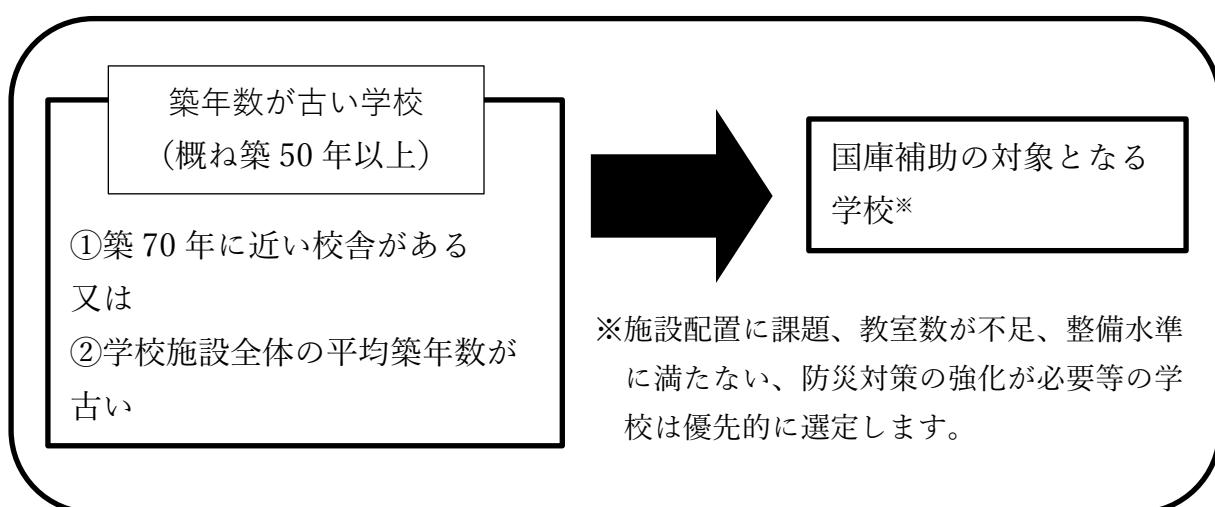
選定にあたっては、教育委員会事務局内に設置する「建替対象校選定会議」において、最古の棟が概ね築50年以上の学校から、最古の棟の築年数及び学校施設全体の平均築年数を総合的に判断して選定します。

また、教育環境や防災面に課題が多く、建替え以外の方法では改善が見込めない学校は、優先的に建替えの検討を行います。

#### 【優先的に建替える学校の例】

- ①児童生徒の安全確保や学校教育・学校運営に支障が生じている学校（学校施設が特殊な形状や複雑な配置である、頻回な増改築により動線が長く複雑になることで使い勝手が悪い等）
- ②多目的室がないなど、整備水準を大きく下回る学校
- ③建替えに併せた防災対策の強化が望ましい学校（浸水想定区域にある、敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されている等）

【図 10】建替対象校選定の基本



## (2) 建替対象校選定の例外

- ア 「建替対象校選定の基本」によらず建替えを検討するもの
  - (ア) 学校規模適正化に併せた建替えが望ましいと判断された場合
  - (イ) 他の公共施設等との複合化等に併せて建替えが望ましいと判断された場合
  - (ウ) 児童生徒の急増等に伴い、教室確保のために建替えが望ましいと判断された場合
  - (エ) その他、建替えることが妥当と認められる場合
- イ 「建替対象校選定の基本」に該当しても建替えを見送るもの
  - (ア) 小規模校化し適正規模校化が見込まれない場合
  - (イ) その他、当面の間、建替えを見送ることが妥当と認められる場合（直近に大規模改修等を行っている場合等。個々の実情に応じた対応を検討）

## (3) 建替対象校選定における留意点

同じ子どもが小学校、中学校それぞれで建替工事期間に在学し、教育環境に大きな制約がある中で学校生活を送り続けることを避けるために、学区が重なる小・中学校の建替えは一定年数を開けることとし、やむを得ず連続した建替えが必要な場合は、原則中学校を先に建替えることとします。

## (4) 選定から建替工事の進め方

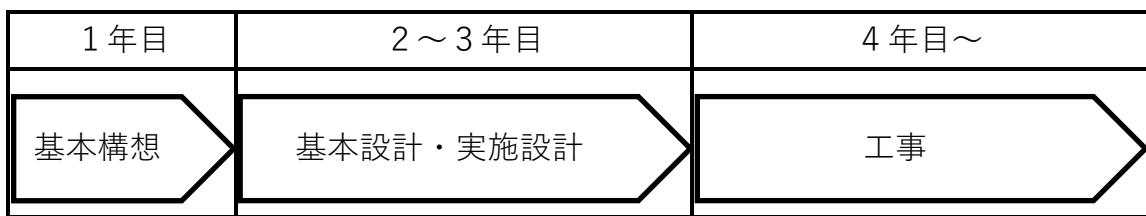
建替事業の標準的なスケジュールとして、1年目に基本構想、2～3年目に基本設計・実施設計、4年目以降に建替工事等の実施を想定しています。

校舎本体の建設工事等は学校教育を現地で維持しながら行うため、一般的な建築に比べ時間を要します。これまでの事例では、仮設校舎を設置しない学校で3年程度、仮設校舎等を設置せざるを得ない学校や、工程上ローリング（順次解体・建築を繰り返す工法）せざるを得ない学校では、5年以上要する場合もあります。

校舎の状況、配置状況、敷地規模等によって学校ごとに工事内容が異なるため、地域や保護者、教職員の意見も踏まえ、建替えを進めていきます。また、検討状況などを関係者へ丁寧に説明しながら進めていきます。

なお、工事を進める際は、「4(7)建替中に必要な機能の維持」等に配慮していきます。

【図11】 建替えまでの標準的なスケジュール



(5) 建替えを進める上での留意点

ア 効率的な事業執行と財政負担の軽減

事業費や工事期間、児童生徒への負担軽減等の面から、効率的な設計・工法等を選択して進めます。また、建替えに比べ、工事費を縮減できる長寿命化改修等を効果的に取り入れ、事業量を平準化して財政負担の軽減を図ります。

加えて、国庫補助の補助率の見直しや適用範囲の拡大等を国に求め、財源確保に努めています。

イ 自然環境に配慮した学校施設の整備

気候変動等の社会的な課題を踏まえ、環境への負荷の低減を図るため、「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」（P.3）や「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」（令和5年1月改定）に基づき、ZEB Oriented相当※の省エネ基準を達成するとともに、引き続き太陽光発電設備の設置や照明のLED化を図り、これらを学習面でも活用できる学校施設の整備を目指します。

また、「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」（令和4年4月策定）を踏まえ、学校施設においても、積極的に木造化・木質化を進め、児童生徒にとって身近な空間で木材を利用し、健康的で温もりのある快適な教育環境を整備していきます。なお、その財源として、国からの森林環境譲与税を活用します。

※ZEB oriented相当…40%以上のエネルギー消費量削減を目標

<これまでの木造化の実績>

- ・万騎が原小学校（旭区）において、木造3階建て校舎を、令和8年の完成を目指して整備中。（令和5年3月現在）

#### ウ 地域まちづくりの推進への配慮

学校施設の建替えは地域の課題解決の重要な契機ともなります。そのため、地域の実情やニーズを的確に把握し、検討する必要があります。関係区局が連携し、地域の声を反映しながら、地域課題の解決や地域のまちづくりに資する施設として整備できるよう配慮します。

#### エ 地域防災拠点の機能確保

地域防災拠点に指定されている横浜市立小・中学校は、令和5年4月1日現在で442校あります。建替期間中に震災が発生することも想定し、体育館の継続利用等、建替工事中も地域防災拠点機能を維持できるよう努めます。

なお、総務局及び区役所、学校及び地域と十分に調整を行います。

#### オ 災害への対応

浸水想定区域内で一定以上の浸水が想定されている学校は、体育館や電気室、職員室を2階以上に設置するなど、地域の意見も反映しながら、可能な限りの対策を行います。

また、敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されている学校では、建替えに併せて斜面地の対策工事や施設配置等の工夫を行います。

これらの取組を通して、複合災害への対応能力や災害へのレジリエンス（回復力）を高めます。

#### カ 学校施設の目的外利用への対応

学校教育の目的外に学校施設を活用している事例として、放課後キッズクラブ、保育所、コミュニティハウス、学校開放や地域の行事等があります。

工事期間中は一時的に、これらの使用が制限されたり使用できなくなったりすることも想定されますが、学校、利用者、地域等とともに、可能な限り活動を継続できるよう、施設の一部利用や代替利用等について検討していきます。

なお、建替後に、児童生徒と地域が共同利用できる施設として機能するよう、配置等を十分に考慮していきます。

#### キ 学校の伝統やシンボルへの配慮

伝統ある意匠やシンボルツリーなど、児童生徒や地域に親しまれ、誇りとなっているものについては、関係者の意見に配慮しながら、継続して設置できるよう検討します。

#### ク 水泳授業の委託化の検討

近隣<sup>\*</sup>に民間スイミングスクール等がある学校については、当該スクールの屋内プールを活用した水泳授業の委託化を検討し、天候に左右されない水泳授業の実施や水泳指導の質の向上、プールの維持管理を担う教職員負担の軽減を図ります。また、委託化により使用しない学校プールの更新・修繕を行わないことで、更新・修繕費や維持管理費等の節減につなげます。

※概ね1km程度の徒歩圏を想定。周辺の交通事情や学級数、民間スイミングスクール等の受入態勢等を総合的に判断する。本市には、水泳授業が可能な室内プールを持つ民間スイミングスクールやスポーツクラブが約80か所ある。(令和5年3月現在)

#### ケ バリアフリー化への対応

令和3年3月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正により、同法に基づく制限の適用を受ける建築物に公立小学校等<sup>\*</sup>が追加されました。

本市においては、以前から「横浜市福祉のまちづくり条例」の規定により、全ての学校を特別特定建築物に追加しているため、取組内容に変更はありませんが、学校教育や放課後キッズクラブ等の目的外利用、地域防災拠点機能を支える基盤として、引き続き、必要なバリアフリー化等に取り組んでいきます。

※小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）  
で公立のもの

## 6 学校施設の長寿命化について

本市の小中学校施設は、多くの学校で、校舎配置が複雑、グラウンド面積が市の基準面積に満たないなどの課題があります。学校施設の建替えは、単なる老朽化対策に留まらず、校内動線の改善やグラウンド面積の確保など、教育環境の抜本的な改善も目的とします。

このため、本市の小中学校施設は、原則として建替えることとします。

一方で、持続的かつ安定的な建替事業の実施には、事業量の平準化が必要です。そこで、今後は、耐用年数評価等の結果等を踏まえ、築70年を超えた長寿命化を効果的に取り入れて事業量を平準化しつつ、計画的に建替えを進めていきます。

また、建替えなくとも教育環境の改善が可能な学校や建替えが困難な学校について、長寿命化改修や大規模リニューアルにより、老朽化対策や教育環境の向上を図っていきます。

### (1) 建替えが困難な学校とは

建替えが困難な理由には、「老朽化を理由とする国庫補助の対象外」、「老朽化を理由とする国庫補助の対象だが、建替えが物理的に困難、あるいは建築条件等を整えるために建替時期の調整が必要」の2つがあります。

ア　国の補助要件を確認する「耐力度調査」の結果、耐力度が高く、老朽化を理由とした国庫補助を導入できる要件を満たしていない

【図12】耐力度調査の結果（令和5年3月末時点）

	小学校	中学校	合計
調査数	96校	22校	118校
国庫補助対象外	<u>36校</u>	<u>15校</u>	<u>51校</u>

- イ　老朽化による国庫補助の対象で建替えが望ましいが、物理的に建替えが困難あるいは建築条件等を整えるために建替時期の調整が必要
- ・周辺道路が狭く、大型工事車両の通行が困難なため工事が長期にわたるなど、事実上、学校教育を現地で維持しながらの建替えが難しい
  - ・敷地境界や権利関係等が整理できないと建設に着手できない
  - ・建替工事終了時点で小規模校化が見込まれるなど、ある程度の期間、児童生徒数の推移の注視が必要

- ・一部校舎のみ建替えが必要だが、他の校舎等の築年築が浅い（最古の棟を長寿命化して、他棟が築 70 年を迎える頃に建替えを検討することが望ましい）

## （2）築 70 年を超えて学校施設を利用することについて

目標耐用年数とは、建物を供用しようとする目標年数を指し、建物の「寿命」とは異なります。学校施設に多い鉄筋コンクリート造の構造躯体は、適切な維持保全等を実施すれば 70 年以上の長寿命化も技術的に可能とされています。

教育委員会事務局では、学校施設の耐力壁や柱、梁の状況を確認し、構造躯体が、今後、何年程度使用が可能か、物理的に評価する新たな手法である「耐用年数評価」を導入しています。

令和 3 年度に 3 校で試験的に導入したところ、築 70 年に近い建物でも、適切な維持保全を行うことを前提に、現時点から数十年以上使用できる可能性があることが判明しました。

### 【参考】「耐用年数評価」の考え方

鉄筋コンクリート造の建築物では、アルカリ性のコンクリートが大気中の二酸化炭素等と反応して中性化することで防錆効果がなくなり、中性化が鉄筋に達すると、鉄筋の腐食が始まると言われています。

これを踏まえ、コンクリートの中性化の深さやコンクリートの圧縮強度などを調査し、「コンクリートの中性化が最外側の一定の割合の鉄筋に到達する期間」を「物理的耐用年数」として算定、評価します。

耐用年数が 0 年と評価されても、直ちに危険ということではありませんが、より丁寧に保全を行っていく必要があります。また、発錆は、コンクリートの微細なひび割れを通した水分や酸素の供給が原因になるため、外壁面等の防水をしっかりと行うことも有効です。

なお、耐震性については平成 27 年度までに全小・中学校で耐震診断を行い、必要な改修工事を実施済です。

### (3) 長寿命化を行う期間

学校の状況に合わせて、10年程度の長寿命化から、30年以上の長期的な使用を想定した長寿命化まで、様々な長寿命化を検討します。

- ・10年程度の長寿命化

敷地等の課題整理に時間を要する学校など

- ・10～30年の長寿命化（必要に応じて大規模リニューアルの実施も検討）

児童生徒数の推移の注視が必要な学校や、最古の棟のみを長寿命化する学校

- ・30年以上の使用を想定した長寿命化（大規模リニューアルの実施も併せて検討）

工事が長期にわたるなどの理由により「居ながら建替え」が事実上困難な学校や敷地等の課題から建替えが極めて困難な学校（対象校の選定にあたっては、「5 建替事業の進め方 (1)～(3)」を準用します。）

### (4) 今後の進め方

これまで、築70年を超えて学校施設を長寿命化して使用した経験がないため、耐久性向上や維持保全にかかる手法の確立が必要です。また、効果的でローコストな長寿命化改修の工法等の検討を行うことが必要です。

これらに取り組むため、「耐用年数評価」等を実施した学校について、順次、「学校ごとの個別の対応方針」を検討していきます。

なお、詳細については、「学校施設の長寿命化計画」の改定に併せ、今後、検討していきます。

#### （参考）長寿命化改修や大規模リニューアルの具体例

##### ア 構造躯体の劣化対策

- ・構造躯体の経年劣化を回復するもの…コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策等
- ・耐久性に優れた仕上材へ交換…劣化に強い塗装・防水材等の使用
- ・維持管理や設備更新の容易性の確保
- ・水道、電気、ガス管等のライフラインの更新

イ 建物の機能や性能を向上させるための工事

(ア) 安全・安心な施設環境を確保するもの

- ・耐震対策（非構造部材を含む）、防災機能の強化、事故防止・防犯対策等

(イ) 教育環境の質的向上を図るもの

- ・近年の多様な学習内容・学習形態への対応（多目的室の設置等）
- ・間取りの変更や今後の学校教育や情報化の進展に対応可能な柔軟な計画
- ・省エネルギー効果・高効率空調機器や複層ガラスの導入、照明設備のLED化、熱性能の向上、太陽光発電設備の設置、バリアフリー化、木材の活用など

(ウ) 地域コミュニティの拠点形成を図るもの

- ・地域住民の利用を考慮した教室等の配置の変更など

## 7 今後の取組

未来を担う子どもたちの豊かな人間性を育み、魅力ある快適な学校施設を整備することは、国及び地方自治体に課せられた重要な責務の一つです。子どもたちが安全に、安心して学べる環境づくりに向け、責任ある施設整備が求められます。新しい時代の学びの実現に向け、長期的な視野を持ち、より良い手法を模索しながら建替え等を進めていきます。

また、約5年間の建替事業実施で得られた知見や、最新の技術を取り入れながら、より効率的かつ効果的な建替え事業の進め方を模索していきます。

一方で、本市の将来人口推計（令和2年9月）では、今後、急激な少子高齢化と総人口の減少が予測されています。将来人口推計をベースにした長期財政推計では、高齢化の進展による社会保障経費の増加と人口減少による市税収入の減少により、今後、各年度の収支差（歳出に対する歳入の不足額）は拡大し続けることが予測されています。

本市ではこれまで、学校施設を含む多くの公共施設を整備してきており、老朽化とともに、その維持保全コストは本市予算の大きな割合を占めることが予想されています。

このため「財政ビジョン」で本市は、限られた財源の中で、施設の規模や数量、質、保全更新コストを、将来の人口や財政の規模に見合った水準へと適正化する方針に舵を切りました。

学校施設の建替え等においても、全局的なファシリティマネジメント推進の流れの中で、学校周辺の公共施設及び公有地の配置状況等も踏まえ、効率的・効果的な建替え等を計画していく必要があります。

児童生徒に適切な環境で義務教育を提供するため、また、安全・安心な教育環境の整備を安定的かつ持続的に進めるため、長期的な視点をもって、建替えや長寿命化、規模適正化に取り組んでいきます。

今後も、社会情勢等の変化や全市方針の転換などに応じて、隨時、方針の見直しを行い、持続可能な建替え等の事業実施を目指していきます。

## 參 考 資 料

## 指定都市及び東京都区部の児童・生徒数及び施設面積

### 【小学校】

学校数	児童数	1校あたり							1人あたり						
		順位	校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		
			面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	
1 横浜市	341	538	4	12,540	17	3,725	20	5,856	11	23.3	18	6.9	21	10.9	15
2 札幌市	200	450	11	15,484	13	7,955	9	6,980	2	34.4	11	17.7	10	15.5	3
3 仙台市	119	453	10	19,030	1	8,415	5	6,816	4	42.0	4	18.6	7	15.0	4
4 さいたま市	104	679	1	17,371	8	8,161	8	7,155	1	25.6	17	12.0	17	10.5	16
5 千葉市	111	429	15	18,147	4	8,246	7	6,249	6	42.3	3	19.2	6	14.6	5
6 東京都区部	817	495	6	8,999	21	3,714	21	5,076	18	18.2	21	7.5	20	10.3	19
7 川崎市	114	664	2	13,562	16	6,314	16	6,927	3	20.4	20	9.5	19	10.4	17
8 相模原市	70	507	5	17,020	10	7,159	13	6,420	5	33.6	12	14.1	13	12.7	10
9 新潟市	107	364	21	18,783	2	9,487	1	5,839	12	51.6	1	26.1	1	16.0	1
10 静岡市	87	382	19	15,117	14	7,747	10	5,474	16	39.5	7	20.3	3	14.3	7
11 浜松市	97	441	13	17,139	9	8,739	3	5,226	17	38.9	8	19.8	5	11.9	13
12 名古屋市	262	435	14	12,099	18	6,617	15	5,584	15	27.8	16	15.2	12	12.8	9
13 京都市	153	406	18	11,959	19	5,084	18	4,697	19	29.5	14	12.5	16	11.6	14
14 大阪市	286	415	17	9,405	20	4,697	19	6,036	8	22.7	19	11.3	18	14.5	6
15 堺市	92	473	8	18,311	3	8,409	6	5,700	13	38.7	9	17.8	9	12.0	12
16 神戸市	163	460	9	13,684	15	6,231	17	5,670	14	29.8	13	13.6	14	12.3	11
17 岡山市	91	424	16	17,542	7	8,480	4	5,896	9	41.3	5	20.0	4	13.9	8
18 広島市	141	475	7	18,074	5	7,515	12	4,601	20	38.0	10	15.8	11	9.7	21
19 北九州市	129	370	20	16,146	12	6,847	14	5,894	10	43.6	2	18.5	8	15.9	2
20 福岡市	145	582	3	16,394	11	7,526	11	6,061	7	28.2	15	12.9	15	10.4	18
21 熊本市	92	449	12	18,042	6	9,145	2	4,536	21	40.1	6	20.3	2	10.1	20
21都市平均	169	468	-	15,615	-	7,324	-	5,842	-	34.3	-	16.1	-	12.7	-

### 【中学校】

学校数	生徒数	1校あたり							1人あたり						
		順位	校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		
			面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	
1 横浜市	147	614	3	18,361	16	6,423	20	6,383	17	29.9	18	10.5	21	10.4	20
2 札幌市	99	454	17	19,637	14	10,699	13	8,083	1	43.3	12	23.6	9	17.8	3
3 仙台市	64	415	19	25,084	7	12,055	8	7,683	5	60.5	2	29.1	4	18.5	2
4 さいたま市	58	617	2	23,737	10	12,850	5	7,998	2	38.5	14	20.8	12	13.0	15
5 千葉市	55	457	15	23,880	9	12,078	7	7,148	8	52.2	6	26.4	6	15.6	7
6 東京都区部	369	533	6	12,135	21	5,743	21	5,968	19	22.8	21	10.8	20	11.2	18
7 川崎市	52	647	1	16,229	19	7,654	18	7,726	4	25.1	20	11.8	19	11.9	16
8 相模原市	36	487	11	24,828	8	11,170	10	7,849	3	51.0	8	22.9	11	16.1	6
9 新潟市	57	345	21	26,766	1	15,682	1	6,819	13	77.5	1	45.4	1	19.7	1
10 静岡市	43	416	18	22,026	13	12,244	6	6,724	14	53.0	5	29.5	3	16.2	5
11 浜松市	49	455	16	26,156	3	14,270	2	6,439	16	57.4	4	31.3	2	14.1	10
12 名古屋市	112	519	7	17,477	18	9,860	15	6,986	9	33.7	17	19.0	15	13.5	13
13 京都市	74	462	14	17,642	17	7,681	17	6,150	18	38.2	15	16.6	17	13.3	14
14 大阪市	128	475	12	14,126	20	7,505	19	7,271	7	29.8	19	15.8	18	15.3	8
15 堺市	43	507	8	25,329	5	13,316	4	6,882	12	50.0	10	26.3	7	13.6	12
16 神戸市	84	465	13	19,308	15	9,442	16	6,559	15	41.5	13	20.3	14	14.1	11
17 岡山市	38	507	9	25,719	4	11,860	9	7,449	6	50.8	9	23.4	10	14.7	9
18 広島市	63	537	5	26,402	2	11,113	11	5,563	20	49.2	11	20.7	13	10.4	21
19 北九州市	62	399	20	23,562	11	10,263	14	6,888	11	59.0	3	25.7	8	17.3	4
20 福岡市	69	585	4	22,303	12	10,758	12	6,958	10	38.1	16	18.4	16	11.9	17
21 熊本市	43	488	10	25,102	6	13,653	3	5,275	21	51.4	7	28.0	5	10.8	19
21都市平均	80	489	-	21,872	-	10,995	-	6,921	-	46.1	-	23.3	-	14.5	-

※児童数・生徒数は国立・私立を含む

令和2年5月現在  
出典:大都市比較統計年表

## 小学校施設整備水準

令和3年1月改訂

種別	室名	水準(単位: CR) ※1												
		学級数												
		~11	12	13~14	15	16~17	18~19	20	21~26	27	28~30	31~32	33~35	36~
教室	1 普通教室	学級数												
	2 個別支援教室	学級数												
	3 特別支援教室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
特別教室	1 理科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0
	2 音楽教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0
	3 家庭科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	4 図画工作教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	5 図書室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	6 教育相談室・耐火書庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
多目的室	1 多目的室(水廻り学習等)	—	—	—	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	2 多目的室(集会・発表等)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	3 多目的室(少人数指導)	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0
	4 多目的室(学校指定) ※2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
管理諸室	1 校長室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	2 職員室 ※3	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.5
	3 事務室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	4 保健室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	5 保健相談室・教材教具室②	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	6 放送・スタジオ室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	7 会議室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	8 印刷室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	9 職員更衣室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	10 技術員室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	11 休養室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	12 職員・来校者用玄関	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	13 教材教具室①	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	14 倉庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	15 資料室・耐火書庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	16 PTA会議室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	17 地域交流室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他	1 児童更衣室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	2 昇降口	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5	2.5
	3 体育館(アリーナ) ※4	560m <sup>2</sup>	560m <sup>2</sup>	560m <sup>2</sup>	560m <sup>2</sup>	720m <sup>2</sup>	1,080m <sup>2</sup>							

※1 普通教室の1クラス相当の面積を1CRとする

※2 具体的な用途…個別支援教室の増対応、国際教室、不登校対応、郷土資料室、児童会議室 等

※3 普通教室十個別支援教室の学級数を適用する

※4 普通教室+1(個別支援教室分)の学級数を適用する

## 中学校施設整備水準

令和3年7月改訂

水準 (単位: CR) ※1

種別	室名	学級数											
		5	6~10	11	12	13~14	15~16	17	18~21	22~24	25	26~29	30~
教室	1 普通教室	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
	2 個別支援教室 ※2	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
	3 特別支援教室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
特別教室	1 理科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	2 音楽教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	3 家庭科教室	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	4 技術教室	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	5 美術教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	6 図書室	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	7 教育相談室・耐火書庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	8 特別活動室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	9 進路指導室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
多目的室	1 多目的室(集会・発表等)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	2 多目的室(少人数指導)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	3 多目的室(学校指定) ※3	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0
管理諸室	1 校長室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	2 職員室 ※4	1.5	2	2.5	2.5	2.5	2.5	3.0	3.0	3.5	3.5	4.0	4.5
	3 事務室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	4 保健室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	5 保健相談室・教材教具室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	6 放送・スタジオ室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	7 会議室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	8 印刷室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	9 職員更衣室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	10 技術員室・湯沸室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	11 休養室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	12 職員・来校者玄関	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	13 変電室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	14 倉庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	15 中学校給食配膳室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	16 PTA会議室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	17 地域交流室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他	1 生徒更衣室	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	2 昇降口	1.0	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5

※1 普通教室の1クラス相当の面積を1CRとする

※2 個別支援教室が1CRの場合は、ブレイルームを含め2CR整備する

※3 具体的な用途…個別支援教室の増対応、国際教室、不登校対応 等

※4 個別支援教室が3CR以上の場合、普通教室数+個別支援教室数-2CRの欄を適用する

#### 4 これまでの建替事業の実績

選定年度	学校名	H29	H30	R1	R2	R3	R4	備考	
H29	上菅田 笹の丘小	構想	設計	設計	解体	工事	工事	R5 全面供用開始 学校統合	
	都岡小				設計			R5 一部供用開始 R7 全面供用開始	
	汐見台小				解体	解体 工事		R5 全面供用開始 施設配置改善※ <sup>1</sup>	
H30	菅田の丘小	構想	設計	設計	解体 設計	解体 工事	R6 全面供用開始 学校統合		
	榎が丘小				工事	設計	R6 一部供用開始 施設配置改善 グラウンド面積拡大※ <sup>2</sup>		
	勝田小						R7 全面供用開始 施設配置改善		
R1	二俣川小	構想	設計	設計	設計	設計	—		
	万騎が原小						R6 一部供用開始 グラウンド面積拡大 木造校舎		
	瀬谷小						R6 一部供用開始 グラウンド面積拡大		
R2	矢向小	構想	設計	設計	設計	設計	グラウンド面積拡大		
	吉原小						—		
	今宿小						—		
	菊名小			構想 設計			土砂災害対策要		
	つつじが丘小						—		
	戸塚小						浸水対策要 児童数急増対策		
R3	豊岡小	構想	設計	構想	構想	構想	複合化検討		
	二谷小			構想			—		
	桜岡小			構想	設計		—		
	本郷中			構想			—		
R4	上末吉小	構想	設計	構想	構想	構想	土砂災害対策要		
	南小						—		
	大門小						浸水対策要		

※ 1 施設配置改善…個々の教室の独立性は高いが使いにくい配置（バッテリー／クラス  
ター型の教室等）を、建替えにより改善した学校

※ 2 グラウンド面積拡大…建替えにより、整備水準に満たなかったグラウンド面積を整備水  
準以上に引き上げた学校

※学校施設の建替えを行うと、コンパクトで使いやすい施設配置とすることで児童  
生徒及び教職員の使い勝手が向上するとともに、維持管理費の効率化を図ること

ができます。また、多様な学習内容・学習形態への対応（多目的室の設置等）やエレベーターの設置などによるバリアフリー化が促進されます。地域住民の利用を考慮して諸室等を配置しています。

また、省エネルギー化や断熱性の向上、防災機能の強化、事故防止・防犯対策等も考慮しています。

令和5年6月

横浜市教育委員会事務局 施設部 教育施設課

〒231-0017 横浜市中区本町6-50-10

電話 045-671-3531

FAX 045-664-4743

[ky-tatekae@city.yokohama.jp](mailto:ky-tatekae@city.yokohama.jp)

## 横浜市立小・中学校施設の建替えに関する計画・設計の考え方

令和5年3月改訂

教育委員会事務局

## はじめに

横浜市では、平成 29 年度に策定した「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針（以下、「建替え基本方針」という。）」に基づき建替校を選定し事業を進めているところです。

学校施設の計画及び設計に必要となる基本方針として平成 14 年に策定した「横浜市小・中学校施設計画指針」及び平成 16 年に策定した「横浜市小・中学校施設整備水準」に基づき施設整備を行ってきました。

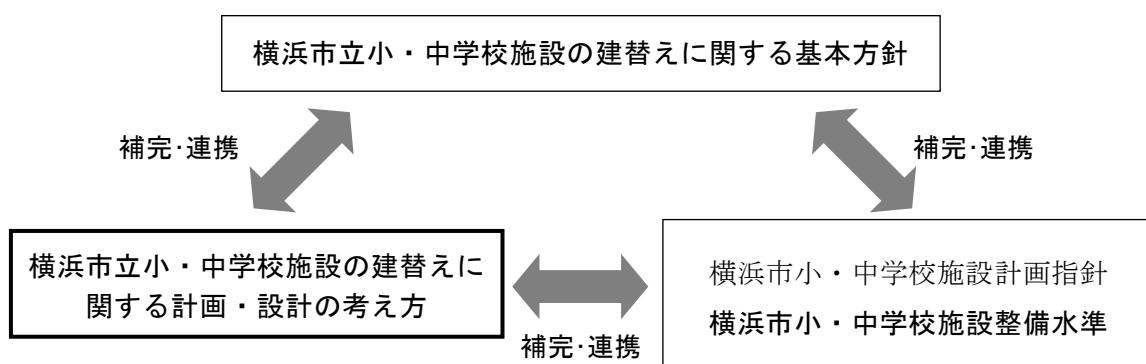
一方で、学校施設をはじめとする大量の公共建築物の老朽化が一斉に進み、現在では保全や建替えにかかる財政負担が課題となっています。将来的には、人口減少社会の到来や人口構成の変化に伴う税収の伸び悩みなど、横浜市を取り巻く状況は大きな転換期を迎えることが予想され、財政負担の軽減・平準化の取り組みは喫緊の課題です。このため、「横浜市小・中学校施設計画指針」については、文部科学省の施設整備指針、学習指導要領の改訂や横浜教育ビジョン 2030 の策定、建替え基本方針の策定の状況を踏まえ平成 31 年 2 月に改訂し、「今後の建替計画を踏まえ、出来る限り財政的な負担を軽減することを目的とする」ことを明記しました。

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する計画・設計の考え方（以下「計画・設計の考え方」という。）」は、「教育活動に必要な機能の確保」をしつつ、「施設規模の効率化」と「事業費の縮減」を行う考え方を示し、横浜市職員と計画・設計業務に携わる受託者の共通理解のもと、効率的・効果的な建替えと財政負担の軽減の両立を図り、学校施設の建替えを持続可能な事業とする目的として策定したものです。

この「計画・設計の考え方」は、教育委員会事務局教育施設課、建築局学校整備課、財政局公共施設・事業調整課と協議して策定をしました。

なお、今後建替えを進めていく中で、社会情勢等の大きな変化や本市の方針の大きな転換などにより、計画・設計の考え方の内容が実態に合わなくなったり場合には見直しを検討します

### 「設計・計画の考え方」の位置づけ





## 目 次

第1章 学校施設の建替えを進める上での留意点 .....	- 1 -
1 施設規模の増大への対応 .....	- 1 -
2 膨大な事業費への対応 .....	- 1 -
第2章 建替計画・設計を進める上での基本的な考え方 .....	- 2 -
1 建替えにあたっての基本的な考え方 .....	- 2 -
2 工事計画 .....	- 2 -
3 配置計画 .....	- 3 -
4 平面計画 .....	- 4 -
5 立面計画・断面計画 .....	- 5 -
6 構造計画 .....	- 6 -
7 設備計画 .....	- 6 -
第3章 環境への配慮等 .....	- 7 -
1 環境性能の検討 .....	- 7 -
2 木材利用 .....	- 7 -
3 緑化・植栽 .....	- 7 -
4 維持管理・ランニングコストへの配慮 .....	- 7 -
5 安全面への配慮 .....	- 8 -
6 その他の留意事項 .....	- 8 -
第4章 計画・設計の進め方 .....	- 9 -
1 基本構想策定 .....	- 9 -
2 基本計画策定 .....	- 9 -
3 基本設計、実施設計 .....	- 9 -

## 第1章 学校施設の建替えを進める上での留意点

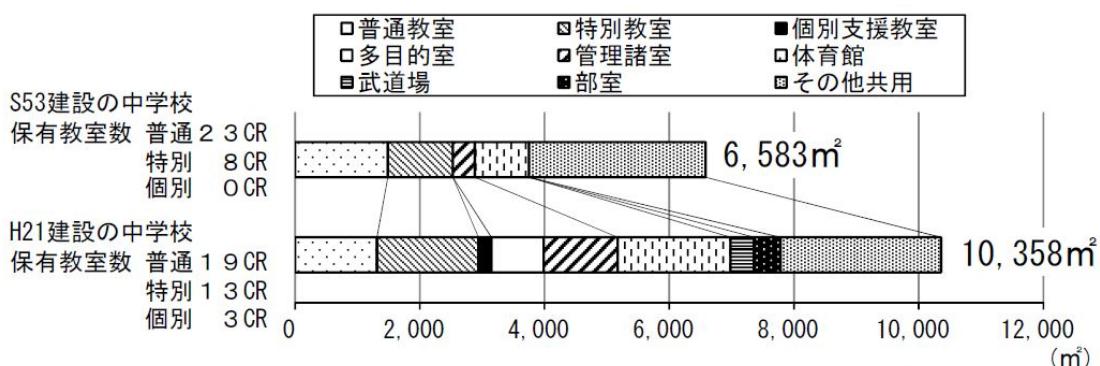
### 1 施設規模の増大への対応

教育内容の変化等により、整備が必要な特別教室や諸室の種類・面積も変更され、横浜市においても教育内容に必要な学校施設の諸室等を横浜市学校施設整備水準として定め、必要な諸室等を見直してきました。

従来は整備していなかった個別支援教室や多目的室、武道場等を整備することとし、また、体育館も従来の面積より大きく整備することとしています。

そのため、老朽化した学校施設を建て替える場合は、従来の施設規模に比べ、規模が1.5倍程度大きくなる可能性もあり、整備費や維持管理費の縮減を考慮した計画・設計を行う必要があります。

図1 建設年度の異なる同規模中学校の施設比較



出典:横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針(平成29年5月 横浜市教育委員会)

### 2 膨大な事業費への対応

「建替え基本方針」では、建替対象校は昭和56年度以前に建設された384校とし、事業期間は、昭和56年度以前に建設された学校が築70年に達する令和33年度までとし、事業費は約1兆円と試算しています。事業費が膨大であり、1年間あたりの対象事業費も多額の費用が想定される中、資材等の上昇など事業費の増加要素もあるため、コスト縮減を意識した、効率的な計画・設計を行う必要があります。

表1 建替対象の学校数(平成29年4月1日現在)

建設年度	昭和56年度以前	昭和57年度以降	計
小学校	273校	67校	340校
中学校	111校	34校	145校
計	384校	101校	485校

※ 分校、高等学校附属中学校は除く

※ 義務教育学校は、前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む

## 第2章 建替計画・設計を進める上での基本的な考え方

### 1 建替えにあたっての基本的な考え方

学校建替えにあたっては、限られた事業費の中で必要な諸室、機能を効果的かつ効率的に配置し、公立学校として必要な教育環境を確保します。

児童・生徒が安全で快適に教育を受けることができる環境を整備すると共に、教職員が管理しやすいプラン、スムーズな動線の確保、死角をなくすプラン（雁行を避ける等）とするために、「コンパクトな計画」かつ「シンプルな計画」とし、工事費、維持管理費などを含めたライフサイクルコストの縮減を行います。

コンパクトな計画：教室をはじめとした効率的な諸室の配置  
シンプルな計画：単純な建物形状、均一で合理的な平面・立面・断面・構造計画、  
単純な動線、管理のし易さ  
標準的な仕上げ仕様（資料編 第3「標準的な仕上げ仕様」参照）

### 2 工事計画

#### (1) 建替え方式の検討

建替えの工事計画を検討する際、以下の2つについて検討を行い、決定しています。ひとつは今あるグラウンドに新校舎を建設し、完成後に既存校舎を撤去する方式（ローリング方式）、もうひとつはグラウンドに仮設校舎を建設し、既存校舎を撤去した場所に、新校舎を建設する方式（仮設校舎方式）です。

	ローリング方式	仮設校舎方式
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>現状のグラウンドに新設校舎を建設</li><li>既存校舎を解体・撤去し、その部分にグラウンドを整備</li><li>体育館やプール棟についても建設の後に解体・撤去</li><li>（校舎とグラウンドの配置が入れ替わる）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現状のグラウンドに仮設校舎を建設</li><li>既存校舎を解体・撤去し、その場所に新校舎を建設</li><li>体育館やプール棟は適宜建設及び解体・撤去</li><li>（校舎・グラウンドの配置はそのまま）</li></ul>

#### (2) 工事期間中の機能確保

工事期間中においても学習環境を維持できるよう配慮します。

なお、校舎棟以外の機能確保の優先順位は、次のアからエの順とします。

##### ア 給食の継続

原則として工事期間中も給食が継続可能な計画とし、配膳の際に屋外を通る動線は避けることとします。

##### イ 体育館使用の継続

グラウンドの確保が難しいケースが多く、体育授業の使用頻度が高いため、原則として継続的に利用可能な計画とします。また、可能な限り防災拠点としての継続利用についても検討します。

##### ウ プール授業の継続

原則として工事期間中もプール授業が継続可能な計画とします。使用不可となる場合は、出来る限り使用不可の期間を短くするように計画します。

## エ グラウンドの継続

工事期間中においても、出来る限りグラウンド面積を確保できるよう努めます。

### (3) 部分建替え

建設後の年数が比較的浅く、建替後の全体計画に影響が少ない棟がある場合には部分建替えを検討し、決定しています。検討にあたり、部分建替えと全体建替えのイニシャル、ランニングを含めたコスト比較を行うほか、将来の維持管理や残置建築物の建替え等も含め、敷地全体の建替え計画を策定し、今後の学校運営や工事計画を円滑に行うこととしています。

### (4) 安全対策

工事のための動線と児童・生徒・教職員・地域利用の動線の交錯を避けるなど安全面・学校運営に配慮します。

## 3 配置計画

### (1) 校舎棟の配置

建替え方式の検討を踏まえた計画とし、その他に、敷地及び周辺の地形の特性、道路の状況、街並み、将来的な擁壁の築造替え等にも配慮し、経済性、機能性、安全性、維持管理、生活環境等を総合的に判断した配置とします。

また、児童・生徒の安全に配慮し、死角のない配置とします。

### (2) グラウンドの配置や面積の確保

グラウンド面積は、小・中学校1校あたり、児童生徒1人あたりともに21都市中最低水準であり、建替えにあたり小学校は120mトラック、中学校は150mトラックを確保し、他の運動施設等が設置できる面積を確保します。 (参考資料 第2「1 グラウンドの規模等」参照)

また、災害時の児童・生徒の避難も考慮し、校舎棟昇降口からグラウンドへの避難動線も配慮します。

### (3) 体育館、プールの地上設置

小・中学校それぞれの基準に沿った面積を確保すると共に、コスト及び維持管理の観点から原則として、地上レベル（グラウンドレベル）に設置します。体育館については、災害時における地域防災拠点として指定されている場合が多いため、地震や風水害の際にも利用しやすい場所に設置します。

ただし、グラウンド面積の確保が困難で、かつ高さ制限、日影規制等により高層化の計画が困難な場合は、校舎棟又は体育館の屋上へのプール設置や体育館の立体化等についても検討を行います。その際には、学習環境や構造、設備、工事費等を十分検討することとします。

### (4) 災害への配慮

ア ハザードマップ等により土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域等を把握した上で建物の配置計画を検討します。

イ 学校が地域防災拠点となる場合は、教育活動の再開時に、教育活動エリアと避難所エリアを分離しやすくするとともに、施設の利用にあたって両者の動線が交錯しないよう、普通教室群と体育館の配置に配慮するなど、災害時の避難者受け入れや地域防災拠点としての運営等も考慮した

配置とします。

ウ 津波等の自然災害による浸水が予想される地域など、体育館を地上レベル（グラウンドレベル）に設置することによって地域防災拠点等の機能が損なわれる恐れがある場合は、2階以上への設置も検討します。

#### (5) 周辺環境への配慮

日影、電波障害、グラウンドの埃、騒音、植栽、出入り車両の影響等、周辺環境への影響を考慮した計画とします。

#### (6) 複合化への対応

複合化にあたっては、児童・生徒の学習環境と安全の確保に万全を期すとともに、複合施設の活動内容を考慮し、発生する音や視線に配慮した施設計画とします。

また、それぞれの専用部分、共同利用部分の区域、防犯体制や管理に対する責任を明確にするなど、教職員に運営管理上の負担がかからないよう十分配慮します。

### 4 平面計画

管理エリア・教室エリアの動線が交錯することのないなど学校運営に配慮した平面計画とします。

#### (1) 普通教室等

ア 普通教室の大きさは、縦8m×横8mの64m<sup>2</sup>を標準とします。

イ 特別教室、多目的室、その他の諸室についても、8m×8mの普通教室のグリッドに合わせて配置することを原則とします。

#### (2) 共用部分の計画

ア 全体規模に占める共用部分の割合

敷地条件等にもよりますが、建物全体の床面積のうち、共用部分の面積は25%から30%までを目安とします。

建物全体の床面積：校舎、体育館及び給食室を含み、プール、屋外倉庫等の附帯施設は除く。

共用部分：廊下、階段、手洗い流し、PS等の部分を指す。

表2 全体規模の目安の例（小学校）

普通教室数	建物全体の床面積		付帯施設	全体の延べ床面積
	諸室の床面積	共用部分		
12教室	4,700m <sup>2</sup>	1,800m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	6,700m <sup>2</sup>
18教室	5,500m <sup>2</sup>	2,200m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	7,900m <sup>2</sup>
24教室	6,100m <sup>2</sup>	2,300m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	8,600m <sup>2</sup>

イ 廊下、階段

廊下及び階段の幅は、建築基準法、バリアフリー法等の基準を満足した上で、通行及び避難に必要な最小限の幅とし、有効幅員の目安は表3のとおりとします。また児童・生徒の安全に配慮し、死角のない動線計画とします。

なお、表3の幅員を広げる場合には、その必要性について学校も含めて十分協議のうえ判断することとします。

また、階段は、通行及び避難に必要な最小限となる数、配置となるよう計画します。廊下につ

いっては、利用者、諸室のつながり、構成等を考慮した上で、コンパクトな配置となるよう計画とします。

表3 廊下、階段幅の目安（有効幅員）

	小学校、中学校共通（m）
廊下（片側教室）	2.1
廊下（両側教室）	2.4
階段	1.8

### （3）屋上、バルコニー、ピロティ、吹抜け等

機能上の必要性を十分検討した上で過大な計画としないこととします。

#### ア 屋上

手すりは形状・仕様をメンテナンスに配慮した計画とします。

#### イ バルコニー

転落防止、避難動線の確保を目的として設けることを原則とし、通行に支障がない幅員（1m程度）とします。なお、教室、特別教室、多目的室が無い部分への設置については必要性を十分に検討することとします。

#### ウ ピロティ

児童・生徒の通行及び避難動線等からやむを得ない場合を除き、原則、設けないこととします。

#### エ 吹抜け

児童・生徒が転落する恐れがあり、火災時等に火煙の伝搬経路になることも想定されるうえ、防火設備の設置も必要となるため、自然換気等のための効果や必要性について十分検討したうえで設置することとします。

また、児童・生徒の安全性やメンテナンスに配慮し、天窓は設けないこととします。

#### オ ホール、ワークスペース

児童・生徒の通行及び避難の動線、授業における利用など、その必要性や実際の使い方について学校も含めて十分協議のうえ判断することとします。

#### カ 中庭

設置を要する場合は採光・通風上適切な配置とするとともに、将来の維持管理、修繕時の作業員の動線や足場設置等についても配慮した計画とします。

## 5 立面計画・断面計画

### （1）階高等

教室、特別教室及び多目的室の天井高さは2.7mを標準とします。

階高は標準の天井高さに加え、梁や設備配管スペースを考慮し、必要最小限の高さとします。なお、周辺地域への日影等の影響がある場合には、天井高さを下げることも可とします。

### （2）階数

校舎棟は、小学校は3階建て以下、中学校は4階建て以下を原則とします。

グラウンド面積の確保が困難な場合等においては、高層化の計画についても検討します。

## 6 構造計画

- (1) 建築物の構造設計については、建築基準法令に関する規定、各種建築学会規準のほか、次の各種基準類に準ずるものとします。
  - ア 建築局公共建築物構造設計の用途係数基準（横浜市建築局）
  - イ 建築構造設計指針（文部科学省大臣官房）
  - ウ 建築構造設計基準、同基準の資料（国土交通省大臣官房）
- (2) 経済的なスパン割りやシンプルな形状、適度な耐震壁の配置により柱や梁の寸法を抑え、空間の確保及び躯体量の縮減を図ります。
- (3) 校舎棟と体育館など用途係数が違う建物を一体で整備する場合は、エキスパンションジョイント等を設けて構造上別棟にすることで躯体量の縮減を図ります。
- (4) 将来的な学校施設整備の在り方の変化にも対応できるよう、プランの変更が可能な耐震壁の配置など構造計画に配慮します。

## 7 設備計画

- (1) 児童・生徒の接触や台車等の衝突など事故等の防止に十分配慮して、機器、操作装置等の設置位置、高さ、仕様等を計画します。
- (2) 機器等は十分堅牢なものとします。機器等の設置及び配管は、地震等においても事故や落下・転落等による危険が生ずることのないよう計画します。
- (3) 良好的な学習環境の確保と維持管理コストの低減の両立を図ります。さらに、日常における維持管理作業時の避難動線の確保や照明器具・エアコンフィルターなどの交換時の安全な作業なども考慮し、適切な計画とします。
- (4) 省エネルギー化に寄与する設備の導入を検討すると共に、学校の利用状況を踏まえ、効果的、効率的な設備を計画します。

### 第3章 環境への配慮等

学校施設の建替えに際しては、自然環境に配慮した学校施設とするため省エネルギー化や木材利用の促進に取り組んでいきます。

なお、再生エネルギーの活用については既存の学校の設置状況や効率性、費用対効果等を十分に検討した上で、個別に調整することとします。

#### 1 環境性能

「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」や「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」等に基づき建築、設備の省エネや創エネの検討を行います。

#### 2 木材利用

横浜市では、平成22年10月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(令和3年6月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正)に基づいて「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、木材利用の促進に取り組んでいます。この方針に基づき地域材等を利用した内装等の木質化を推進し、木材使用量の目標値は、「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に定めたものとします。実施にあたっては、メンテナンス性や安全性、ライフサイクルコスト等にも配慮しながら、多くの人の目に触れる部分を優先するなど、効果的かつ効率的な木質化を行います。

#### 3 緑化・植栽

- (1) 学校施設を含めた公共施設は、「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、敷地面積と用途地域に応じた緑化を行います。
- (2) 緑化・植栽を行う際には、メンテナンス性の観点等から原則として地上における緑化を優先し、効果的かつ経済的な計画とします。
- (3) 樹種の選定にあたっては、周囲からの見え方や維持管理のしやすさ、費用等を総合的に考慮した上で判断します。
- (4) 必要なグラウンド面積を確保できないなど、やむを得ず屋上緑化を採用する場合は、灌水の方法や雨漏りの防止等にも配慮することとします。

#### 4 維持管理・ランニングコストへの配慮

学校施設は原則として教職員や学校用務員が日常的な維持管理を行います。そのため、メンテナンス性・動線にも十分に配慮し、施設計画、設備計画及び外構計画を行います。具体的には、以下の配慮事項が考えられます。

- (1) 清掃のしやすい配置・平面・納まり計画とします
- (2) 雨漏りや結露の発生しにくい建物計画、設備計画・仕様とします
- (3) 設備機器については、故障のリスクやメンテナンスの容易さ、ランニングコスト等に配慮した計画とします。
- (4) 外壁、開口部のガラス等の破損等による交換の容易さ、費用負担軽減を考慮した計画とします。
- (5) 開口部のガラスは、空調効率向上のための断熱を考慮したものとします。

## 5 安全面への配慮

- (1) 内装仕上げは児童・生徒の活動等を考慮した上で安全性、強度等に配慮します。
- (2) 建具等にガラスを使用する場合は、衝突防止や破損の防止、破損時の飛散防止に十分配慮します。
- (3) 敷地及び校舎内では周囲からの見通しが良く、死角が生じないような計画とします。また、不審者侵入対策など防犯についても周辺の状況を踏まえ、設計段階から十分検討しておく必要があります。
- (4) その他児童・生徒の活動上、事故が生じることのないよう、細部の設計にも配慮します。

転落防止としている手摺の高さは 120 cm 以上とします。児童・生徒だけで活動する場所は 140 cm 以上とします。

## 6 その他の留意事項

- (1) 誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー仕様や動線に配慮した計画とします。
- (2) 扉の指はさみ、ドアへの衝突が無いように計画します。

## 第4章 計画・設計の進め方

建替え事業は対象校の選定後、基本構想、基本計画の策定を経て基本設計に着手します。

各工程の進め方は以下のとおりです。

### 1 基本構想策定

敷地条件、計画条件などの基本的な条件を調査、検討するとともに、学校施設の建替えをより良いものにしていくため、関係者に意見を求め施設計画に反映させます。

#### (1) 計画条件の調査と検討

計画地の法規制、地域の諸条件を確認します。計画校の学級数、施設規模は、義務教育人口推計及び施設整備水準等からを決定しています。なお、複合化を行う場合は、複合化する施設の管理運営方法を踏まえ、学校機能に支障の無いような配置計画とします。

#### (2) 施設構想計画

必要な機能・規模に基づき、施設の配置計画、動線計画、工事計画、仮設計画、概算事業費等の案を作成します。

### 2 基本計画策定

基本構想案をベースに設計者の建築計画上の知見も加味し、基本設計の初期段階として、設計条件の整理や施設計画案、工事計画案等の策定を行います。

なお、本市の技術審査委員会（設計条件審査）において、基本計画案の妥当性について審議を受けます。また、必要に応じて、基本構想時に意見を求めた関係者へ報告を行う等検討します。

#### (1) 施設計画案の作成

必要諸室を盛り込んだ平面計画、立面計画、断面計画を作成します。

#### (2) 工事計画案（建替計画）の作成

効率的で学校運営への影響に配慮した建替計画を作成します。

#### (3) コスト縮減に配慮した工事概算額の算出

施設計画、工事計画に基づき工事費概算を算出します。施設計画案、工事計画案の作成においては、コスト縮減に十分配慮し、複数案を比較検討の上、決定することを原則とします。

### 3 基本設計、実施設計

基本計画をもとに、具体的な設計図書を作成します。

#### (1) 基本設計

ア 耐久性や維持管理のしやすさに配慮し、機能にあった内部・外部仕上げ計画を作成します。

イ 将来の改修にも対応できる構造計画を作成します。

ウ 情報化に対応し、環境と調和のとれた学校施設とするための設備計画を作成します。

エ 基本計画時の工事概算額を精査し、コスト縮減について検討した上で、基本設計図書に基づく工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。）を作成します。

オ 学校運営等を考慮した施工条件や敷地周辺の状況等を踏まえ、仮設計画、工事計画を作成します。

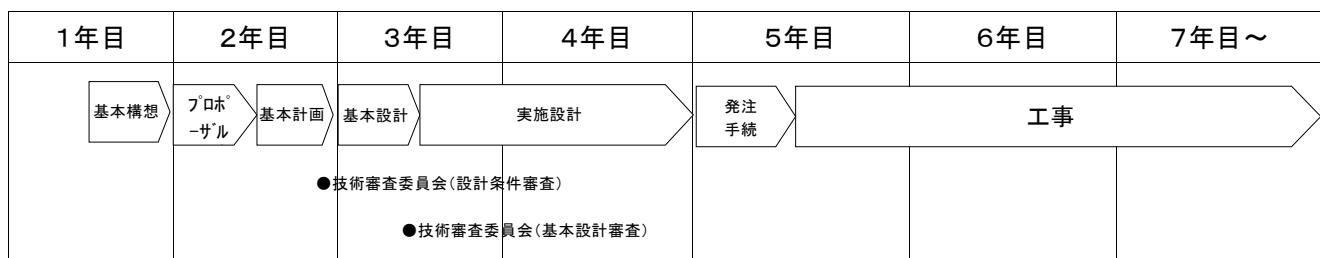
カ 本市の技術審査委員会（基本設計審査）において、基本設計案の妥当性について審議を受けます。

その後、状況に応じて近隣に資料を配布する等行います。

## (2) 実施設計

- ア 詳細について学校関係者の意見を聞きながら進め、細部の検討を行い、設計に反映させます。
- イ 履行期限内において、工事発注スケジュールや本市職員のチェック期間等も踏まえた設計工程を作成し、適切に工程管理を行い、十分な余裕をもって設計図書作成・積算業務を行います。
- ウ 設計工程は、計画通知のほか各種関係法令の手続きを、十分な余裕をもって進めることが出来るように作成します。
- エ 学校運営等を考慮した施工条件や敷地周辺の状況等を踏まえ、より詳細に仮設計画・工事計画を検討し、設計に反映します。
- オ 入札参加者の積算や工事施工に支障が出ないよう、明確でわかりやすい図面等を作成します。
- カ 国庫補助金の交付を受ける場合は補助金業務の必要工程等を配慮し、業務を行います。

図2 計画・設計の流れ（目安）



## 改訂履歴

令和2年3月 制定

令和5年3月 改訂

# 横浜市立小・中学校施設の建替えに関する計画・設計の考え方

## 参考資料

令和 5 年 8 月改訂

## 目 次

第1 屋内施設等 .....	- 1 -
1 教室 .....	- 1 -
2 特別教室 .....	- 1 -
3 多目的室 .....	- 3 -
4 管理諸室等 .....	- 3 -
5 給食室（小学校） .....	- 6 -
6 運動施設 .....	- 8 -
第2 屋外施設 .....	- 9 -
1 グラウンド .....	- 9 -
2 外構 .....	- 10 -
3 屋外付帯施設等 .....	- 10 -
4 校庭整備の工期について .....	- 10 -
第3 標準的な仕上げ仕様 .....	- 13 -
1 内部仕上げ .....	- 13 -
2 外部仕上げ .....	- 13 -
第4 電気設備・昇降機設備 .....	- 13 -
第5 空調設備 .....	- 14 -
第6 想定される複合用途（教育委員会所管の施設以外） .....	- 15 -
1 放課後キッズクラブ（小学校のみ）【こども青少年局青少年部放課後児童育成課】 .....	- 15 -
2 防災備蓄庫【総務局危機管理室地域防災課】 .....	- 15 -
3 横浜市地区センター条例に基づくコミュニティハウス【市民局区政支援部地域施設課】 .....	- 15 -
4 災害用ハマッコトイレ【環境創造局下水道管路部管路保全課】 ※別途工事 .....	- 16 -
5 消防団器具置場【消防局消防団課】 ※別途工事 .....	- 16 -

※ 本参考資料の記載内容の具体化については、設計業務を進める段階において、学校関係者等と協議し決定することになります。

## 第1 屋内施設等

### 1 教室

#### (1) 普通教室

- ア 普通教室は他の諸室に優先して日照、採光、通風等の環境条件の良い場所に配置します。原則南面とし、それが困難な場合は東面もしくは南西面とさせることが望ましいです。
- イ 各学年の学級数が増加した場合においても、空間的なまとまりを崩すことなく施設の増築が可能な計画とすることが望ましいです。
- ウ 普通教室は静かで落ち着いた学習ゾーンとし、活動的な特別教室群と分離させることが望ましいです。
- エ 普通教室と廊下の間は、児童・生徒が授業に集中できるよう音・視線に配慮するとともに、更衣時の教室外からの視線に配慮します。また、固定の間仕切り部分を設け掲示が可能な仕様にするなど、児童・生徒の作品等の掲示に対応できる計画とします。
- オ 1教室の児童・生徒数の上限は小学校35人、中学校40人です。

#### (2) 個別支援教室

- ア 個々の児童・生徒の障害の状態や程度に応じた学習をするための少人数の教室です。
- イ 本市には「知的障害」「自閉症・情緒障害」「弱視」の個別支援学級があります。
- ウ 普通教室と同様、他の諸室に優先して日照、採光、通風等の環境条件の良い場所に配置します。
- エ 一般学級との交流授業を考慮し、普通教室から離れすぎない位置に配置します。
- オ 安全な生活環境を確保することのできる配置計画とします。設置階は災害時の避難等にも配慮し、なるべく1階に配置することが望ましいです。
- カ 緊急時の連絡や避難、日常の生活の利便性を考慮し、職員室・保健室・昇降口・便所への動線に配慮した位置とします。また、小学校では児童が配膳を行うことから、給食室からの配食に配慮した位置とします。
- キ 1教室の児童・生徒数の上限は8人です。

#### (3) 特別支援教室

- ア 日常的には一般学級に在籍している児童・生徒が、在籍する学級を離れて学習するためのスペースです。
- イ 緊急時の連絡や避難、職員室・保健室・昇降口への動線に配慮した位置とします。

## 2 特別教室

### (1) 理科教室

- ア さまざまな種類の観察、実験、飼育、栽培、制作等を行うための教室です。
- イ 第二理科室を設置する場合は、原則として第一理科室と同じ仕様とし、近接させるよう設計します。

### (2) 音楽教室

- ア 歌唱、楽器演奏、音楽鑑賞等の学習を行うための教室です。また、クラブ活動（小学校：マーチング、中学校：プラスバンド）でも使用します。
- イ 配置計画にあたっては、使用時には常に音が発生することから、校舎内や近隣への影響が最も少なくなるよう

配置します。

ウ 周囲への配慮として、壁、建具は防音仕様とします。

エ 第二音楽室を設置する場合は、原則として第一音楽室と同じ仕様とし、近接させるよう設計します。

(3) 家庭科教室（小学校）

ア 5、6年生を対象に調理、被服製作、アイロン及び洗濯等の実習を行うための教室です。

イ 年間を通して教室の使用時間が少ないため、使用しない時間帯は会議、グループ活動等に利用する場合があります。

(4) 家庭科教室（中学校）（旧：調理室、被服室）

ア 日常食の調理の他、栄養、食品、食事作法等の実習を行う調理室の機能と、被服製作、アイロン、洗濯、染物等の実習や、住居や保育の学習も行う被服室の機能を合わせた教室です。

イ 年間を通して教室の使用時間が少ないため、使用しない時間帯は会議、グループ活動等に利用する場合があります。

(5) 図画工作教室（小学校）

ア 絵画、版画、木工、彫金等の製作を行うための教室です。

イ 授業内容によっては、テラス、中庭、校庭等を利用することがあるため、動線に配慮した位置とすることが望ましいです。

(6) 美術教室（中学校）

ア 絵画、版画等の製作や石膏、粘土、石材、板材、金属等を用いた製作を行うための教室です。

イ 授業内容によっては、テラス、中庭、校庭等を利用することがあるため、動線に配慮した位置とすることが望ましいです。

(7) 技術教室（中学校）（旧：金工・木工室）

ア 金属や木材の切断、研磨、組立、塗装等の学習を行うための教室です。

イ 授業内容によっては金属を切断する機械音や金槌による打設音が発生するため、学校内外への騒音対策として、配置計画の際に十分な検討が必要です。

ウ 塗装等の作業が発生するため、テラスや中庭など屋外の作業スペースと近接することが望ましいです。

(8) 図書室

ア 一般的読書、教科学習、読書指導、図書館利用指導、館外貸出、放課後学習、課外学習等を行うための教室です。

イ 配置計画にあたっては、静かで落ち着いた環境が必要なため、校内外からの騒音の影響が少ない場所とします。また、全学年が利用し、使用頻度が高いことから、普通教室群に近接した位置とします。

ウ 一般開放を行う場合は、一般利用者の動線にも配慮した計画とします。

エ タブレット等を使用した調べ学習を行います。

(9) 教育相談室

ア 一般相談（学業、友人、家庭等の問題）や非行等の問題を起こした時の指導を行うための室です。

イ 児童・生徒の日常動線と隔離する必要があるため、普通教室群から離れた場所に配置します。

## (10) 特別活動室（中学校）

生徒会本部役員と顧問の打ち合わせ、会議、行事等の準備を行うための室です。

## (11) 進路指導室（中学校）

ア 主に生徒の進路指導を行うための室です。

イ 放課後等に先生と生徒の少人数で使用するため、職員室の近くが望ましいです。

## 3 多目的室

### (1) 多目的室（水廻り学習等）（小学校）

ア 第二理科室としての利用や、生活科（低学年）、書写、水を使用するような学習を行うための室です。

イ 授業内容によっては室内の流しで足りない場合があるため、廊下に設ける水飲み場に近接するよう配置します。

### (2) 多目的室（集会・発表等）

ア 音楽、社会、発表を伴う学習、学級単位以外のグループ学習や一斉学習等の多様な学習を行うための室です。

イ 映像、音楽等を視聴する際にも使用するため、校舎内や近隣への影響が最も少くなるよう配置します。

ウ 合唱、合奏、集会、発表等様々な利用が想定されることから、ステージを学校と調整の上、設置します。

エ 楽器を使用する音楽活動で使う頻度が高いと想定されるため、楽器収納のための準備室を設けます。

### (3) 多目的室（少人数指導）

ア 教科の理解度などによりクラスを2～3グループに分けて、少人数できめ細かい授業を行うための室です。

イ 中学校の場合、特別教室を持たない教科（数学、国語、社会、英語）の書籍・書類・資料や利用頻度の少ない図書等を保管するための棚を各室の後方に設けます。（旧教科資料室の役割）

### (4) 多目的室（学校指定）

ア 学校現場に求められる課題に対応する室として整備します。

イ 具体的な用途としては、国際教室、不登校対応、郷土資料室、児童会議室、個別級の増対応等があげられます。具体的な用途については、学校と調整を行います。

## 4 管理諸室等

### (1) 校長室

ア 校長が執務、会議、応接等を行うための室です。原則、職員室と隣接させます。

イ 原則、グラウンドに面する位置に配置します。

### (2) 職員室

ア 教職員が執務、児童・生徒指導、意思伝達会議等を行うための室です。

イ 学校全体を把握する必要があるため、建物内においては移動しやすい場所に配置すると共に、グラウンドに対

しても全体を見渡せるような配置とします。

また、原則として、グラウンドへすぐに出られるよう、グラウンドに面する1階に配置します。2階に職員室を配置せざるを得ない場合はグラウンドへ円滑に出ることが可能になるよう、動線に配慮します。

さらに、校長室、印刷室、事務室と近接させ、その他の管理諸室や職員・来校者用玄関とも近接させが望ましいです。

ウ 児童・生徒の個人情報や学業の成績を取り扱うなど、重要な事務を行う室であるため、プライバシーを確保しやすい設えとします。

### (3) 事務室

ア 事務員が事務処理の執務を行うための室です。

イ 職員室と近接した配置とします。

### (4) 保健室

ア 病気やケガの救急処置や健康診断、休養等に対応するための室です。

イ 屋外でのケガ等にも対応することが多いため、1階のグラウンドに面する位置に配置します。

ウ 外部からの出入口を設置するとともに、保健室の外部に足洗い場、水飲み場を設置します。

エ プライバシーも配慮し、緊急車両等がグラウンド以外からも近づける位置に配置します。

### (5) 保健相談室

ア 児童・生徒の保健組織活動や心身の問題の相談、指導を行う室です。

イ 保健の先生が業務を兼ねることから、保健室と隣接させます。

### (6) 放送スタジオ室

ア 教職員、児童・生徒による校内放送や、映像・音響ソフトの編集作業を行うための室です。

イ 集会や運動会等の行事で使用するため、原則、グラウンドに面する位置に配置することが望ましいです。

### (7) 技術員室・湯沸室（湯沸室は中学校のみ）

ア 学校内の清掃、樹木の剪定、小規模な修理等の学校環境の維持管理の用務を行う学校用務員のための室です。

イ 屋外での作業もあることから、1階の配置が望ましいです。

ウ 屋外での作業もあることから、外部からの出入口を設置します。また、中学校の場合、室内は水作業を行う湯沸室と執務を行う技術員室で構成されています。

### (8) 会議室

ア 主に教職員が会議を行うための室です。

イ 教職員が使用するため、職員室に近接した配置が望ましいです。

### (9) 印刷室

ア 教職員の学校経営、学級経営やP.T.A活動に必要な印刷、複写、切断、穴あけ製本を行うための室です。

イ 教職員が使用するため、職員室に近接した配置が望ましいです。

ウ 印刷用の用紙を保管するスペースを確保します。

(10) 教材・教具室（小学校）

- ア 教職員が学習の材料や学習のために使用する道具を保管するための室です。
- イ 教室で使うものを収納するため、普通教室の近くに0.5CRずつ分散配置します。

(11) 変電室

- ア 受変電設備を設置する室です。
- イ 位置は幹線の配線や機器の更新が容易なように原則として1階に配置し、車両が寄り付ける位置に外部からの出入口を設けます。また、電力の損失が最小限となるよう引き込みと建物の位置を考慮した配置とします。
- ウ 引込み電力は、3相3線式6,600Vの1回線受電です。また、変電室へは前後面保守型のキュービックル式配電盤を設置し、将来の更新や別途設備等のスペースを設けることが望ましいです。

(12) 倉庫

- ア 学校施設の営繕用や学校環境管理に必要な用具・道具類（大工用具、樹木の剪定道具等）、資材等を保管するための室です。

- イ 主に学校用務員が使用するため、技術員室と隣接していることが望ましいです。

(13) 中学校給食配膳室（中学校）

- ア 中学校給食配膳のため、コンテナや配膳台などを収納する室です。
- イ 給食搬入のため、1階の車両が寄り付ける位置に配置することが望ましいです。

(14) 職員・来校者用玄関

- ア 教職員や来校者が、靴を上履き、スリッパ等に履き替えるためのスペースです。
- イ 配置計画にあたっては、来校者の出入口にもなるため、主たる敷地の出入口から職員室までの動線を考慮した配置にします。
- ウ 下校後は、防犯上施錠するため、その後の一般の方の出入りを考慮し、電気錠等の設置が必要です。

(15) 昇降口

- ア 児童・生徒が、外履きと上履きを履き替えるためのスペースです。
- イ 管理動線と児童動線を明確にする必要があることから、登下校時に職員室・保健室の前を通過しないよう配置するとともに、児童・生徒の数に応じて分散配置も検討します。

(16) 休養室

- ア 体調不良の教職員等が休息に利用するための室です。
- イ 男女別に整備することとし、横になれる設えとします。

(17) 職員更衣室

- ア 教職員が、体育授業や実習授業等のため着替えを行うための室です。
- イ 職員・来校者用玄関、職員トイレ、職員室に近い配置計画であることが望ましいです。
- ウ 職員数に応じた対応が必要です。なお、男女別にシャワー室を1か所設けます。

(18) 児童更衣室（小学校）・生徒更衣室（中学校）

- ア 小学校では基本的に体育の授業で、中学校では体育の授業のほか部活動のために体操着や水着等に着替えをするための室です。

イ 中学校の場合は普通学級1学年ごとに0.5CRずつ設置し、普通教室と近接することが望ましいです。

(19) 地域交流室

ア 学校と地域が連携し、学校に関する会議、活動等を行うための室です。

イ 地域の方も利用することから、バリアフリーを考慮し、設置場所は1階が望ましいですが、エレベーターの位置や学校エリアとの管理区画により、それ以外も可とします。外部からの出入口を設置します。

また、学校内のトイレを使用するため、トイレも含め、管理区画を設定します。

ウ 教職員不在時でも利用が可能となるよう配置計画やセキュリティ上の区画の配慮が必要です。

(20) P T A会議室

ア P T A活動のための、会議、資料作成等を行うための室です。

イ 教職員不在時でも利用が可能となるよう配置計画が望ましくセキュリティ上の配慮が必要です。

ウ コピー機等の設置に備えて電源コンセントの数を想定し設置します。

(21) 耐火書庫

ア 特に重要な物品や書類（学籍簿等の学校保存公文書、準公文書等）を保管するための書庫で、火災時の火熱に耐えるような構造にします。

イ 職員室の近くが望ましいです。

## 5 給食室（小学校）

(1) 給食室に必要な諸室

ア 非汚染作業区域とする室

調理室、洗浄室（作業中は汚染作業区域）

イ 汚染作業区域とする室

検収室、下処理室、食品庫、配膳ホール、パン置場、牛乳置場

ウ その他

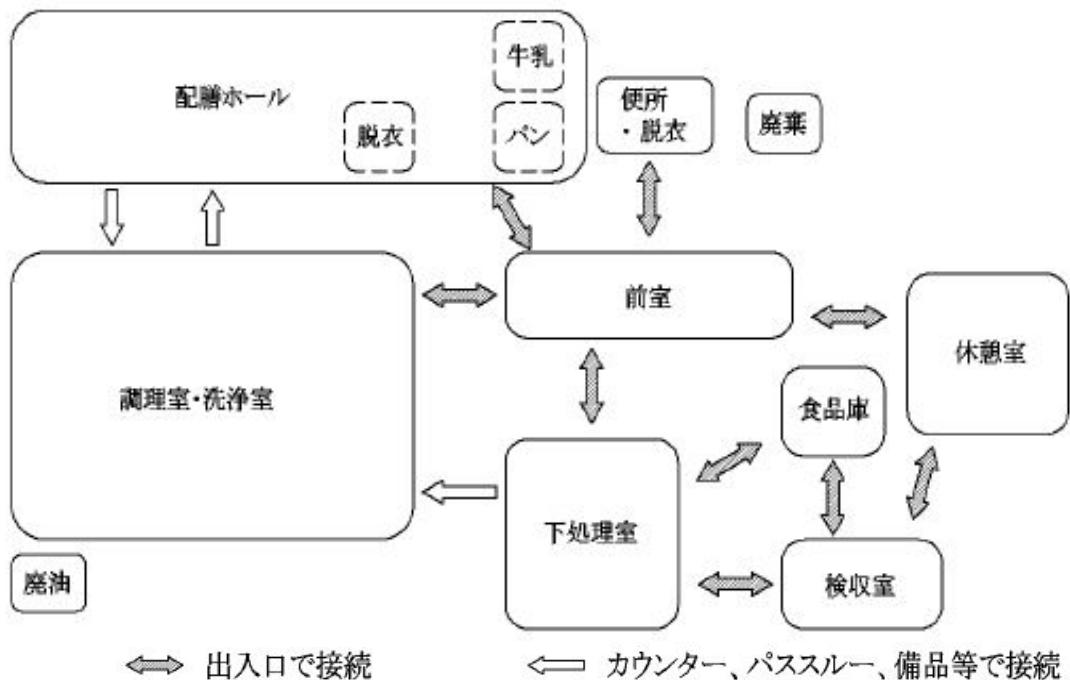
前室、休憩室、便所、脱衣スペース

エ 給食室機械室

オ 廃棄物置場、廃油置場

## (2) 各室のつながり条件

### ■標準図における各室配置



## (3) 設計上の留意事項

- ア 24 クラスを対象とした場合、標準的に必要な面積は給食機械室で約 56 m<sup>2</sup>、その他の諸室で約 305 m<sup>2</sup>です。クラス数の大小により、設備の大きさが変わるために、それに応じた計画とします。
- イ 食材を搬入するための車両は牛乳業者 3 トントラック：（長さ 802 cm、幅 249 cm、高さ 335 cm）を標準として、学校出入口から給食室（検収室、牛乳置場、パン置場）までの動線を確保してください。やむを得ない場合は停車場所から、台車等による搬入も可とします。また、事故等の防止に留意して児童動線と分けた計画としてください。
- ウ 配膳ホールと廊下をつなぐ出入口は、混雑緩和のため入口と出口を別にし、2か所とします。配膳ホール周りの動線は、児童の安全性を考慮し、廊下（入口）→配膳ホール→廊下（出口）のループ状の一方通行としてください。
- エ 調理室内の適正な作業環境を確保するため、給排気設備は天井裏に配置せず、機械室を設けて配置してください。また、給食室上階に教室等が配置される場合においても、配管のレイアウトや上階機械室の床の高さ等の工夫により、極力階高を抑えてください。
- オ 給食室から普通教室までの配膳動線上は、衛生上、可能な限りトイレや屋外に通じる部分（昇降口等）がないよう計画することが望ましいです。

## 6 運動施設

### (1) 体育館

- ア 体育の授業や児童・生徒の集会、地域での利用、地域防災拠点における災害時の避難所等学校のみならず、地域活動等としても利用します。
- イ 地震時の避難場所としての利用が想定されるため、原則、地上レベル（グラウンドレベル）に設置します。ただし浸水想定区域に指定されている場合については、2階以上の設置も検討します。
- ウ 広さは普通教室数に応じた基準面積を確保する計画とします。また、災害時において、教育活動エリアと避難所エリアが並行して使用できるよう分離できる計画とします。
- 土日や夜間など、地域住民利用時の管理上の動線を考慮した計画とします。
- なお、敷地条件等により、校舎組み込み型を採用した場合においては、教室等への騒音・振動対策のほか通風確保、避難経路、構造の用途係数の違いによるエキスパンションジョイントの設置などについて配慮する必要があります。

	普通教室数	基準面積（アリーナ部分）
小学校	14教室以下	560 m <sup>2</sup>
	15教室以上 34教室以下	720 m <sup>2</sup>
	35教室以上	1,080 m <sup>2</sup>
中学校	17教室以下	720 m <sup>2</sup>
	18教室以上	1,080 m <sup>2</sup>

### (2) 水泳プール

原則、地上レベル（グラウンドレベル）に設置します。水槽の広さは、小学校 25m×7m（5コース）、中学校 25m×12m（6コース）です。

水槽の深さは、小学校 1.0～1.2m、中学校 1.2～1.4mとします。付帯施設として、循環機室、更衣室、便所及び倉庫を設置します。

授業の際、プールの水位等を頻繁に変更するため、プールサイドから循環器室及び排水バルブへのアクセスを配慮してください。

### (3) 武道場（中学校）

主に柔道や剣道を行うための施設です。

### (4) 部室（中学校）

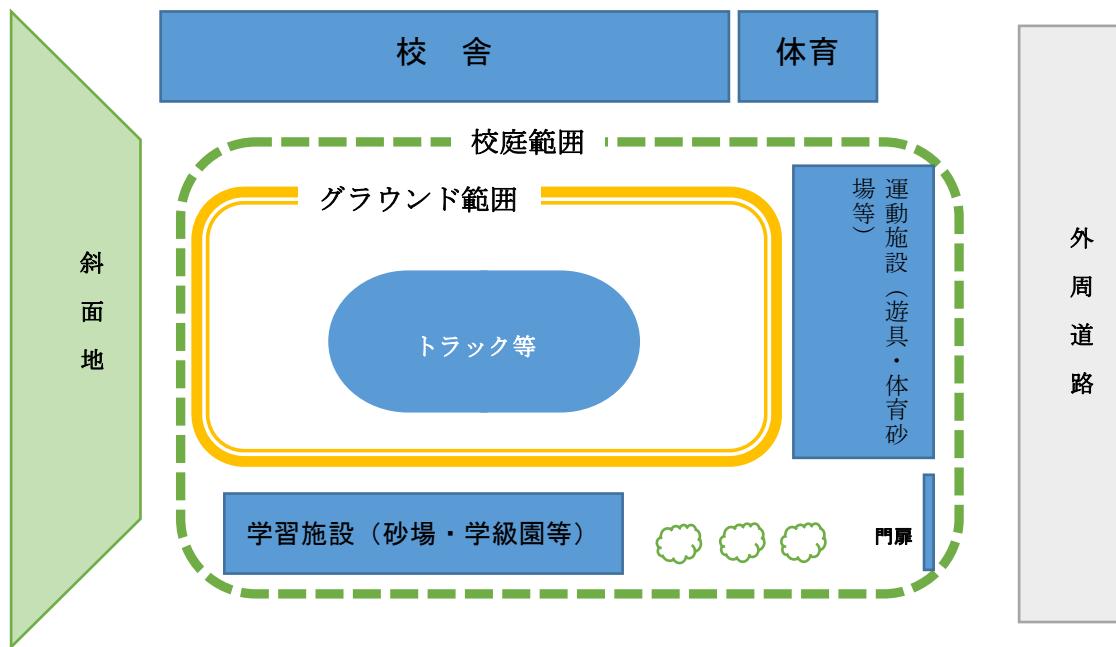
学校と協議のうえ、必要諸室を決定します。

## 第2 屋外施設

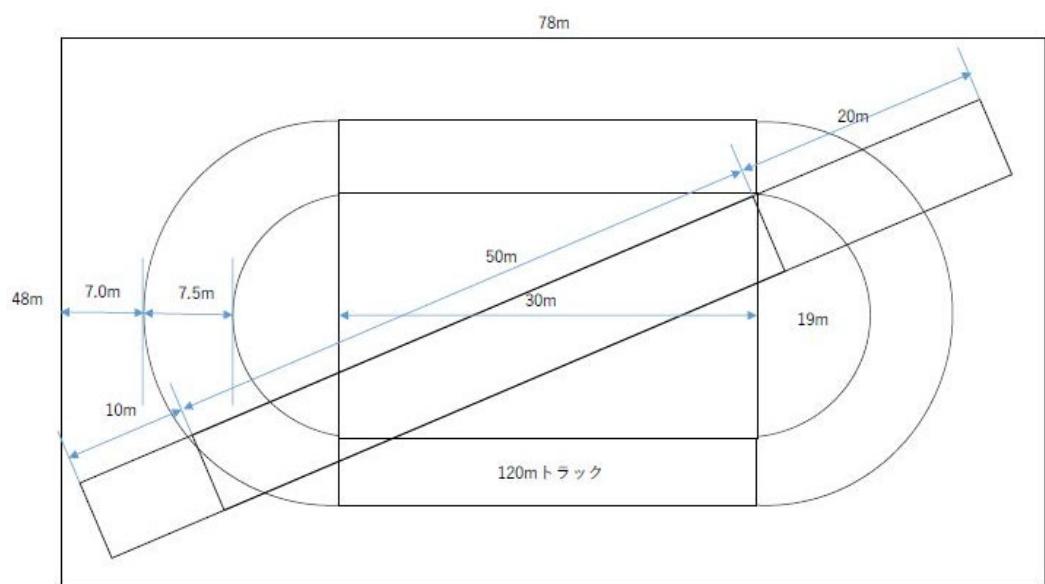
### 1 グラウンド

グラウンドとは、運動施設・学習施設・通路等を含まず、体育等で安全に使用できる範囲を指します。

形状、大きさはトラック、直走路及び球技のうち大きい面積を要するコートによって、およそその目安を決めるのが一般的です。なお、建替えにあたっては上記に加え既存グラウンドの面積を確保することとします。

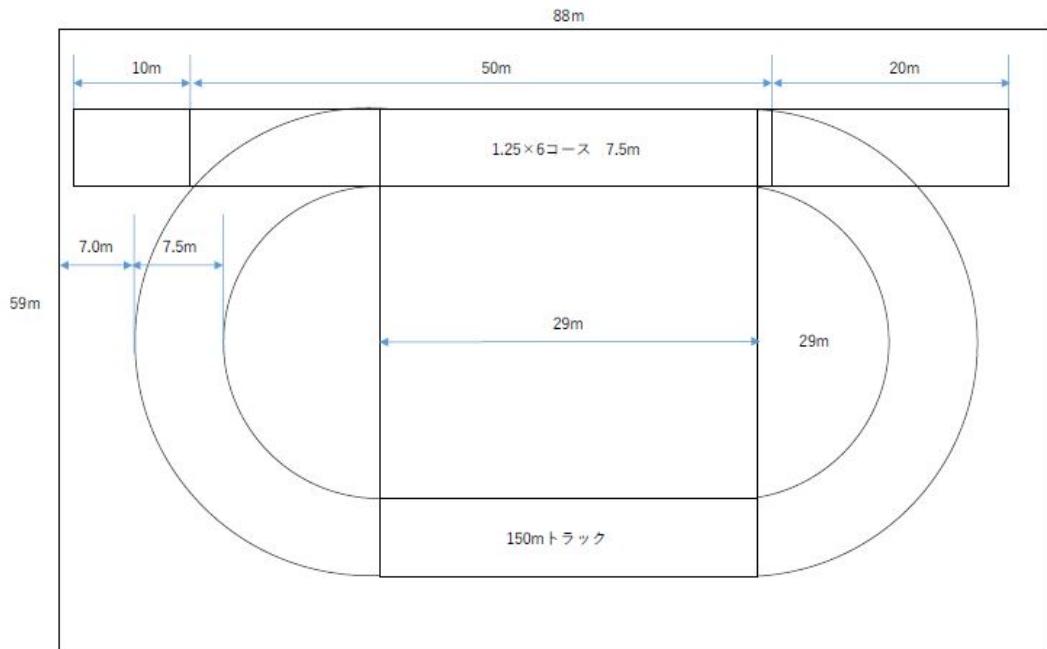


#### (1) 小学校標準トラック



120m トラックを確保するために必要な校庭面積  $78m \times 48m = 3,800 m^2$

## (2) 中学校標準トラック



150m トラックを確保するために必要な校庭面積  $88m \times 59m = 5,200 m^2$

## 2 外構

原則、建設工事がすべて完了した後の土木工事にて行う予定ですが、施工工程や校舎との取り合い等のやむを得ない理由がある場合、建築工事にて行う場合があります。（門柱・門扉、中庭など）

### (1) 駐車スペース

来客用として5台程度のスペースを確保することとします。

### (2) 緑化

原則地上に緑化することとしますが、やむを得ず屋上緑化を採用する場合には、将来の太陽光発電設備のスペースを考慮した計画とします。

また、維持管理は用務員が実施することになるため、樹木の剪定等の維持管理がしやすく、防球ネット等への干渉が少ないことを考慮した植栽計画とします。（事業者への委託は越境等の支障樹木のみとなります）

### (3) 防護施設

ア 外部からの侵入防止のために設置するフェンスは、空間なく設置し、高さ1.8mを確保することとします。

イ 防球ネットや防砂ネットは、近隣状況を考慮した計画とします。

## 3 屋外付帯施設等

### (1) 付帯施設

名称	標準的な大きさ	備考
バルクタンク (プロパンボンベ保	-	都市ガスが供給されていない場合は設置が必要になる 既存校はプロパンボンベ保管庫を設置している場合が多いが、建

管庫)		替えの際は原則バルクタンクに切り替える
ゴミ一時集積所	4.7m×1.5m	原則、ゴミ置場と隣接する 日常のゴミを一時的に保管する場所 ゴミは収集直前に学校用務員がゴミ置場へ移動させる
ゴミ置場	4.0m×1.5m	屋根は設置しない ゴミ収集車が入れるような動線を設ける
焼きがま庫	3.4m×2.9m	授業並びに地域活動で使用する想定 熱源の種類（電気、ガス、灯油等）は別途調整 要否については、学校と調整
体育倉庫	7.5m×4.5m	グラウンドに面するように設置
屋外倉庫	7.5m×4.5m	体育倉庫に入れるもの以外（園芸用品等）を収納する場合が多い
飼育小屋	6.5m×2.8m	うさぎ、小鳥、にわとりの飼育スペースがある 要否については、学校と調整
石油保管庫 ポリ容器保管庫	-	要否については、学校と調整
受水槽 受水ポンプ室	-	直結給水方式を採用すれば設置不要

(2) その他屋外施設 ※ 詳細は別資料「校庭整備（設計・工事）の手引き」を参照してください。

原則、次の施設を設置します。

ア 学習施設 ◎：必須 ○：地域性等を考慮し検討 無印：必須でない

施設名	建替時 必要度		標準図	用途・備考
	小	中		
造形砂場	◎		無	形状は楕円または四角等 角部は面取り
百葉箱	◎	○	有	張芝 10 m <sup>2</sup> 扉の開閉は北向き
旗竿台	◎	◎	有	運動会、体育際等での掲揚
学級園	◎	○	有	給水設備要、日照の確認
学校園（畑） もしくは田んぼ	○		有	給水設備、日照の確認 主に所在の地域性により設置。
ヘチマ棚	○		有	日照の確認 植栽スペース（レンガ縁石）

教材池 もしくは 鑑賞池			有	ビオトープとして魚類飼育、水草など 給排水設備要
--------------------	--	--	---	-----------------------------

#### イ 運動施設

◎：必須 ○：地域性等を考慮し検討 無印：必須でない

施設名	建替時 必要度		標準図	用途・備考
	小	中		
トラック（標準）	◎	◎	無	小 120m W=1.25m × 6 コース 7.5m 中 150m W=1.25m × 6 コース 7.5m トラック周囲に 7m のクリアランスを確保
直走路	◎	◎	無	50m W=1.25m × 6 コース
鉄棒	◎	◎	有	高鉄棒は、学校と要否を調整の上、整備することとし、設置する場合は砂場と一体とする 小 H=0.9～1.1(5連) H=1.3(5連)、H=1.5(3連) 中 H=1.3(3連) H=1.5(5連) H=1.8～2.3(3連) 高鉄棒
運動遊具	◎		有	ジャングルジム、雲梯、肋木、ハント一棒（のぼり棒）から 3 種程度 グランド有効面積が 4,000 m <sup>2</sup> 以下で、運動遊具が設置できない場合、複合遊具の設置を検討（複合遊具は職員室からの死角に留意）
体育砂場	◎	◎	有	二方向からの助走路確保排水溝は助走路内に設置しない 小 5m × 10m 中 5m × 10m
サッカーコート	◎	◎	無	コートの周囲に安全に配慮したクリアを設けること 小 50m × 68m 中 45m × 90m
バレー・テニス 兼用ポスト		◎	有	移動式（主に中学部活動）
バスケット ゴールポスト		○	有	固定式（主に中学部活動） 小 H=2.6m 中 H=3.05m

#### 4 校庭整備の工期について

校庭整備工事の工期は、散水設備、防球ネット、フェンスの設置等など施工の内容によって異なります。整備内容に合わせて、適正な工期設定をお願いします。

※過年度、設計段階では工期を 6 か月としている案が多くみられます、工事の完了が難しいため、整備内容に合わせて工期の積上げを行ってください。

### 第3 標準的な仕上げ仕様

代表的な諸室の仕上げ仕様については、次表のとおりとします。

#### 1 内部仕上げ

室名	床	壁	天井
普通教室	ビニル床タイル張り	コンクリート打放し、しな合板目透し張り EP-G 塗装	化粧吸音せっこうボード張り
職員室	ビニル床タイル敷き（O A フロア下地）	コンクリート打放し、しな合板目透し張り EP-G 塗装	化粧せっこうボード張り
廊下	ビニル床タイル張り	コンクリート打放し EP-G 塗装	化粧せっこうボード張り

#### 2 外部仕上げ

外壁	コンクリート打ち放し 複層塗材 RE
屋根	アスファルト防水、防水押えコンクリート

### 第4 電気設備・昇降機設備

#### 1 屋内施設等の電気設備で共通で設置される主な設備は次のとおりとします。

- (1) 電灯設備（LED 照明器具・配線器具・空調換気電源）
- (2) 構内情報通信設備（ネット（Y・Y NET・YCAN））
- (3) 構内交換設備（電話機）
- (4) 拡声設備（スピーカー、アンテナーテー）
- (5) 火災報知設備（感知器）

#### 2 屋内施設等の電気設備で建物全体に関わる設備と室は次のとおりとします。

##### (1) 変電室

受変電設備を設置します。

JIS C 4620「キュービクル式高圧受電設備」によるキュービクル式配電盤を設置します。受電電圧は 6,600 V になります。

消防法上、屋内消火栓設備の非常電源「非常電源専用受電設備」の仕様を満たす必要があります。

##### (2) 職員室

ア 総合盤を設置し次のような機能を有する設備を設置します。

電灯設備（廊下共用部等のリモコンスイッチ、誘導灯信号装置）

動力設備（空調設備の集中リモコン）

構内情報通信網設備（ネット（Y・Y NET、YCAN）の ONU・ルーター）

構内交換設備（デジタル PBX）

情報表示設備（時刻表示装置）

拡声設備（非常放送装置）

誘導支援設備（インターホン（門扉用・職員玄関用）、トイレ呼出装置、ELVインターホン）

監視カメラ設備（防犯カメラ監視装置）

防犯・入退室管理設備（門扉・職員玄関等の電気錠制御設備、機械警備設備）

火災報知設備（P型1級受信機）

イ グラウンド側に校庭散水設備の操作盤及び放送・スタジオ室で設置された音響アンプのリモコンを設置します。

ウ 地域防災拠点の場合は、防災無線設備が設置されます。

### （3）放送・スタジオ室

学校敷地内に放送することができる音響設備を設置します。職員室に設置する拡声設備（非常放送装置）と職員室側に設置する放送切替器により連携します。

## 3 共用部（EPS）

EPSには、各階に電灯分電盤、弱電端子盤及びケーブルラックを設置します。将来を加味したスペースが必要になります。

## 4 外構

### （1）構内配電線路及び構内通信線路

高圧引込用気中負荷開閉器を設置し、変電室まで高圧ケーブルを敷設します。

構内交換設備及び構内情報通信網設備を設置するため、職員室まで空配管を設置します。

### （2）インターホン及び電気錠設備

門扉等に職員室や放課後キッズクラブ等のインターホン及び電気錠設備（開錠ボタン等）を設置します。

## 5 昇降機設備

乗用（車いす兼用及び視覚障害者兼用）マシンルームレスエレベーターを設置します。

主な使用は次のとおりとします。

積載量 750kg・定員 11名

定格速度 45m/min

扉は防犯窓有

## 第5 空調設備

### 1 次に示す教室、特別教室、管理諸室等に空調設備を設置します。

#### （1）教室

普通教室、個別支援教室、特別支援教室

#### （2）特別教室・多目的室

理科教室、音楽教室、家庭科教室、図画工作教室、美術室、

技術教室、図書室、教育相談室、進路指導教室、特別活動教室

多目的室（水廻り学習）、多目的室（集会・発表等）、多目的室（少人数指導）、

多目的室（学校指定）

(3) 管理諸室

校長室、職員室、事務室、休養室、保健室、保健相談室、技術員室、放送スタジオ室、会議室、

地域交流室、PTA 会議室

(4) 運動施設

体育館

(5) 給食室（小学校）・給食配膳室（中学校）

調理室、洗浄室、検収室、下処理室、配膳ホール、前室、休憩室、給食配膳室

## 第6 想定される複合用途（教育委員会所管の施設以外）

### 1 放課後キッズクラブ（小学校のみ）【こども青少年局青少年部放課後児童育成課】

(1) 整備目的

「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供することを目的とした施設として整備します。

(2) 計画上の配慮事項等

児童が放課後や休日等の学校の運営時間外に利用する施設であり、施設運営は指定管理者制度により、公益財団法人、N P O 法人、株式会社等が行っているため、独自の玄関計画や施設の利用動線や学校との管理区分について配慮が必要です。体育館や図書室を活動場所に利用するなど、適宜施設の相互活用も図られています。

なお、建築基準法上は学校施設となります（用途上不可分）。

### 2 防災備蓄庫【総務局危機管理室地域防災課】

(1) 整備目的

地域防災拠点に指定されている学校について、防災資機材や食料等を保管するための防災備蓄庫を整備します。

(2) 計画上の配慮事項等

ア 床面積は約 40 m<sup>2</sup>とします。原則屋外に1棟整備ですが、体育館が校舎組み込み型の場合などにおいては、屋内と屋外に分けて設置する場合もあります。

イ 発災時に避難所となる体育館の近くが望ましいです。

ウ 敷地内に、災害用ハマッコトイレを設置する場合は、その備品を収納します。

エ 浸水地域・土砂災害警戒区域等を考慮して配置を検討します。

### 3 横浜市地区センター条例に基づくコミュニティハウス【市民局区政支援部地域施設課】

(1) 整備目的

市民の地域社会活動に対する関心が高まって生きている中で、中学校区を一つの区域目標として、地域社会

活動等を進める身近な活動の場としてコミュニティハウスの整備を行ってきました。学校だけでなく、他局の施設に設置する場合もあります。機能・諸室について決まった考え方や標準的な考え方はありませんが、基本的な機能としては、事務・サービス機能、学習・集会機能、交流機能を有することとしています。以上の3機能のほかに、地域ニーズに応じた機能（図書・厨房・工芸・子供向けなど）があります。

## （2）計画上の配慮事項等

- ア 学校施設とコミュニティハウスは用途上可分の関係にあるため単独施設（別棟）にせず、校舎棟、体育館棟等に組み込んで設計してください（単独施設（別棟）とした場合、用途上可分の関係となるため敷地分割が必要）。
- イ 学校施設とコミュニティハウスは管理者が別になるので、施設の利用動線や学校との管理区分について配慮が必要です。
- ウ 床面積は300m<sup>2</sup>を基準としています。

## 4 災害用ハマッコトイレ【環境創造局下水道管路部管路保全課】※別途工事

### （1）整備目的

地域防災拠点等に公共下水道に直結した仮設トイレを整備します。  
地震の影響で水洗トイレが使用不能となった場合でも、衛生的に使用できます。

### （2）計画上の配慮事項等

発災時に上屋を組み立てて使用するために、上屋の保管場所が必要となります。  
また、排水にプールの水を使用することが想定されるため配置に配慮します。  
原則学校建設工事の中で行うことはありませんが、競合工事として並行して工事を行う場合があるため、その際は工程などの調整が必要です。

## 5 消防団器具置場【消防局消防団課】※別途工事

### （1）整備目的

消防団器具置場は、地域の消防団が訓練や活動にて使用する物品や器具を保管している倉庫です。

### （2）計画上の配慮事項等

学校建替に伴う配置計画の検討の際に、消防団器具置場の設置場所を想定した計画とします。  
原則学校建設工事の中で行うことはありませんが、競合工事として並行して工事を行う場合があるため、その際は工程などの調整が必要です。

## 改訂履歴

令和2年3月 作成

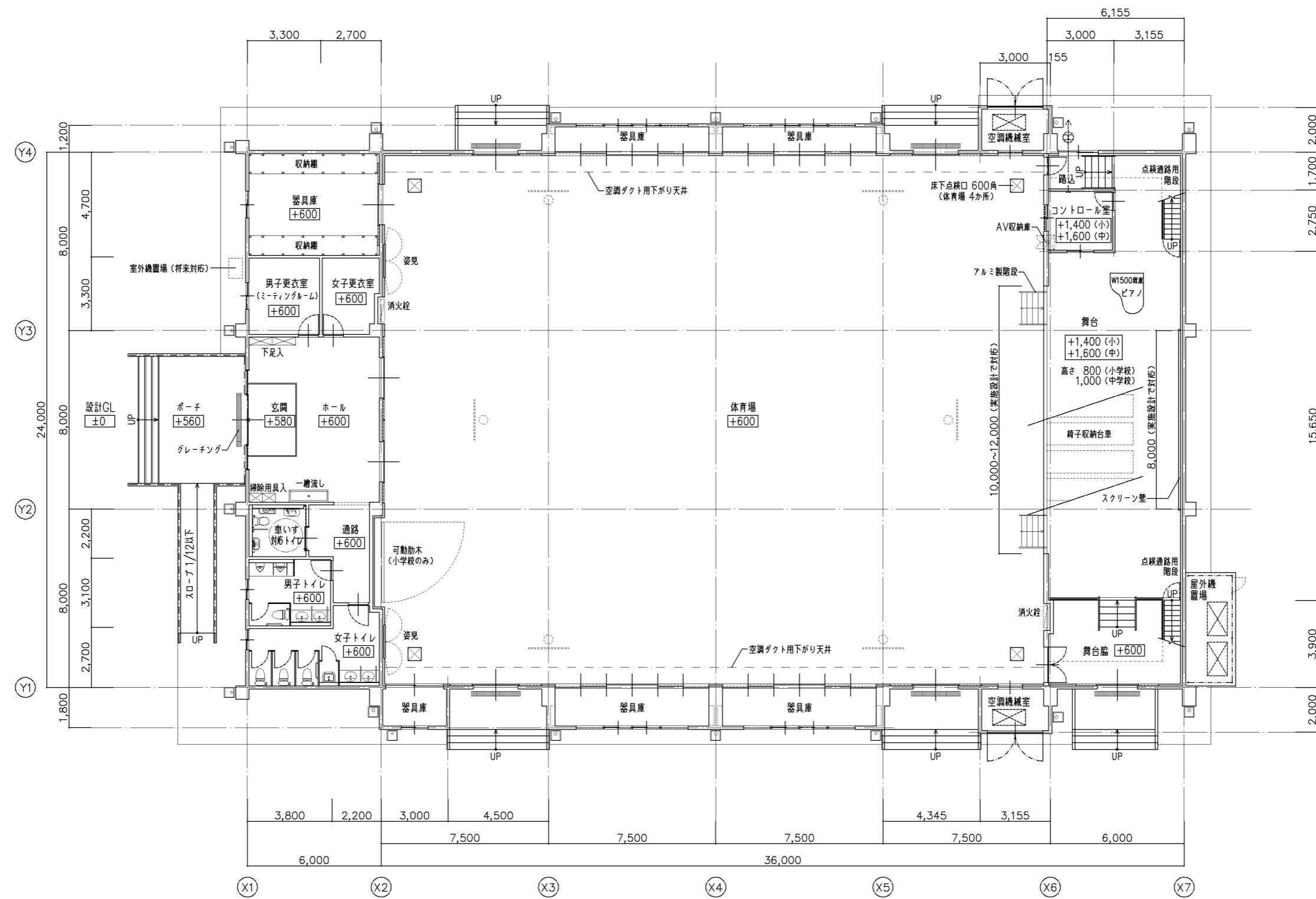
令和4年3月 修正

令和5年8月 修正

# 横浜市小・中学校標準図 屋内運動場(体育館)95型18改 【令和4年度改訂版】

# 図面リスト

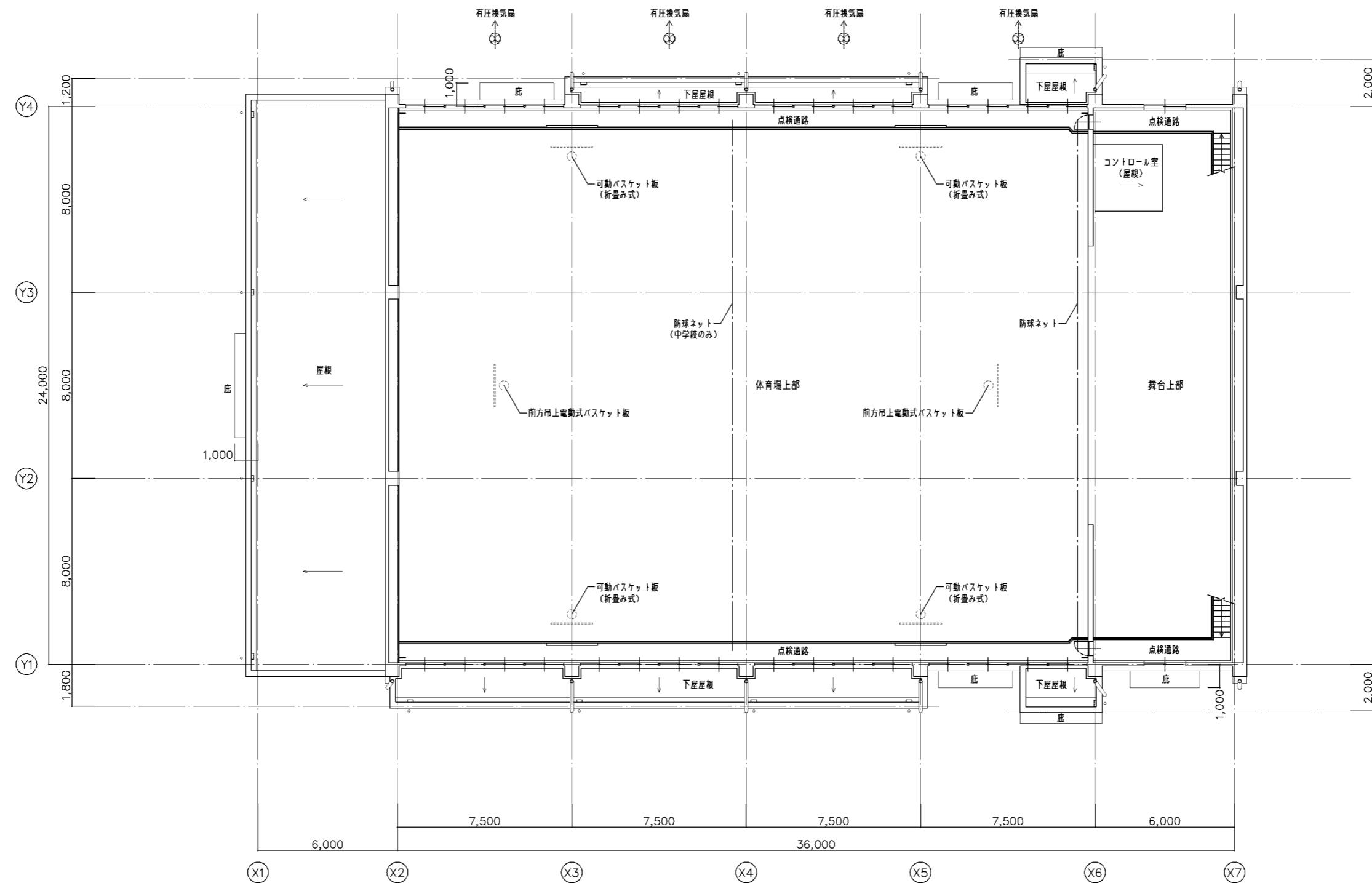
区分	図番	図面名称	縮尺
意匠	A-01	図面リスト	NO SCALE
	A-02	体育館説明書	NO SCALE
	A-03	仕上表、求積図	NO SCALE
	A-04	1階平面図	1/100
	A-05	2階平面図	1/100
	A-06	断面図	1/100
	A-07	矩計図	1/5. 1/10. 1/20
	A-08	舞台・コントロール室・空調機械室廻り詳細図	1/50
	A-09	開放用附帯施設 平面詳細図-1、展開図-1	1/50
	A-10	開放用附帯施設 平面詳細図-2、展開図-2	1/10. 1/50
	A-11	床伏図、天井伏図	1/100
	A-12	コートライント図	1/100
	A-13	建具表-1	1/50
	A-14	建具表-2	1/50
	A-15	建具表-3	1/50
	A-16	階段詳細図	1/10. 1/20. 1/50
	A-17	詳細図-1	1/10
	A-18	詳細図-2	1/5. 1/10. 1/20
	A-19	詳細図-3	1/20. 1/30
	A-20	詳細図-4	1/10. 1/20. 1/30. 1/40. 1/50
	A-21	詳細図-5	1/10. 1/20. 1/40
	A-22	詳細図-6	1/20. 1/30. 1/50
	A-23	詳細図-7	1/5. 1/10. 1/20
	A-24	吊りバトン機構標準仕様図	1/50



1階平面図 S=1/100

## 改定の経緯

設計上の留意点
・消火器ボックス：建築備品、消火器：教育備品とし、設置か所は実施設計対応とする



2階平面図 S=1/100

改定の経緯

設計上の留意点

- 有圧換気扇設置台数および給気ガラリ有効開口については換気量計算（機械）に依る。

横浜市建築局

工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場（体育館）95型18改  
【令和4年度改訂版】

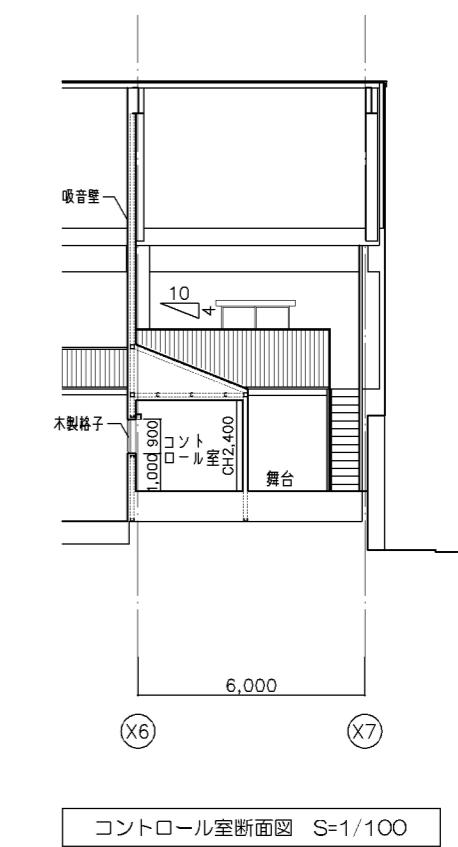
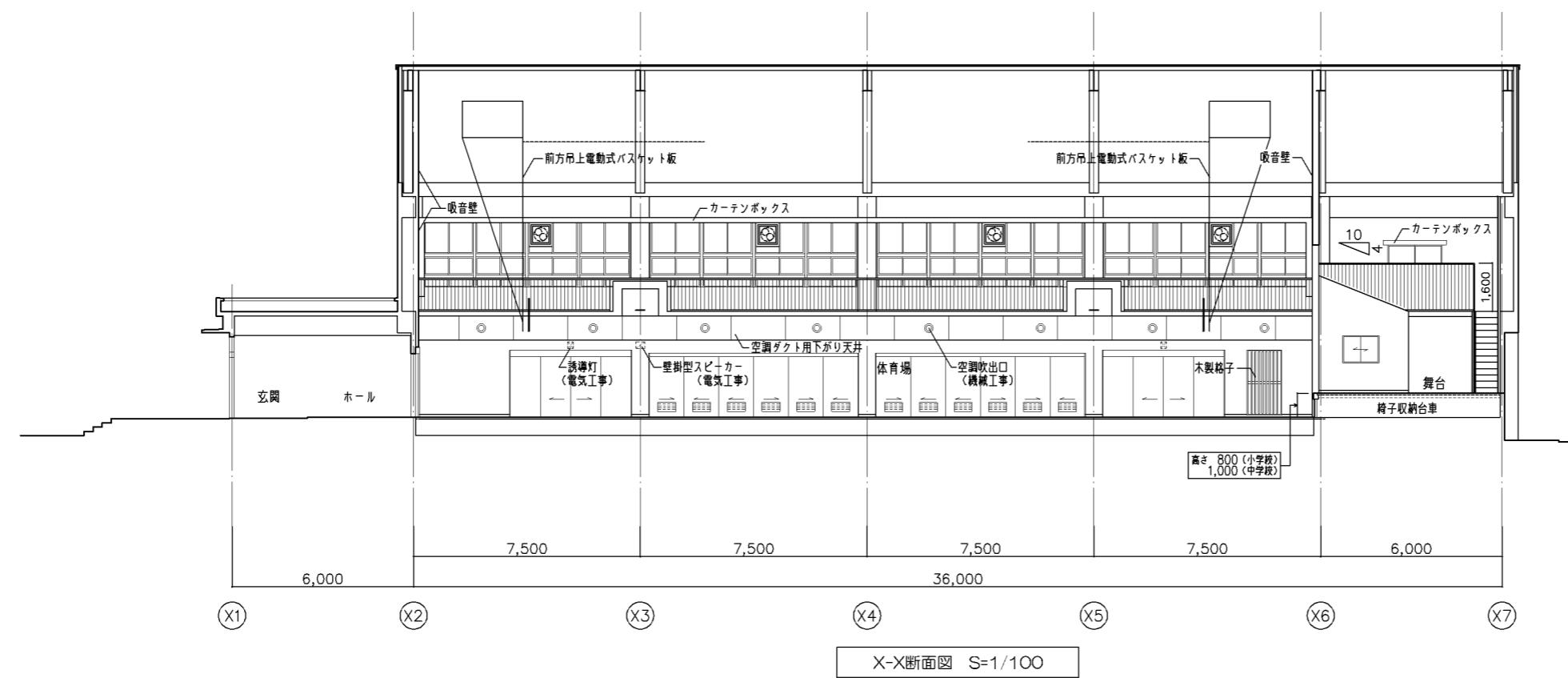
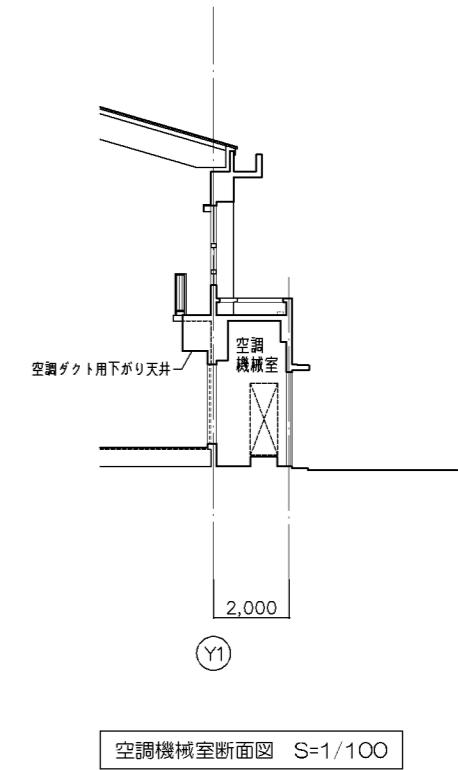
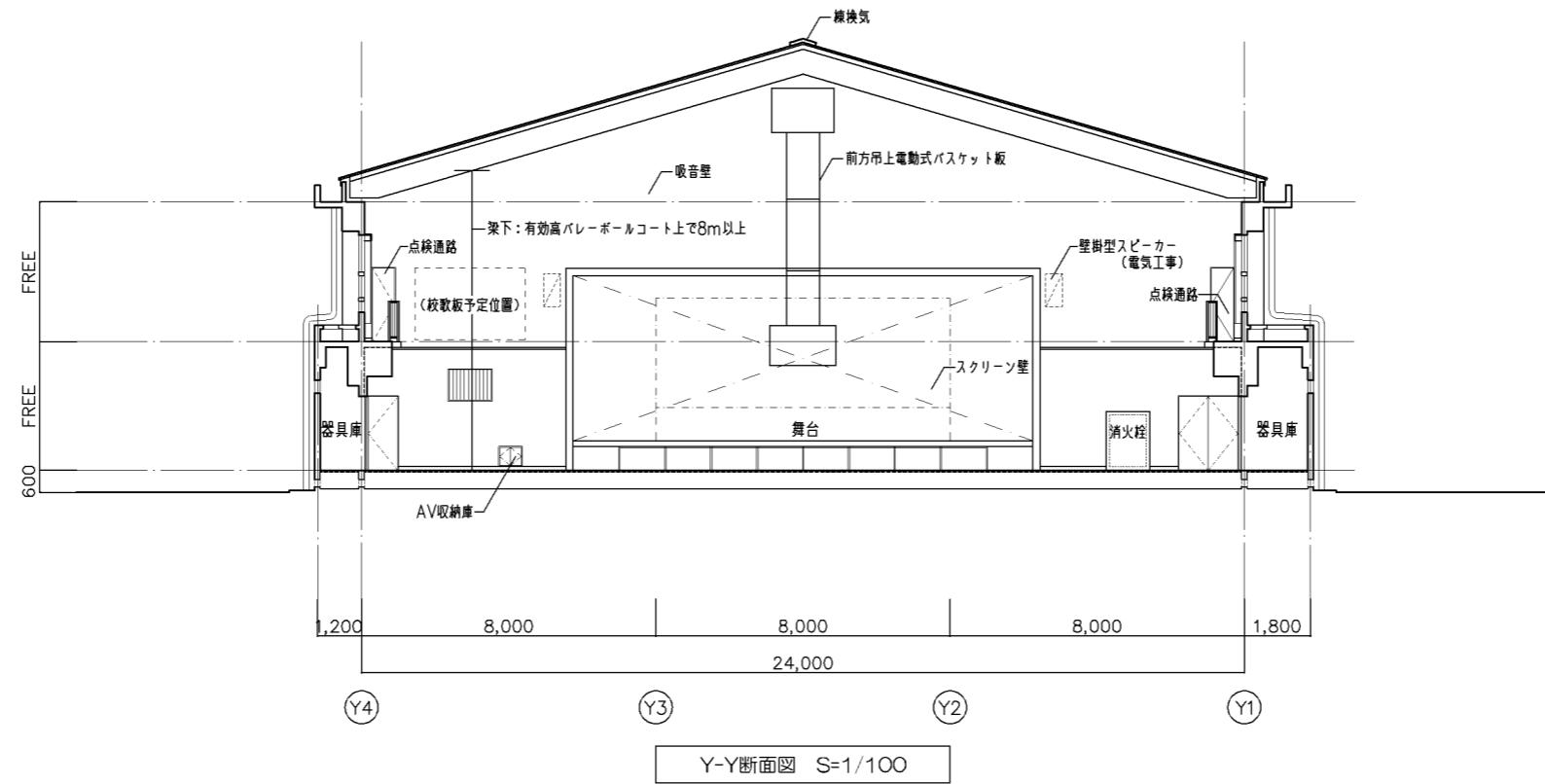
年月日 令和5年3月 緯尺 1/100

図面名称 2階平面図

設計者

施設番号 管理番号 完成年度 図面種類 図面枚数 図面番号

A-05



改定の経緯

### 設計上の留意

- ・バレーボールコート（センターの競技用）コートライン上で、高さを最低8.0M以上確保すること。学校の立地条件によって、最低高の確保が難しい場合は各担当者と協議の上、設計にあたること。

# 横浜市小・中学校標準図 給食室(ドライシステム)10改 【令和5年度改訂版】

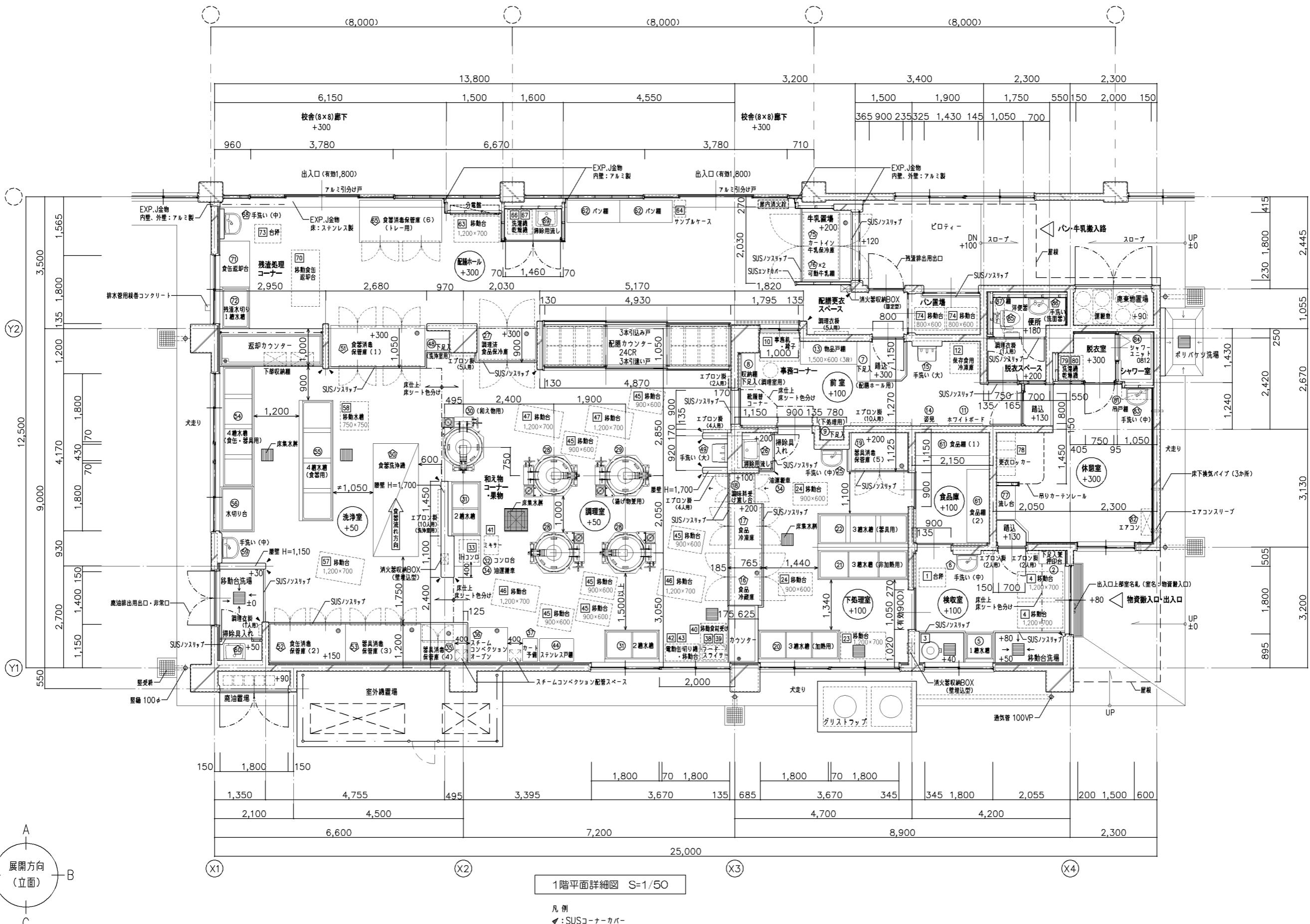
## 図面リスト

区分	図番	図面名称	縮尺	区分	図番	図面名称	縮尺
意匠	A-01	図面リスト	NO SCALE	意匠	A-23	ディテールシート(1)	1/2. 1/5. 1/10
	A-02	給食室標準図説明書	NO SCALE		A-24	ディテールシート(2)	1/5. 1/20
	A-03	システム図(1)	NO SCALE		A-25	ディテールシート(3)	1/5. 1/20
	A-04	システム図(2)	NO SCALE		A-26	ディテールシート(4)	1/5. 1/10. 1/20
	A-05	仕上表	NO SCALE		A-27	ディテールシート(5)	1/5. 1/20
	A-06	面積表・大型備品クラス規模別基準表	1/100		A-28	ディテールシート(6)	1/20. 1/40
	A-07	1階平面詳細図	1/50		A-29	ディテールシート(7)	1/20
	A-08	2階平面詳細図	1/50		A-30	ディテールシート(8)	1/20
	A-09	調理機器・家具備品リスト	NO SCALE		A-31	ディテールシート(9)	1/5. 1/20
	A-10	立面図	1/100		A-32	ディテールシート(10)	1/5. 1/20
	A-11	断面図	1/100		A-33	調理機器・家具備品 仕様書(1)	NO SCALE
	A-12	矩計図(1)	1/30		A-34	調理機器・家具備品 仕様書(2)	NO SCALE
	A-13	矩計図(2)	1/30		A-35	調理機器・家具備品図(1)	1/20
	A-14	天井伏図	1/100		A-36	調理機器・家具備品図(2)	1/20
	A-15	展開図(1)	1/50		A-37	調理機器・家具備品図(3)	1/20
	A-16	展開図(2)	1/50		A-38	調理機器・家具備品図(4)	1/20
	A-17	展開図(3)	1/50		A-39	調理機器・家具備品図(5)	1/20
	A-18	展開図(4)	1/50		A-40	調理機器・家具備品図(6)	1/20
	A-19	建具表(1)	1/50		A-41	調理機器・家具備品図(7)	1/30
	A-20	建具表(2)	1/50				
	A-21	建具表(3)	1/50				
	A-22	建具表(4)	1/50				

改定の経緯

## 設計上の留意点

横浜市建築局				工事名	給食室(ドライシステム)10改【令和5年度改訂版】 給食室改修参考図【令和5年度改訂版】				
年月日	令和6年3月	縮尺	NO SCALE	図面名称	図面リスト				
設計者				施設番号	棟番号	完成年度	図面番号	図面枚数	図面番号
									A-01



1階平面詳細図 S=1/50

凡例  
 ▲: SUSコーナーカバー  
 \*洗浄室、調理室の豪コーナーカバーはFL+1,150mmとする。  
 \*SUS見切縫コーナー部は、R面取りとする。

改定の経緯

設計上の留意点

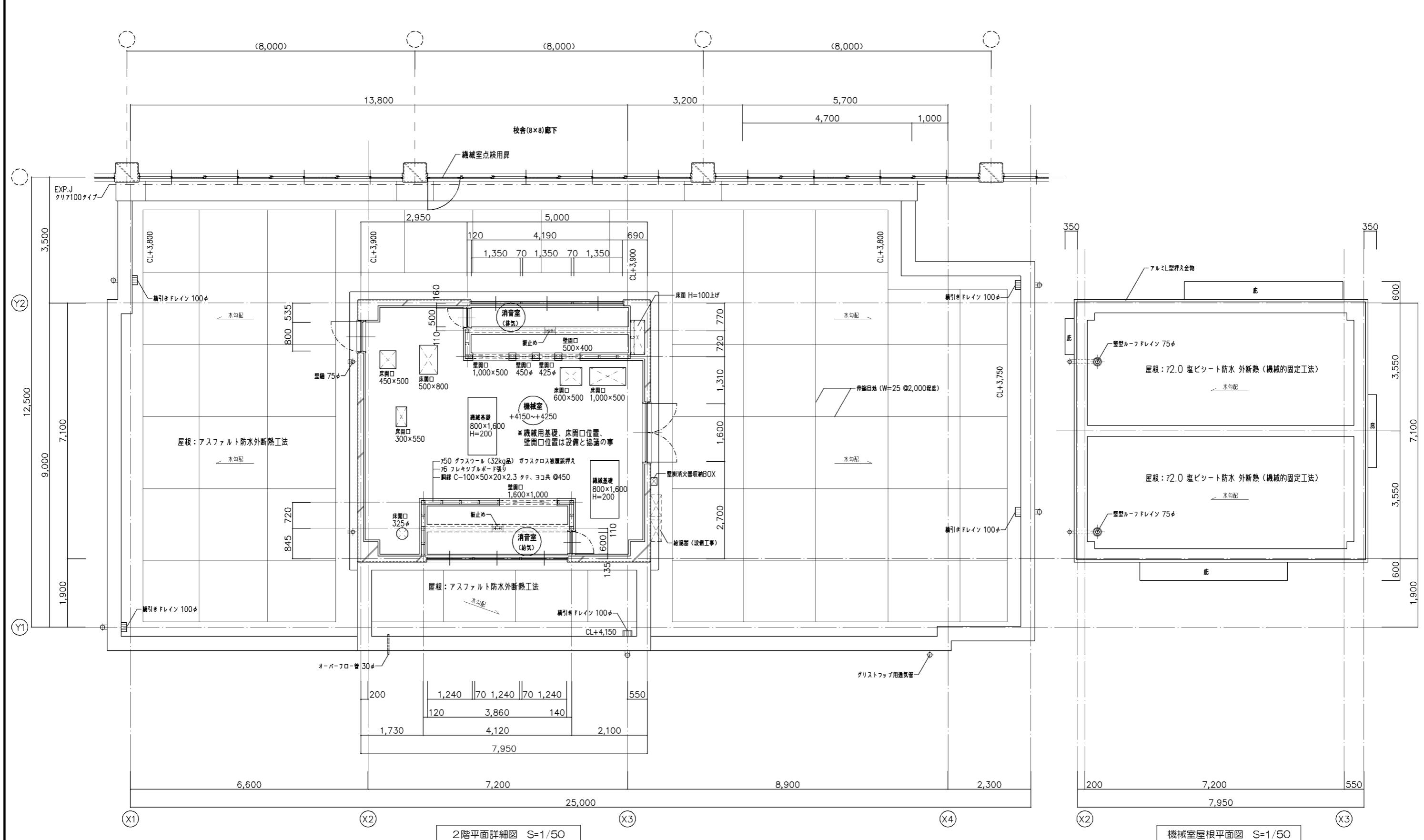
横浜市建築局

工事名 給食室(ドライシステム)10改【令和5年度改訂版】

年月日 令和6年3月 緯度 1/50 図面名称 1階平面詳細図

設計者 施設番号 機器番号 完成年度 図面種類 図面枚数

A-07



改定の経緯

設計上の留意点

横浜市建築局

工事名 給食室(ドライシステム)10改【令和5年度改訂版】

年月日 令和6年3月

縮尺

1/50

図面名称 2階平面詳細図、機械室屋根平面図

設計者

施設番号

機器番号

完成年度

図面種類

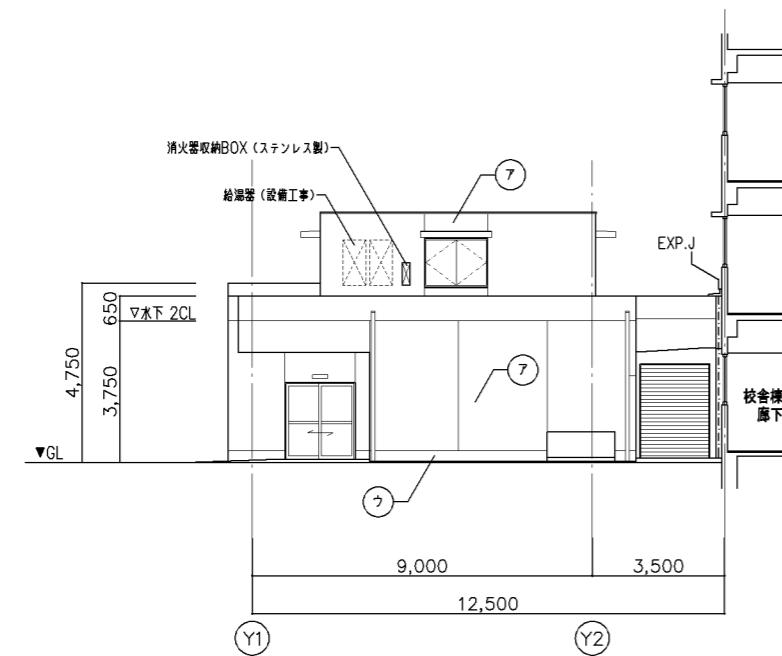
図面枚数

図面番号

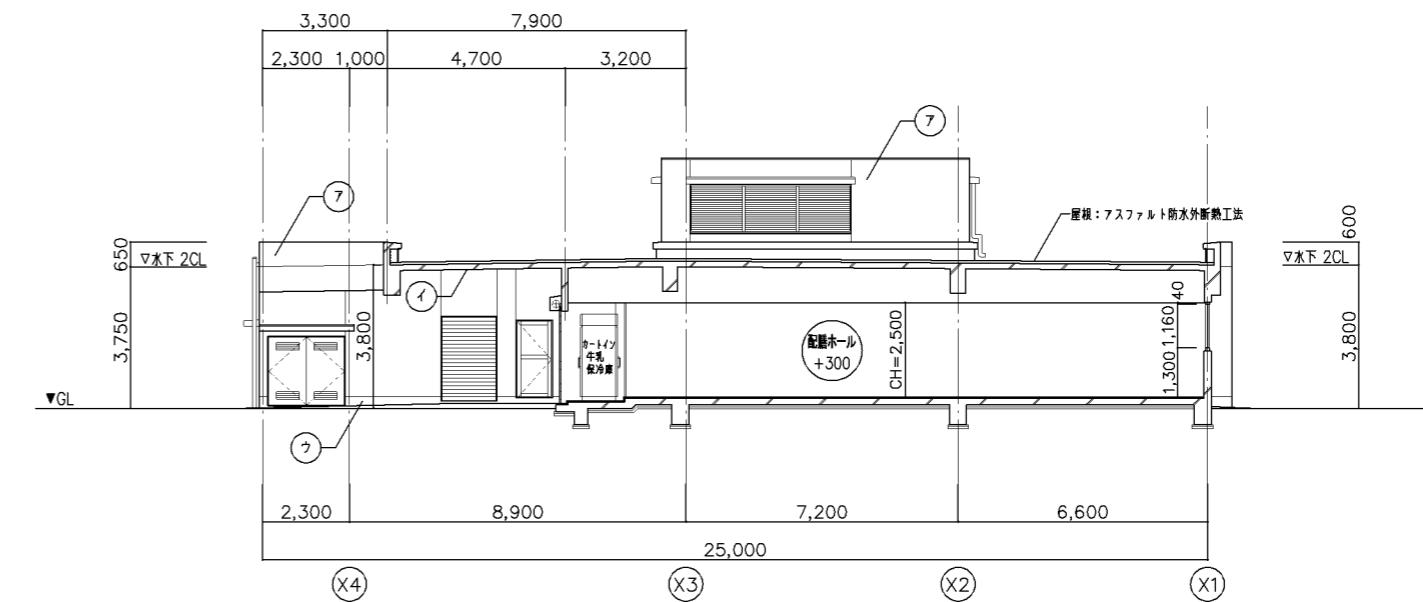
A-08

調理機器・家具備品リスト

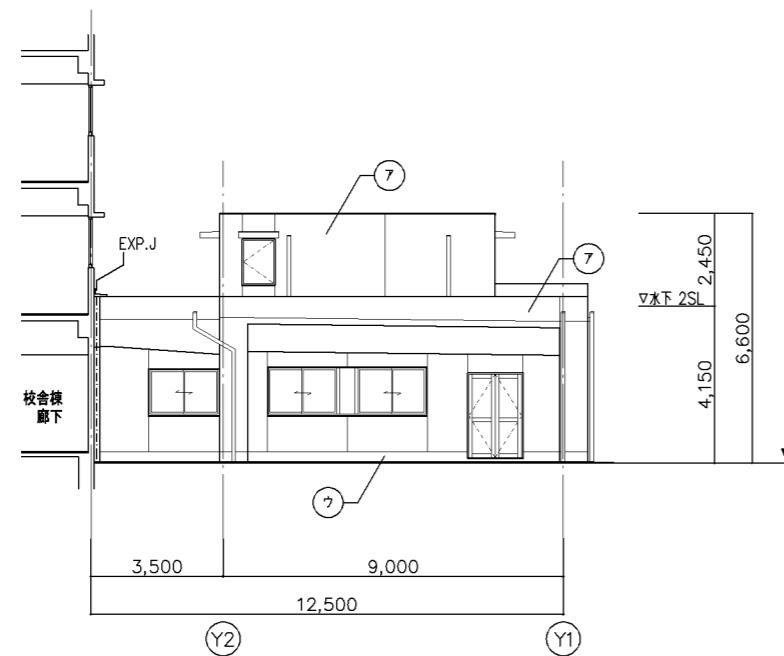
NO	名称	数量	工事区分				規格・寸法			備考	NO	名称	数量	工事区分				規格・寸法			備考	
			建築	電気	機械	教育	W × D × H	熱消費量	電圧					建築	電気	機械	教育	W × D × H	熱消費量	電圧		
検査室											51	食器消毒保管庫(1)	1	○				2,500 × 1,100 × 2,150		3×200V	19.2kw	W-50
① 台秤	1			○	110Kg						52	食器消毒保管庫(2)	1	○				2,000 × 1,000 × 1,960		3×200V	13.5kw	200タイプ
② 下足入兼押印台	1	●			700 × 350 × 895					備品図による(8足分程度)	53	器具消毒保管庫(3)	1	○				2,000 × 1,000 × 1,960		3×200V	13.5kw	Eタイプ
③ 球根皮むき機(ピーラー)	1			○	448 × 540 × 760		3×200V	0.4kw			54	4槽水槽(食缶・器具用)	1	●				3,200 × 900 × 900				備品図による(槽間オーバーフロー仕様)
④ 移動台	2			○	1,200 × 700 × 600						55	4槽水槽(食器用)	1	●				3,200 × 900 × 900				備品図による(槽間オーバーフロー仕様)
⑤ IH水槽	1	●			700 × 800 × 900					備品図による	56	水切り台	1	●				1,200 × 900 × 900				備品図による
⑥ 手洗い	1			○	中型					付属品は、衛生設備仕様による	57	移動台	1			○		1,200 × 700 × 800				
前室・事務コーナー											58	移動水槽	1			○		750 × 750 × 800				
⑦ 下足入	1	●			1,050 × 350 × 1,080					備品図による(20足分程度)配膳ホール用	59	手洗い	1		○							付属品は、衛生設備仕様による(鏡なし)
⑧ 収納庫・下足入	1	●			900 × 350 × 2,000					備品図による(20足分程度)調理室用	60	掃除用流し	1		○		SK					
⑨ 下足入	1	●			600 × 350 × 1,080					備品図による(10足分程度)下処理用	61	食品庫(1)	1	●				1,980 × 610 × 1,590				備品図によるステンレス製(可動棚2段、下段片側棚なし)
⑩ 事務机・椅子	1			○						インターネット(校内LAN)接続(電気工事)	62	食品庫(2)	1	●				1,980 × 610 × 1,590				備品図によるステンレス製(可動棚2段)
⑪ ホワイトボード	1	●			900 × 900					G-611A マグネット式	63	配膳ホール・残渣処理コーナー										
⑫ 保存食用冷凍庫	1			○	770 × 870 × 850		1×100V	0.5kw			64	パン庫	2	●				1,400~1,520 × 610 × 1,590				備品図によるステンレス製(可動棚3段)
⑬ 物品戸棚	1	●			1,500×400・600×980・730・730					スチール製(下段G-211C・中段G-218A・上段G-218A)	65	移動台	1		○			1,200 × 700 × 800				パン・牛乳詰め替え用
⑭ 姿見	1	●			450 × 1,300					備品図による	66	サンプルケース	1		○							既製品
⑮ 手洗い	1			○	大型					付属品は、衛生設備仕様による	67	食器消毒保管庫(6)(トレー用)	1	○				2,180 × 1,000 × 2,150		3×200V	19.2kw	40タイプ
下処理室											68	洗濯機	1		○					1×100V	0.5kw	
⑯ 食品冷蔵庫	1			○	1,500 × 870 × 2,000		1×100V	1.0kw		バスルータイプ*	69	乾燥機	1		○					1×100V	1.2kw	
⑰ 食品冷凍庫	1			○	1,200 × 870 × 2,000		3×200V	1.5kw		バスルータイプ*	70	手洗い	1		○		中型					付属品は、衛生設備仕様による
⑲ 調味料受け渡し台	1	●			780 × 700 × 900					備品図による	71	移動台	2		○			800 × 600 × 600				主食受取用(上面フリットタイプ)
⑲ 器具消毒保管庫(5)	1		○		1,500 × 1,000 × 1,960		3×200V	10.4kw		Dタイプ	72	牛乳置場										ステンレス製
⑳ 3槽水槽(加熱用)	1	●			2,160 × 860 × 900					備品図による	73	パン庫	1		○							パン・牛乳詰め替え用
㉑ 3槽水槽(非加熱用)	1	●			2,400 × 860 × 900					備品図による	74	移動台	2		○			1,500 × 750 × 750				既製品
㉒ 3槽水槽(器具用)	1	●			2,400 × 900 × 900					備品図による(槽間オーバーフロー仕様)	75	移動食缶返却台	1		○			1,220 × 800 × 1,250				備品図による(ステンレス製)
㉓ 移動台	1			○	1,200 × 700 × 800						76	食缶返却台	1	●				1,100 × 800 × 800				備品図による(ステンレス製)
㉔ 移動台	2			○	900 × 600 × 750						77	洗濯機	1		○							
㉕ 手洗い	1			○	中型					付属品は、衛生設備仕様による	78	乾燥機	1		○							
㉖ 掃除用流し	1			○	SK						79	手洗い	1		○							
調理室・洗浄室											80	洗濯機	1		○							
㉗ 調理室・洗浄室	1			○	1,500 × 900 × 2,000		1×100V	1.0kw		バスルータイプ	81	吊戸棚	1	●				800 × 300 × 600				備品図による(既製品)
㉘ 調理室・洗浄室	1										82	カートイン牛乳保冷庫	1	○				1,800 × 1,000 × 2,400		1×100V	1.0kw	バスルータイプ
㉙ 低輻射回転釜	3	●			滴水量150リットル	36.0kw				備品図による(ドローコック付、鋳鉄釜)	83	可動牛乳棚	2		○			650 × 800 × 1,415				
㉚ 低輻射回転釜(揚げ物兼用)	1	●			滴水量150リットル	36.0kw	1×100V	0.05kw		備品図による(ドローコック付、過熱防止装置付、鋳鉄釜)	84	休憩室・更衣室										備品図による冷蔵庫付(コンロ、換気ファン無し)
㉛ 低輻射回転釜(和え物用)	1	●			滴水量150リットル	36.0kw				備品図による(ドローコック付、ステンレス釜)	85	流し台	1	●				900 × 500 × 1,900				
㉜ 2槽水槽	2	●			1,450 × 860 × 900					備品図による	86	更衣ロッカー	1		○			1,125 × 500 × 1,790				既製品 5人用
㉝ コンロ台	1	●			800 × 700 × 800					備品図による	87	洗濯機	1		○					1×100V	0.5kw	
㉞ IHコンロ	1			○	600 × 530 × 180	6.0kw	1×200V	4.0kw			88	乾燥機	1		○					1×100V	1.2kw	
㉟ 油運搬車	2	●			580 × 580 × 650					備品図による(下処理室×1、調理室×1)	89	吊戸棚	1	●				800 × 300 × 600				
㉟ 器具消毒保管庫(4)	1		○		990 × 550 × 1,960		3×200V	7.95kw		Dタイプ	90	エアコン	1		○							付属品は、衛生設備仕様による
㉟ スチームコンベクションオーブン	1			○	1,000 × 900 × 1,900	48.8kw	1×100V	1.1kw×2口		カート20段タイプ1台共	91	手洗い	1		○		中型					
㉟ カート予備	1			○						カート20段タイプ	92	シャワールーム・脱衣室										



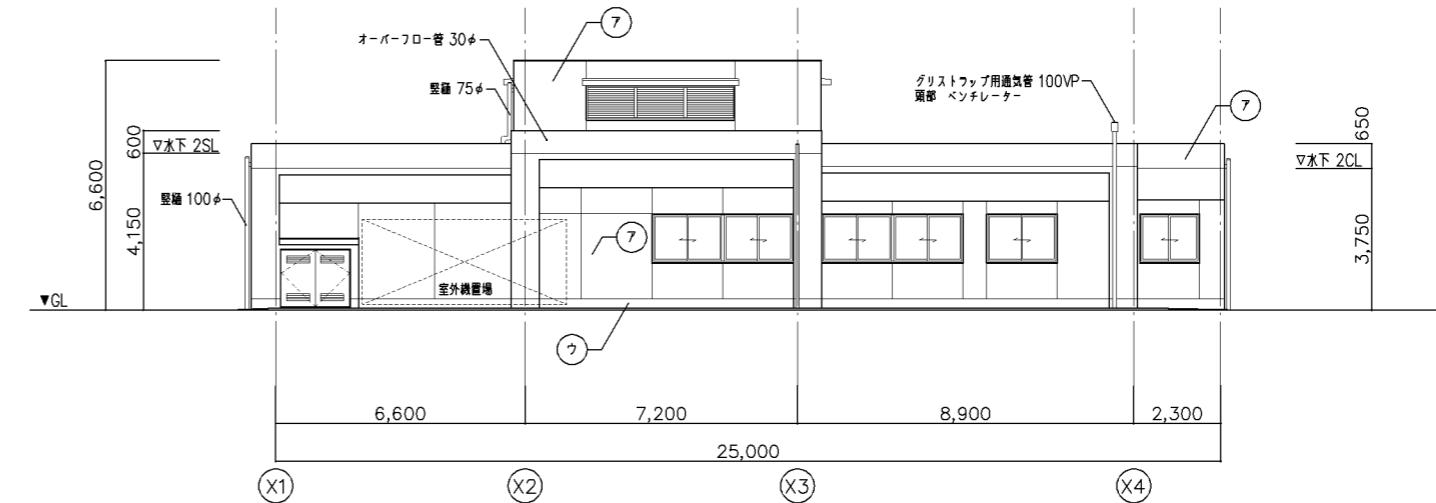
B



A



D



C

- 凡例
- (7) —— コンクリート打放し 複層塗材RE
  - (イ) —— コンクリート打放し 外装薄塗材E
  - (ウ) —— コンクリート打放し 複層塗材RE (トップコートのみ)

改定の経緯

設計上の留意点

・図示の階高、構造については参考とし、詳細は実施設計による。

横浜市建築局

工事名

給食室(ドライシステム)10改【令和5年度改訂版】

年月日 令和6年3月 縮尺 1/100

図面名称

立面図

設計者

施設番号

機器番号

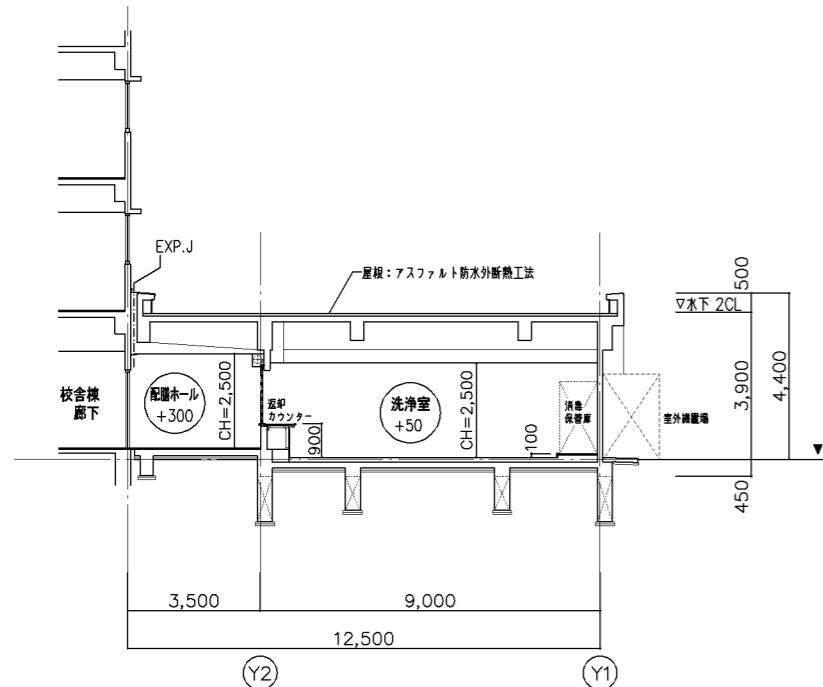
完成年度

図面種類

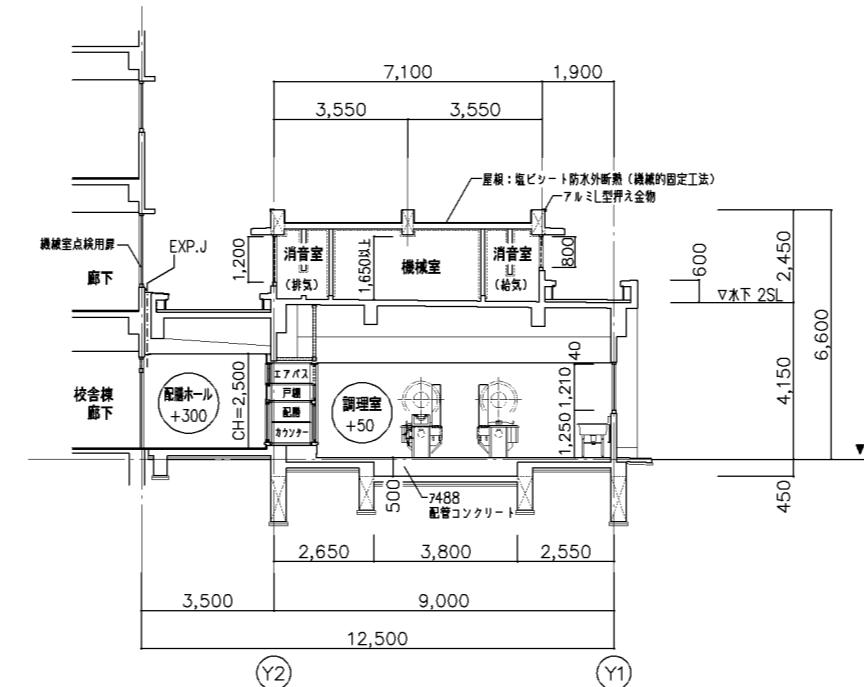
図面枚数

図面番号

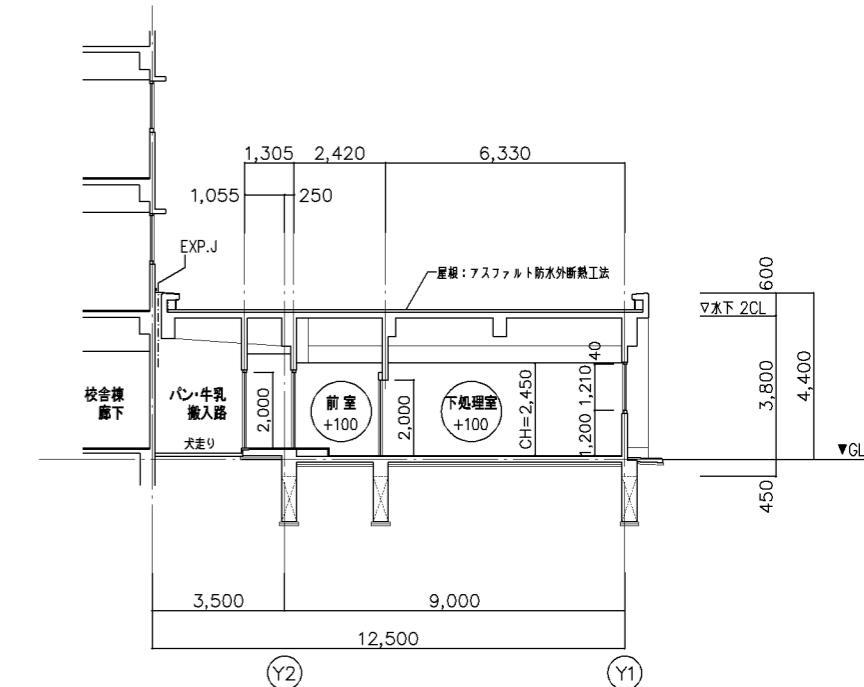
A-10



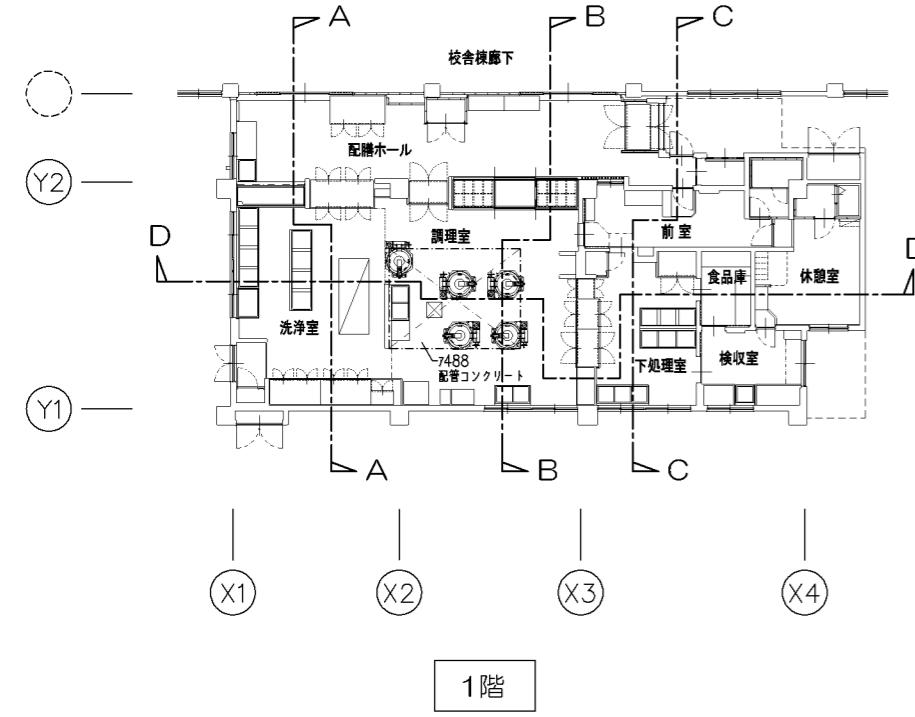
## A-A 断面図



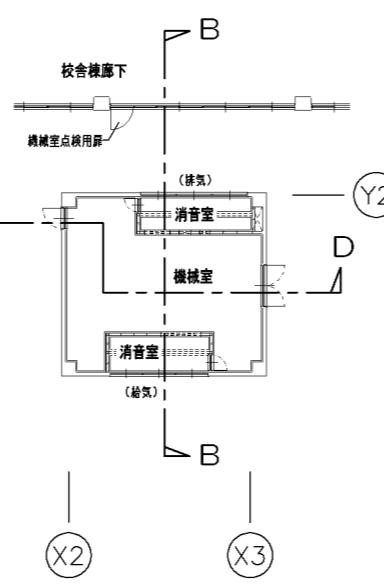
### B-B 断面図



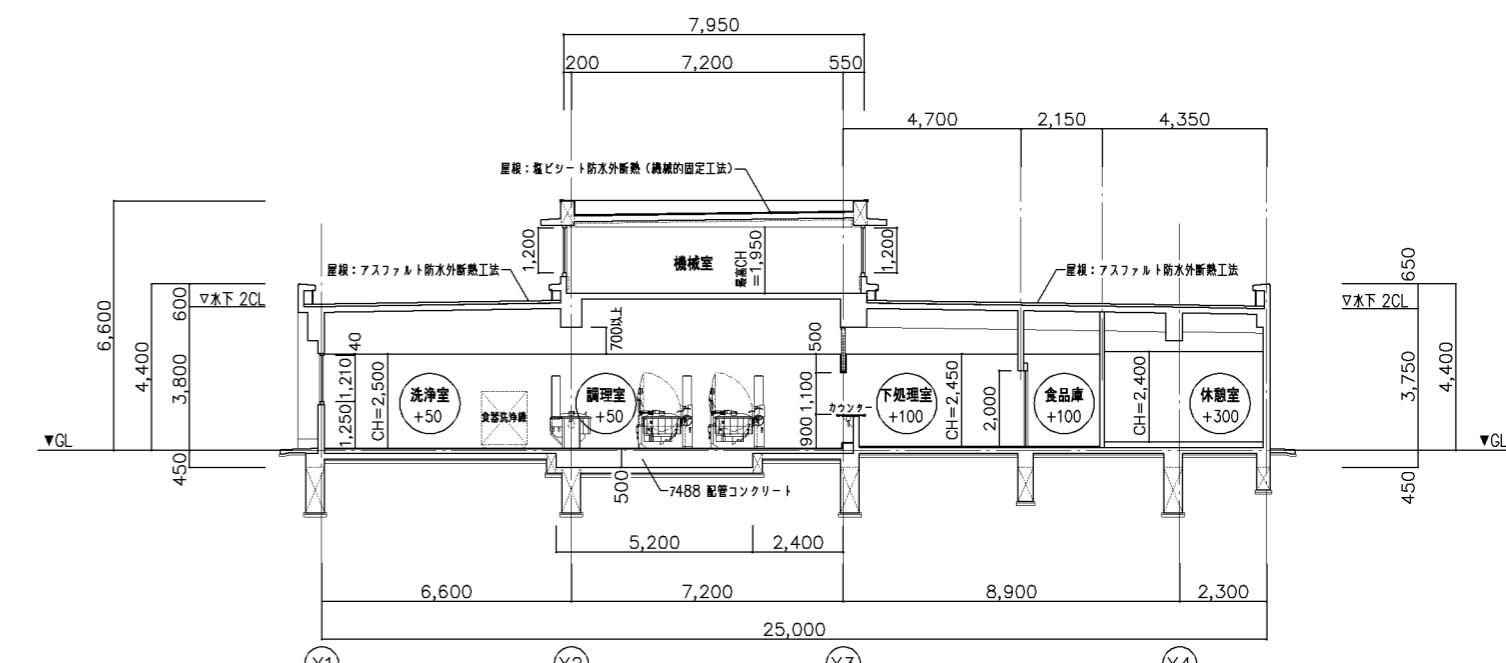
### C-C 断面図



1 階



2階



D-D 断面図

## 改定の経緯

### 設計上の留意

- 図示の階高、構造については参考とし、詳細は実施設計による

横浜市建築局				工事名	給食室（ドライシステム）10改【令和5年度改訂版】				
月日	令和6年3月	縮尺	1/100	図面名称	断面図				
設 計 者				施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号
									A-11

## 校庭整備（設計・工事）の手引き

令和6年2月

教育委員会事務局 教育施設課

# 目 次

- I 用語の定義と配置計画等
  - 1 用語の定義
  - 2 配置計画
  - 3 横浜市においてのグラウンド規模について
- II 設計・工事
  - 1 グラウンド整備
  - 2 排水施設
  - 3 屋外環境施設
    - 3-1 学習及び運動施設
    - 3-2 造園施設
    - 3-3 舗装工
    - 3-4 外構施設
    - 3-5 散水設備
- III 建替え編
  - 1 基本事項
  - 2 留意事項等
  - 3 工期について
  - 4 建替え工事計画状況表【様式】

## 校庭整備の手引きの位置づけ

本手引きは、校庭整備業務について、安全な学校運営を目的に、既設学校における修繕及び改修と、校舎建替えとして新しく校庭を整備する際の原則とする。

ただし、既設学校でも新設学校であっても、学校と地域は深い関係性をもっているため、原則にない整備内容については十分に協議し検討することとし、整備する。

この場合、公立学校として、特定の学校にだけ整備が偏ることのないよう、一時の要望だけでなく、維持管理費及び引き継がれる業務量の負担感等にも注意すること。

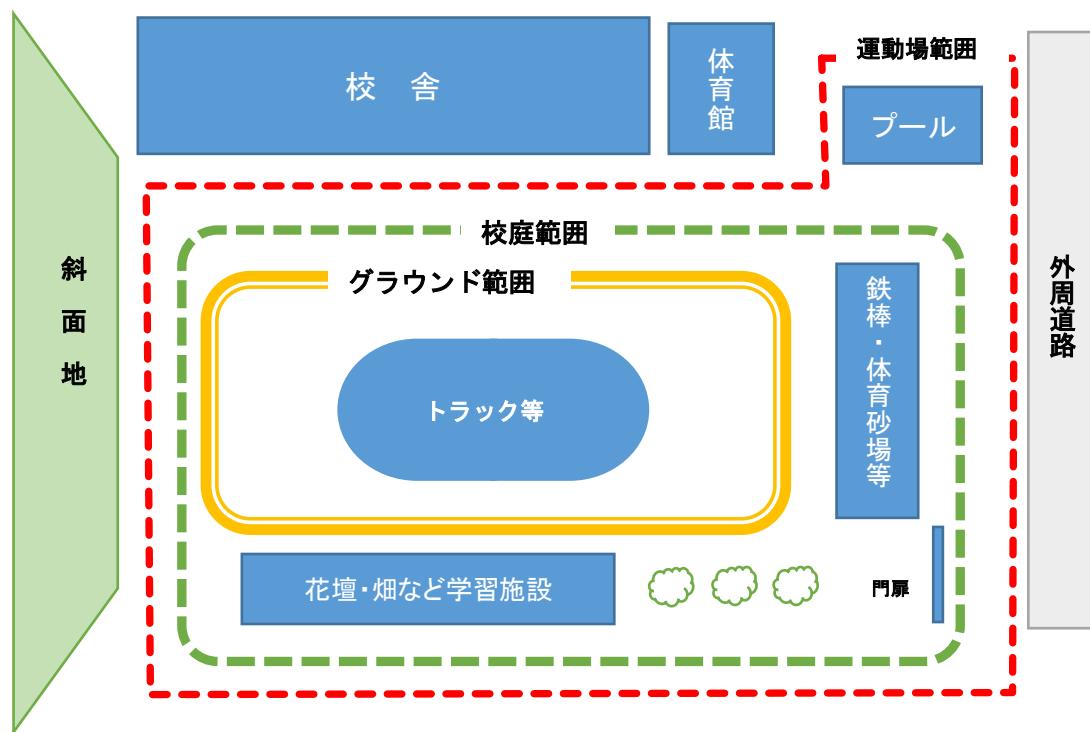
また、本手引きと仕様等の相違があっても、社会情勢や安全基準等の見直しがあった際は、隨時、設計業者とも協議し、反映させること。

## I 用語の定義と配置計画

## 1 用語の定義

本手引きで使用する用語の意味は以下のとおりとする。

- (1) 学校敷地  
校舎・体育館・プール・校庭・斜面地・外周道路等
  - (2) 運動場（文部科学省令の「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」の用語）  
体育、スポーツ利用に供している部分及びその周辺部分・屋外プール
  - (3) 校庭  
学習施設・運動施設・グラウンド等
  - (4) グラウンド  
トラック・直走路・サッカーコート等、体育等で安全に使用できる範囲



## 2 配置計画

次の優先順序で配置計画し、できるだけ広く校庭面積が確保できるよう検討すること。

なお、過大規模校（31教室以上）や面積確保が難しい敷地の場合は、この基準と別に校庭整備内容を検討すること。

- (1) グラウンド面積（3 グラウンドの規模について 参照）
  - (2) 屋外施設（鉄棒、体育砂場、花壇等）
  - (3) 文部科学省令の小学校設置基準及び中学校設置基準の「運動場の面積」に基づき、下表（別表）の面積以上を目指すこととする。

### 別表 (参考 運動場の面積)

児童数・生徒数	小学校	中学校
	確保面積 (m <sup>2</sup> )	確保面積 (m <sup>2</sup> )
1人以上 240人	2,400	3,600
241人以上 720人以下	2,400+10×(児童数-240)	3,600+10×(生徒数-240)
721人以上	7,200	8,400

例) 小学校 35 人×12 クラス=420 人 確保面積:  $2,400 + 10 \times (420 - 240) = 4,200 \text{ m}^2$

例) 中学校 40 人  $\times$  12 クラス = 480 人 確保面積 :  $3,600 + 10 \times (480 - 240) = 6,000 \text{ m}^2$

### 3 横浜市においてのグラウンド規模について

文部科学省の定める設置基準では、児童生徒数に応じた運動場の面積が示されているが、教育上及び安全上支障ない場合は、この限りでないとしている。

グラウンドの形状・大きさの決定は、トラック、直走路、及び球技のコートで最も広い面積によって、そのおよその目安を決めるのが一般的である。

公益財団法人日本スポーツ施設協会の建設指針によると、目安として小中学校で1周200mのトラックが取れるよう計画すると規定しているが、本市の特殊性として周辺にまとまった用地の確保が難しいことや、学校敷地内に緑化率20%を目標としていること等の制約から、小学校のトラックについては指針より短い120m、同じく中学校については150mを基準とする。

また、このトラックに対して一定のクリアランス（安全域）とした7mを確保することとする。

#### (1) 小学校

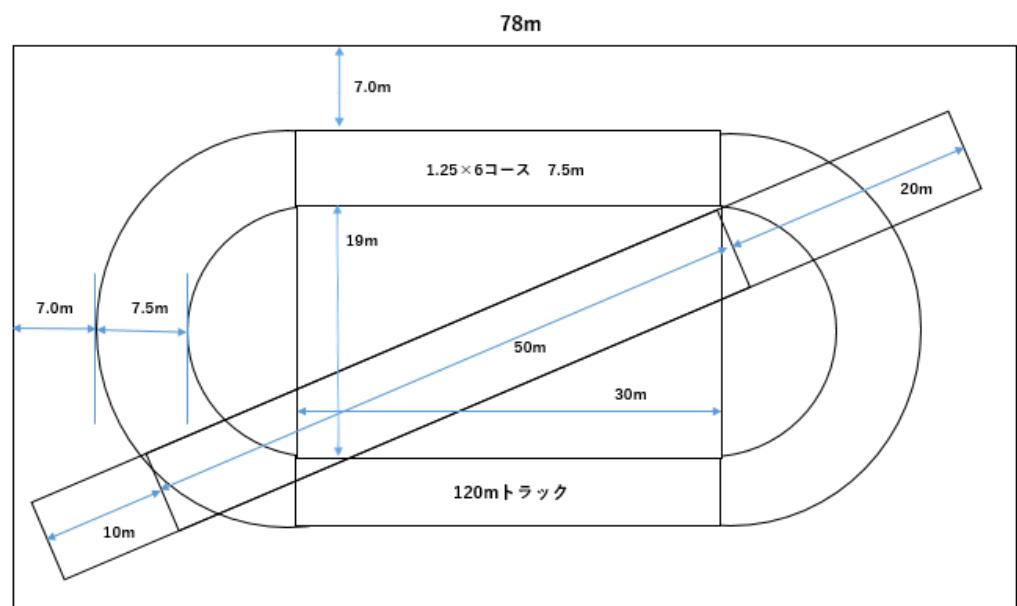
内周 120m

グラウンド面積

78m × 48m

= 3,744

約 3,800 m<sup>2</sup>



#### (2) 中学校

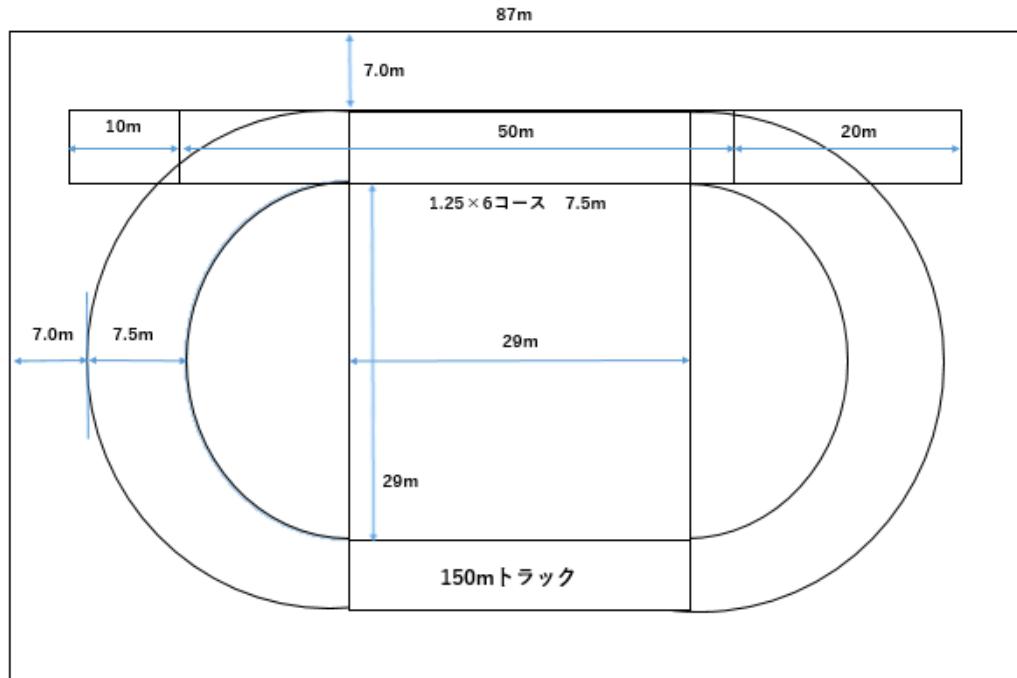
内周 150m

グラウンド面積

87m × 59m

= 5,046

約 5,100 m<sup>2</sup>



## II 設計・工事

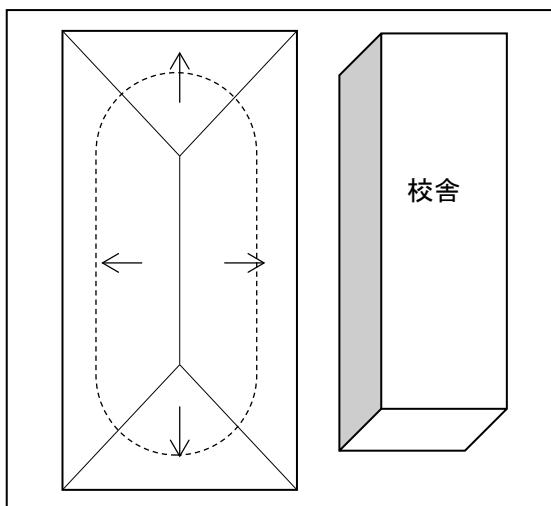
### 1 グラウンド整備

#### 設計

##### (1) 設計条件、注意事項

- ア グラウンド排水を良好にするため、グラウンド直線部より地表面勾配は0.5～0.8%を標準とする。現地の取り合いにより標準勾配が確保できない場合でも、できるだけ勾配は付けること。
- イ 既設校は学校形態が整っているため、校門、校舎、体育館の入り口、倉庫との取り合いを考慮する。
- ウ 校庭表層は碎石スクリーニングスとし、小学校は厚み4cm、中学校は厚み7cmを標準とする。

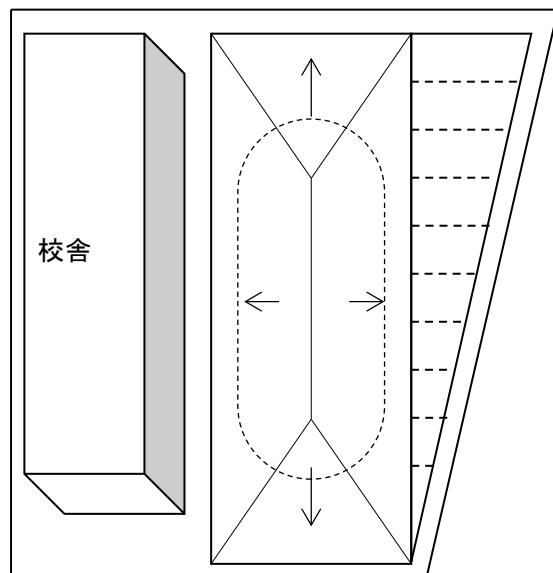
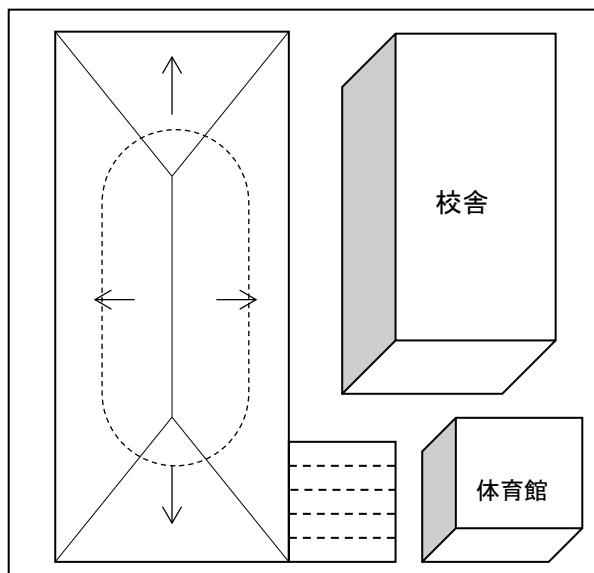
##### (2) 校庭勾配のとり方



ア 外周L型側溝のエプロン高を決定する。(全周を一定の高さとし、既設物との取り合いで無理な場合でも1辺では一定の高さとする。)

イ 尾根の長さは30m以上をとり、矢印の方向に規定の勾配を付ける。従ってコンターラインは橢円型になる。

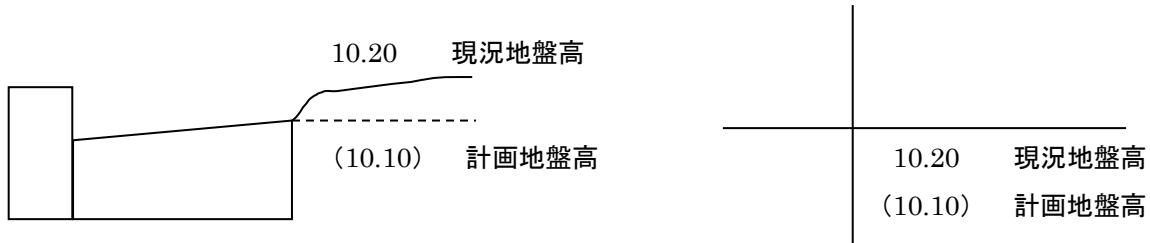
- ウ 次のように校庭が不整形の場合は、斜線部を含めて前記の方法で整備すると無理が生じるので、本体グラウンドを優先して整備する。  
不整形部分は本体グラウンドとの接合部に雨水が溜まらないように注意し、勾配は満足しなくてもよい。



### (3) 土工量算出

#### ア 土工計画平面図

現況地盤高測量図に計画地盤高を記入する。メッシュ毎（10mが基本）に面積を記入し、計画地盤高はカッコ書きとする。※面積から控除する構造物は、砂場、人孔・柵等とする。



## 工事

### 校庭土工

#### 1 測量

- (1) 設計図書にある仮BM（仮ベンチマーク、仮の水準点）の確認を行い、必要に応じて境界杭及び杭間距離の確認を行う。
- (2) 土工計画平面図のメッシュにあわせ、水準測量（前測）を行い、設計図書と現地の差異を確認し、前測の写しを監督員に提出する。
- (3) 完了時には、前測にあわせ水準測量（後測）を行い、土工量を確認する。

#### 2 埋設物調査

- (1) 校内には多数の地下埋設物が設置されているので、状況に応じて、試掘調査を行い、学校保管の工事図面も参考にする。

#### 3 工程管理

- (1) 校庭土工の工程計画に際しては、授業、学校行事、学校開放、天候等を十分配慮し計画する。
- (2) 建築工事、その他の工事と競合する場合は十分な調整を行う。
- (3) 工事中の校庭占用面積及び期間は、学校との協議のもとに最小限にとどめる。

#### 4 施工管理

##### (1) 締固め及び仕上がり基準

校庭の転圧、締固めは、仕様書による。その他、次の項目を確認する。

- ア 水たまりがない。
- イ 足跡が付かない。
- ウ 歩行によりバウンドしない。

##### (2) 勾配

設計図書に定められている勾配（通常0.5～0.8%、盲学校0.2%）によるが、現地の状況にあわせ無理なく摺り付ける。

##### (3) 在来地盤とのなじみ

切盛土工、不陸整正工は、設計図書により施工することが原則であるが、5cm以下の盛土工は、在来地盤の表面をかき起こさなければなじまないので施工方法を検討する。

##### (4) 構造物との取合い

人孔、管、L型側溝、遊具等の構造物の周辺は沈下するので入念に転圧する。また、碎石スクリーニングス舗装の仕上げ面から既設人孔、柵などが突出しないように注意する。

#### (5) 土砂の搬出入

周辺道路を汚さないようにする。汚した場合は、速やかに清掃し、状況に応じて散水等を行う。

#### (6) 使用機械

児童、生徒がイタズラしないよう、キーを付けたまま放置しない。

### 5 品質管理

碎石スクリーニングスは使用材料承諾書にて確認の上決定する。

### 6 安全管理

- (1) 校庭土工に際しては、第三者が施工区域内に立ち入らないよう、保安柵等で囲む。
- (2) 番線の飛出しやネット付保安柵の鉄板部のはずれ等があった場合は、速やかに補修する。
- (3) 安全施設、建設発生土及び資・機材等の配置については、監督員、校長と十分協議する。
- (4) 第三者災害防止のため、工事車両の通行個所には必要に応じて交通整理員を配置する。

## 2 排水施設

### 設計

#### 1 設計条件

- (1) 下水道管渠、排水路、その他の排水施設（以下「排水施設等」という）の計画にあたっては、開発区域及びその周辺の土地の地形、地盤の性質を勘案して集水区域を策定し、当該排水施設等の規模、構造及び能力を設定しなければならない。
- (2) 排水施設等の放流先は管理者と協議のうえ、河川、その他公共の用に供している排水施設に接続すること。なお、暫定的措置として私有管に接続する場合も同様とする。また、周辺の状況により半永久的に私有地を占用する場合は所有権の取得または権利設定（承諾書、確認書など：教育委員会で保管）は必ず行うこと。  
※ 将来所有者が変わった場合や口約束だけであるとトラブル発生の原因となるので注意する。
- (3) 敷地内排水設備等の設計基準は「横浜市排水設備要覧」を参照すること。土木事務所との事前協議を行うこと。
- (4) 敷地内より河川、その他の公共の用に供している排水設備の接続の設計基準は「開発許可申請に関する指導要綱」を使用し設計する。

### 2 注意事項

- (1) 学校施設標準構造図、環境創造局、道路局の図集に掲載されている場合は、出典のみ記入し、図化する必要はない。
- (2) 側溝、雨水枠、管きよ
  - ア 校庭雨水のほか、他の舗装面、中庭等についても可能な限り L型側溝を使用する。  
U型側溝はやむを得ない場合以外は使用しない。
  - イ プレキャスト L型側溝は不等沈下を起こすので使用しない。
  - ウ L型用雨水枠の間隔は 15m 程度とする。最大でも 20m までとし、勾配は枠間センター振り分けとしてエプロン前端高さは全周一律とする。枠蓋は PC 蓋を基本とする。
- (3) 人孔の配置は可能な限り外周舗装部や植栽帯部とする。やむを得ず校庭内に配置する場合は、L型側溝より 2m 以内に設置し、PC 蓋が突起しないよう注意する。また、人孔数は極力少なくなるように検討すること。
- (4) 遊具、砂場からの離隔は 1.8m 確保（遊具の安全に関する規準：日本公園施設業協会）する。
- (5) 管路の最小土被りは原則として 60cm とする。※排水設備要覧
- (6) 学校敷地内の人孔蓋は設置箇所により適切なものを選定する。ただし、グラウンド近辺へ設置する場合は PC 蓋を使用する。

- (7) 流末については、校舎内の排水と合わせて検討する。学校敷地外の道路等に下水管を埋設することは管理が難しいため実施しない。

### 3 流域貯留施設について

グラウンド表面が流域貯留施設（グラウンド式流域貯留施設）となっている場合は、校庭の仕上がり高さや排水施設等を変えると「雨水貯留量」や「平面図」等の変更手続き（河川管理課）が必要となる。整備当初の計画高等は必ず確認を行い、出来るだけ仕上がりを変えないように検討する。また、道路局河川事業課や環境創造局管路保全課で管理している流域貯留浸透施設や雨水調整池が設置されている学校も存在するため、事前に十分な確認が必要となる。

グラウンド式の流域貯留施設は、降雨後の校庭使用に問題が発生するため、新設は認めないこととする。

※ 流域貯留施設…治水対策として鶴見川水系、帷子川水系など、対象流域の上流部に貯留（浸透）施設の整備を行っている。（H4.9.17、下水道局長と教育長とで協定締結）

## 3 屋外環境施設

維持管理の観点から、設置する施設は各施設の一覧表を参考に必要最低限度とする。

各施設を設置する際に考慮すべき共通事項を示す。

### 設計

#### 1 設計条件（施設のもつ必然性）

##### (1) 誘致距離

すべての施設には誘致距離という本来的な特質があり、昇降から遠くにある場合「行きたくない」、あるいは短い休み時間では「行けない」という潜在意識が働くため利用されなくなる。

##### (2) 機能的連続性

誘致距離と同様に、各種の施設を無意味に点在させてしまうと十分な効果を発揮しない。

##### (3) 死角

施設はその位置により死角を生むことがあるので、学習及び運動施設は職員室から見える位置に設置することが望ましい。

##### (4) 拘束性

施設の設置は、それを利用する児童・生徒・教師の学習活動の利便性を高めることを目的にしているが、反面、その活動を拘束することもある。学習活動するための動線を無視したり、視覚的な恐怖感はその活動に苦痛を強いることになる。

##### (5) 維持管理

施設は日頃から手をかけて良好な状態を保ち維持するという受け身の必然性をもっているが、設置する側に問われることは、維持管理の容易さと放置の原因となる機能上の欠陥がないことである。設計に際しては、児童・生徒・教師・管理者の意見と目的を十分聴取し、維持管理の合意を得ることが必要である。

##### (6) 創造性

どの施設も単一の目的のために設置するものではなく、さまざまな発展のきっかけとなるように考慮すべきである。

児童・生徒の創造力はたくましいものであり、その発展を阻害し一方的な押し付けに終始するような施設であってはならない。

##### (7) 安全性

どのような施設でも危険性は内在されている。それを危惧するあまり、過度の安全性を確保し、児童・生徒の興味を減少させることは好ましいことではないが、内在されている危険性を構造上・機能上で助長してはならない。

##### (8) 配置

校舎からの避難設備（救助袋）の着地点より1.5m以内や昇降口の前面には障害となるような施設を設置しない。

※ 屋外環境施設の設置にあたって注意することは多いが、技術者として少なくともこれらの点には十分な配慮が必要である。狭い敷地内に種々の目的を達するような様々な施設を設置することは困難であるが、次代を担う児童・生徒にとってより良い環境と、これら施設を利用し教育が創造されることを願って整備を進めたい。

## 2 注意事項

- (1) 構造物を設置する際には、地下埋設物の有無・土被り等を調査し支障のないよう設計する。
  - (2) 構造物はその種類に応じ、安全を確保するための面取りを行う。
  - (3) 給水・電気設備は、必要に応じて別途平面図を作成する。
  - (4) 避難通路となっている場合は有効幅員を建築指導課へ確認し必要な幅員を確保すること。
  - (5) 昇降口の前面には、障害となるような施設を設置しない。
  - (6) 既設校での器具の再使用は状態を確認のうえ可否を判断する。  
⇒設置から15年（標準使用期間※）を超えている場合は更新を基本とする。
  - (7) 再使用可能なものは、塗装工（ケレン、鋸止め、合成樹脂調合ペイント：SOP）を加算する。
  - (8) 遊具設置は、安全領域に注意し、原則1.8m以上（安全領域※）とする。
- ※出典：遊具の安全に関する規準（日本公園施設業協会）
- (9) 既存の滑り台、回旋塔、ブランコその他標準以外の遊器具は整備の際に撤去する。
  - (10) 材質については、プラスチック素材を使用した際、静電気が発生し、補装具に影響を与えた事例もあるため、材質の選定には留意すること。

## 3-1 学習及び運動施設一覧

設計

### 1 一覧表

(1) 学習施設

「建替時必要度」建替時及び新築時も含む  
◎:必須 ○:地域性等を考慮し検討 無印:必須でない

施設名	建替時 必要度		標準 図	用途・備考	標準規模・形状・仕様
	小	中			
造形砂場	◎		無	有効スペースにて決定	角部は面取り 洗い川砂（細目）
百葉箱	◎	○	有		
旗竿台	◎	◎	有	運動会、体育際等での掲揚	
花壇、畑	◎		有	給水設備、日照の確認 主に所在の地域性により設置。	レンガ縁石 H=20cm 客土=50~70cm

## (2) 運動施設

「建替時必要度」建替時及び新築時も含む  
 ◎:必須 ○:地域性等を考慮し検討 無印:必須でない

施設名	建替時 必要度		標準 図	用途・備考	標準規模・形状・仕様
	小	中			
トラック（標準）	◎	◎	無	トラック周囲に7mのクリアランスを確保する	小 120m W=1.25m × 6コース 7.5m 中 150m W=1.25m × 6コース 7.5m
直走路	◎	◎	無	校庭面積による配置 助走に10m、走り抜けに20m程度確保する	50m W=1.25m × 6コース
体育砂場	◎	◎	有	二方向からの助走路確保 樹は助走路内に設置しない	小 5m × 10m 中 5m × 10m 洗い川砂（中目）
鉄棒	◎	◎	有	安全基準※に適した製品とし、原則、塗装以外の修繕は行わず、撤去・新設とする	小 H=0.9~1.1(5連) H=1.3(5連)、H=1.5(3連) 中 H=1.3(3連)、H=1.5(5連)
ジャングルジム	◎		有	鉄棒「用途・備考」欄と同様	
雲梯	◎		有	鉄棒「用途・備考」欄と同様	
のぼり棒（ハント一棒）	○		有	鉄棒「用途・備考」欄と同様	
肋木			有	原則、屋内運動場に設置してあるため、屋外には不要。	
サッカーコート	◎	◎	無	コートの周囲に安全に配慮したクリアランスを設けること	コートの大きさ 小 50m × 68m 中 45m × 90m
バレー・テニス兼用ポスト		◎	有	移動式（主に中学部活動）	バレー・テニス 兼用ポスト
バスケットゴールポスト		○	有	固定式または移動式（主に中学部活動）	中 H=3.05m

## 2 トラック、直走路

- (1) 人孔、スプリンクラー等はトラック内に入らないよう注意する。
- (2) やむを得ず人孔がトラック内に入る場合は表面に露出しないよう埋めるか、表面をゴムなどでカバーする。
- (3) グラウンドマークは、学校の立会いを得て設置する。

### 3 鉄棒、ジャングルジム、雲梯、ハント一棒等

- (1) 安全領域は、原則として1.8m以上確保する。（※遊具の安全に関する基準：日本造園施設協会）
- (2) 支柱のコンクリート基礎上面は、最高部をG.Lより10cm下がりとする。
- (3) 銘板（設置年月、メーカー名記載）、品質保証書、生産物賠償責任保険証の確認をする。  
銘板は遊具に貼り付け、証書は竣工書類と共に学校保管とする。
- (4) 目が届きやすく、安全管理のしやすい場所に設置する。
- (5) 材料の肉厚、径等の形状寸法及びメッキ処理を確認する。
- (6) 現場塗装（3回塗）は各回の写真で確認する。
- (7) 溶接部に空気穴、未着部、バリがないことを確認する。
- (8) 既設施設の移設にあたっては、その可否（古い、使っていない）を十分検討する。
- (9) 塗装で使用するシンナー等の取扱い保管には十分注意する。
- (10) 鉄棒の高さについては、校長と協議の上決定する。
- (11) バスケットゴールを固定する場合は、設置位置を校長と打ち合わせる。

### 4 体育用砂場

- (1) 二方向からの助走路を確保する。
- (2) 高鉄棒を設置する場合の基礎の位置は、体育用砂場のゴム枠に接して施工する。
- (3) 排水枠は、助走路及び鉄棒の下には設置しない。また、蓋は穴のないものを使用する。
- (4) ゴム蓋枠の高さは、グラウンドの雨水が流入しない様、段差（3cm程度）をつける。

### 5 グラウンド（特殊コート）

- (1) 校庭全面舗装校は5校である。（青木小、森東小、横浜吉田中第2グラウンド、MM本町小、市場小けやき分校）なお、特殊事情がある場合に限り特殊舗装を検討する。
- (2) 遊水池の有効利用としてコート設置する場合の条件…メーカーと十分検討すること
  - ア 本グラウンドと離れておりスプリンクラーの設置が難しく。周辺より埃の苦情がある。
  - イ 冬季に霜、湧水があるなど使用に支障がある。
  - ウ 車両の乗り入れがないこと。
  - エ 特殊コート内には移動式バスケットゴールは設置しないこと。

### 3-2 造園施設

#### 1 造園施設一覧表

「建替時必要度」建替時及び新築時も含む  
◎:必須 ○:地域性等を考慮し検討 無印:必須でない

施設名	建替時 必要度		標準図	標準規模・形状・仕様	備考
	小	中			
張り芝				校庭内の芝は、ティフトン419を標準。	平地、斜面別に三斜計算
樹木	◎	◎		ネームプレート1樹種に1枚以上	小学校は必須

## 2 注意事項

- (1) 植栽は学校用務員が維持管理を実施できることを前提に計画する。高木・大木化する樹木や、松など樹形管理が必要な樹木は植樹の対象としない。
- (2) やむを得ず高木を植樹する場合は、公園緑地設計指針※に記載のある小喬木に属する樹種とする。

※参照 公園緑地設計指針（横浜市環境創造局）表8-1 主な中・高木の植栽間隔  
小喬木 植樹間隔 7～5m 図面表示の直径 4～3m
- (3) 緑化率は20%が目標（みどりアップ推進課）だが、20%に満たない場合、現況の緑化率で計画通知の手続きを行う場合もある。その際、設計時の緑化率の維持が求められるので、伐採した場合は代替えの植樹が必要となる。計画通知の手続きが必要な工事が予定されている学校で伐採を行う場合は、營繕係、整備係と植樹等の分担・時期について調整を行うこと。
- (4) 植樹をする際は、学校と相談し、植樹の樹種を確定する。隣接地との境界沿いにおいては植栽密度に加え生育後の樹木が境界を越境することや落ち葉の飛散などを考慮したうえで植栽位置を決定する。また、周辺住民の被る不利益についても十分に考慮すること。
- (5) 防塵対策は防砂ネットを設置することとする。官民境界付近は維持管理面から低木を植樹するものとする。
- (6) 斜面地の樹木は維持管理に困難なことや倒木等の事故の発生の恐れがあるため、植樹を行わない。強風による倒木が予想される樹木は撤去を基本とする。
- (7) 害虫による被害が予想される樹木は子供たちが接触しないよう注意する。
- (8) 池、プール周囲には落葉樹は植樹しない。
- (9) レモンやバラなど、先端の鋭い木、トゲのある木は植樹しない。また、つる性植物は成長が早く学校側で管理できないため植樹しない。生垣を計画する際は、維持管理できるか学校用務員と協議すること。
- (10) 舗装面に残る樹木には、舗装止等により保護柵を設ける。その際は雨水の流入が可能となるよう、図面上に高さ指定をする。
- (11) 法面保護のために種子吹付を行う場合は、季節、土質等により発芽状態に問題や、火災等の危険も予想されるので、種子の選定を適切なものとする。特に背たけの長くなるものは、採用しない。
- (12) 新植の樹木にはネームプレートを計上する。※小学校は必ず設置する。
- (13) 植栽後も周辺施設に被害（根上がりによる埋設管の破損、舗装劣化、幹の倒状による外柵の破壊、枝による防球ネットの突き破り、境界の越境等）を及ぼさないように配慮して植樹する。  
(根、枝、幹等の成長後を見越した配置にする。)
- (14) 引込電柱等の近くに植栽を設ける場合は、成長した樹木が干渉しないよう適切な隔離をとること。
- (15) 外灯、UGS（地中線用負荷開閉器）の近くに植栽を設ける場合は、それらの維持管理のために必要な動線を植栽でふさがないようにすること。
- (16) 設計者へ事前説明、調整が必要になる。（緑化率、樹種の選定、植樹場所等）
- (17) 伐採、植樹など、植栽を変更した場合は、植栽台帳等を修正すること。

### 3-3 舗装工

#### 1 注意事項

- (1) As 舗装は可能な限り透水性とする。舗装構成は（表1-1）のとおりとする。
- (2) インターロッキング舗装は不等沈下、水たまりが発生しやすいため、原則、設置しないもとする。
- (3) 既設舗装部の打替はオーバーレイか、表層のみ打替えするか経済比較のうえ決定する。
- (4) すべりやすい材料（タイル、平板等）は使用しない。タイルはポイント的な使用に限定する。
- (5) 校内 Co 舗装は、土間コンクリート（ $t = 7\text{ cm}$ ）を標準とする。真空処理舗装は必要な場所に限定し、校内はほうき目仕上げで十分である。車両乗り入れ部は AS 舗装とする。
- (6) カラー舗装は維持管理面から極力避けること。また、車両乗入れ部の使用は不可とする。
- (7) 舗装部の排水は図面に水勾配を明示して樹に導くようにする。
- (8) 歩行動線について十分検討し、鋭角部は必ず隅切を行う。
- (9) 外周道路の整備（舗装構成等）については、道路局の道路構造物標準図集の基準を準用するものとする。

表1-1（舗装構成）

	タイプ		用途	備考
As 舗装	密粒 RAs 基層（粗粒） RC-40	5 cm 5 cm 25cm	校地内の車両進入部	給食室周りなど、車両の乗り入れ部分には透水性アスファルトは使用しない。
	透水性 RAs RC-40	4 cm 10cm	校地内歩道	
Co 舗装	表層 RC-40	7 cm 10cm	校地内歩道	土間コンクリート

#### 2 積算

- (1) 舗装タイプごとに面積を集計する。人孔、側溝、樹木枠の面積は控除する。
- (2) 施工方法は施工場所、規模は十分検討のうえ機械・人力施工を決定する。
- (3) 校内の設備関係配管は土被りの少ない所もあるので、掘削深さを考慮し事前調査も十分行うこと。

### 3-4 外構施設

#### 1 施設一覧

防護施設とは、人や物の転落、飛来、侵入等の防止を目的とした囲障的構造物の総称である。

項目	用途	備考
ネットフェンス メッシュフェンス	侵入防止	小学校、中学校とも原則として $H=1.8$
目かくしフェンス	プール周りや、人家に接しており住民から強い要望がある場合 検討	
防球ネット	コンクリート柱を標準とする	小学校 $H=11\text{m}$ 、中学校 $H=14\text{m}$ とする。※最大 15.0mまで
門扉	人、車の通行（なるべく人と車を分離する）	正門、通用門、給食車等資材搬入用専用門が必要。

## 2 一般的注意事項

- (1) デザインや構造を決定するについては、次の点に注意する。
  - ア 安全性：子供達が乗ったり、いたずらをしたりしてもケガをしないか、倒れないか、ハサマれないかなどを考慮する。
  - イ 美観：単に門扉だけでなく、門全体の調和はとれているか、建物や樹木との調和はとれているか考える。袖壁は圧迫感のないよう考慮する。
  - ウ 縦断勾配：傾斜部の門は車の腹が当たらないよう考慮する。
  - エ 重量：門の開閉は、容易となるように重量を確認する。
  - オ 排水：レール基礎部に滞水しないよう注意する。
- (2) 門壁には校名板（正門、通用門）をつける。工事分担は建築担当と調整を行うこと
- (3) 門付近に段差が生ずる場合は、1/15 以下の勾配とする。歩車道切下げが必要な場合は、自費道路工事用の図面等を別途作成する。（平面図、断面図、構造図、現場写真等）

## 3 ネットフェンス

ビニール被覆ネットは、ビニールと鉄線間に水が入り錆による腐食が激しいためビニール被覆のない亜鉛メッキ着色フェンス（JIS-C-G-3）とし、網目は童・生徒の足が入りにくい#10×40mmを標準とする。

## 4 目かくしフェンス

風荷重に耐えられる構造とするため、基礎が大きくなることを見込んでおく。

## 5 防球ネット、防砂ネット

近隣住民からはより高いネットの設置を望むケースが多いが、最大高さ小学校は11m、中学校は14mを標準とする。高校等で14mを超える場合は、建築基準法上の工作物に該当するので、営繕係等と調整する。

- (1) 設置位置は児童・生徒の衝突を避けるため、植栽帯の外側とする。やむを得ず内側とする場合は、緩衝マット等で保護する。ただし、植栽の成長によりネットが破損することがない位置に設置すること。
- (2) 新規に防球ネットを設置する場合は、防砂ネットを防球ネット柱へ共架が可能となるように設計・設置を行う。
- (3) 防塵対策は散水を基本として、住宅の張り付き、地域性、学校の要望を考慮し、防砂ネットを設置する。ネットの高さは周囲の土地利用などを考慮し検討するものとする。なお、風圧の計算は行うものとする。
- (4) 構造計算（風圧含め）は、設計業者により実施する。

## 6 門扉、門袖

門扉は地上高1.5～1.8mとする。門袖は門扉高に5cmを加えた高さを標準とする。

- (1) 門扉は開閉が容易な重量にする。
- (2) 門扉の位置は、児童・生徒の道路への飛び出し及び車を道路上に停車させて門の開閉をすることを避けるため、境界線から3m以上離すことを標準とする。
- (3) アルミ製の門扉は強度上の検討を十分行うこと。引戸式門扉は、レール上に土砂堆積防止及び排水の工夫をすること。
- (4) 門袖はRC、プレキャスト等を基本とする。
- (5) 門扉は電子錠が設置できる構造とするため、鉄門等は避けること。
- (6) 電子錠は、原則3箇所まで設置できる（正門、通用門、給食車等搬入用門）。申請先は営繕係。

	用途・位置	構 造
正門	玄関へ通じる学校の顔としてふさわしい位置に設置する。	間口 6 mを標準とする。車と別に人間用の通用口を設ける。H=1.5~1.8mとする。
通用門 給食車等搬入用門	グラウンド、校舎裏、給食室への出入口であり、消防車、給食車通学用として用いる。	消防車両用は最低 5 m巾 その他は4 m以上とする。

### 3－5 散水設備

新規に設置するものは腰かけ式とする。

現在、「埋込み式」から「腰かけ式」への改修を行っているが、設計・監督は機械設備課が担当するため、下調・施工依頼が必要となる。

※プールの水源切り替え工事も含む…受水槽のフェンス、基礎の撤去も機械設備課

散水設備工事は校庭整備工事も必要となり、予算の関係から実施できる校数に限りがある。プール水源を使用することは、衛生上の問題もあるため早期に改善が必要となるため、散水設備工事を伴わない水源切替工事単体でも実施するものとする。

### III 建替え編

今後、建替えが順次行われていくため、建替え時の留意点等について、以下、抜粋して記載する。については、前途しているⅠおよびⅡと重複する内容も含まれる。

#### 1 基本事項

##### (1) 基準

建替え時の設計・施工については、校庭整備（設計・工事）の手引きを参考して進めることとし、将来的に維持管理の負担が増大する様子がないように検討した上で施設を整備する。また、使用する材料は耐久性、入手の容易性などを考慮し、一般的な汎用品とする。

##### (2) 検討範囲

建替えの設計時に施設更新を検討する範囲は、以下のものとする。

- ア グラウンド
- イ 学習及び運動施設
- ウ 外構（防球ネット、防砂ネット、フェンス、門扉等含む）
- エ 擁壁
- オ 樹木
- カ 排水施設
- キ 外周道路（拡幅含む）
- ク 散水設備

##### (3) 設計時期

建物配置が完了した後、配置を変更することは困難であるため、上記(2)の検討は、設計初期の建物配置を検討する際に同時に実施し、基本的な配置を確定するものとする。

また、基本設計完了時、実施設計完了時、建築工事完了時、校庭整備工事完了時において、「4 建替え工事計画状況表【様式】」と全体計画図面を、受託業者にて作成し、教育施設課校地係へ提出するものとする。

#### 2 留意事項等

##### (1) グラウンド

ア 適切なグラウンドの配置と面積の設定（Ⅰ用語の定義と配置計画等 参照）

- ① 児童・生徒の人数に合わせたグラウンド面積を確保する。
- ② トランク、サッカーコートが設定できる配置とする。
- ③ 適切なクリアランスを確保する。

イ 流域貯留施設の整備

- ① 必要性の有無については、関係部局と調整を行う。
- ② 設置費及び維持管理費については、校舎を建築するために必要となるものは教育委員会事務

局で負担するものとする。その他の理由で施設の設置が必要な場合は、設置費用等について関係部局と調整を行うこととするが、基本的に必要部局が負担することを基本とする。

③グラウンドに雨水を貯留するグラウンド式の貯留施設は、学校授業に影響があるため、基本的に設置しないものとする。

ウ 工事期間中のグラウンドの運用

① 工事期間中のグラウンドの運用については、学校へヒアリングを行い、仮設のグラウンド設置の有無について判断を行う。

② 仮設のグラウンドを設置する場合は、業務効率を考慮し、建築工事のなかで実施する。

エ 役割分担

① グラウンド整備工事、散水設備工事の下調等の事務手続きは、校地係で実施する。

② グラウンド、校舎の配置を決定する際の学校ヒアリングは、整備係、校地係で協力して実施する。

(2) 学習及び運動施設

ア 設置する施設は、Ⅱ屋外環境施設の一覧を参照する。

イ 設置する際は、学校に十分ヒアリングを行い、設置の必要性、配置について検討する。

ウ 学習施設は適切な維持管理が必要なため、学校が長期間維持管理できる施設量とする。

(3) 造園施設

ア 植栽は学校用務員が維持管理できる計画とする。

イ 風致地区などやむを得ず高木の植樹が必要となった場合、環境創造局作成の公園緑地設計指針に記載のある小喬木に属する樹種とする。

ウ 緑化率の検討を行う際、既存樹木の健全性の確認を行い、植替え等の計画を立てたうえで、適切な処置を行う。(建築物は伐採の制約になるため、新校舎建築に着手する前に伐採を行うことが望ましい。)

エ 植栽台帳を作成する。

オ 中高木の維持管理に高所作業車が必要となるため、車両通行が可能となるように、植樹場所や建物配置に留意すること。

(4) 舗装

ア AS舗装は可能な限り透水性舗装とする。

イ インターロッキングは不当沈下等が発生しやすいため、原則、設置しないものとする。

(5) 外構施設

ア 防球ネットは、現行基準を満たさないものについては新設し、防砂ネットが必要な場合は、共架とする。

イ グラウンドに付随しない通路等の外構施設については、原則、建物工事で実施する(施工性等を考慮し、合理的に判断すること)。

(6) 排水施設

- ア グラウンドの排水施設の流末は、周辺道路に配置されている下水管の状況を考慮して設計すること。
- イ 建物側の排水設備検討時に合わせてグラウンドの流末の検討を行う。
- ウ 周辺道路に配置されている下水管の更新及び新設は基本的に認めない。

(7) その他

- ア 不明管を無くすため、地下埋設物台帳を作成する。

### 3 工期について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の育成・確保と労働環境の改善を図るため、適切な工期設定が求められている。そのため、以下の点に留意し、適切な工期を確保することとする。

- (1) グラウンド整備工事（Ⅲ 1 （2）検討範囲含む）は、基本構想時から工期設定を行う。
- (2) 整備する施設数、校庭面積等により工期が異なるため、整備内容に応じた工期設定を行う。
- (3) 整備内容が確定していない段階では、グラウンド整備（L型側溝、碎石スクリーニングス、屋外環境施設設置のみ）6か月、散水設備で3か月の実工期を下限値として設定する。ただし、補助事業については、交付決定前（4、5月）の契約はできないため留意する。
- (4) 年度末に工事が完了となる場合は、現場完了後、2か月の整理期間を設けて工期設定を行うこと。  
(例：1月現地完了、資料整理後、3月完了検査)

## 4 建替え工事計画状況表【様式】

基本設計完了時点、実施設計完了時点、建築工事完了時点、校庭整備工事完了時点に校地係へ提出してください。

学校名	〇〇区 〇〇〇学校
-----	-----------

基本設計完了時点(提出日)	業者名
年 月 日	
実施設計完了時点(提出日)	業者名
年 月 日	
建築工事完了時点(提出日)	業者名
年 月 日	
校庭整備工事完了時点(提出日)	業者名
年 月 日	

面積について、更新してください。また、全体計画図も併せてご提出ください。

敷地面積	m <sup>2</sup>
校舎・体育館面積	m <sup>2</sup>
プール面積	m <sup>2</sup>
校庭面積	m <sup>2</sup>
グラウンド面積	m <sup>2</sup>
緑化面積	m <sup>2</sup>
緑化率	%

該当項目に○をつけ、数量・仕様等を記入してください。

	項目	基本設計完了	実施設計完了	建築工事完了	校庭整備工事完了	数量・仕様
学習施設	造形砂場					
	百葉箱					
	旗竿台					
	花壇					
	畠					
運動施設	トラック					1周( m) 幅( m) コース数( コース)
	直走路					溜まり( m) 直走路( m) 走り抜け( m)
	体育砂場					
	鉄棒					高さ( m)( 連)
	ジャングルジム					
	雲梯					
	のぼり棒 (ハント一棒)					
	肋木					設置場所 (校庭or 屋内運動場)
	サッカーコート					m× m
	テニス用ポール					組
	バレー用ポール					組
	バスケットゴール					組 (固定式 or 移動式)
	張り芝 ( 場所 )					面積 m <sup>2</sup>
舗装	アスファルト舗装(密粒)					面積 m <sup>2</sup> 厚さ cm
	コンクリート舗装					面積 m <sup>2</sup> 厚さ cm
	特殊舗装( 場所 )					面積 m <sup>2</sup> 厚さ cm

該当項目に○をつけ、数量・仕様等を記入してください。

	項目	基本設計完了	実施設計完了	建築工事完了	校庭整備工事完了	数量・仕様
外構施設	ネットフェンス					高さ( m) 延長( m)
	メッシュフェンス					高さ( m) 延長( m)
	目隠しフェンス					高さ( m) 延長( m)
	防球ネット					高さ( m) 延長( m)
	防砂ネット					高さ( m) 延長( m)
	門扉(呼称 正門など)					高さ( m) 延長( m)
	門扉(呼称 正門など)					高さ( m) 延長( m)
	門扉(呼称 正門など)					高さ( m) 延長( m)
散水設備	ヘッド(腰掛式)					型式( )
	ヘッド(埋込式)					型式( )
	ポンプ					型式( ) 口径 mm kw
	制御盤					
	遠隔操作盤					基(場所 )
	水源					
舗装	L型側溝(L- )					延長 m
	L型側溝(U-180)					延長 m
	L型側溝(U-300)					延長 m
	雨水枡					箇所
	塩ビ枡					箇所
	特殊集水枡					延長 m
	排水管					